

調 査 報 告 書

東京工業高等専門学校の自死事案に係る第三者調査委員会

令和6年8月1日（令和6年11月20日一部表記等修正）

目次

第1 調査の概要	5
1 事案の概要	5
2 委員会設置の経緯	5
3 第三者委員会の目的及び目標	6
4 活動の経過	6
第2 事案について	13
1 本件の概要	13
2 野村陽向について	13
(1) 経歴	13
(2) 東京高専入学までの野村陽向	13
(3) 東京高専への入学と野村陽向の死亡	18
3 東京高専及び高専機構について	18
(1) 東京高専	18
(2) 高専機構	20
第3 本件自死までの事実関係	21
1 東京高専入学後の野村陽向について	21
(1) クラスでの様子	21
(2) 学生会等の活動での様子	22
(3) アルバイト	25
(4) 野村陽向について（まとめ）	28
2 野村陽向が自殺に至るまでの事実関係	29
(1) 学生会長としての活動	29
(2) コロナ禍におけるくぬぎだ祭実施をめぐる状況	33
(3) 新会計使用法の提案と実施	41
(4) 会計監査の実施	47

(5) 野村陽向の自殺	59
第4 野村陽向の自殺とその原因	74
1 はじめに	74
2 野村陽向の自殺に影響した可能性のある要因	75
(1) 遠位の要因	75
(2) 中位の要因	78
(3) 近位の要因	85
3 自殺へと至るプロセスに関する考察	89
第5 本件自死までの検証	95
1 本項の目的	95
2 本件の背景について	95
(1) 野村陽向と学生会活動	95
(2) テント事件 2019 年秋	96
(3) 学生会の会計問題への取り組み 2019 年から 2020 年 9 月	97
(4) コロナ禍でのくぬぎだ祭問題 2020 年 4 月から 8 月	98
(5) 高専教員 A によるハラスメント問題 2020 年 6 月 13 日から 19 日	100
(6) 新会計使用法の提案と実施	103
(7) 会計監査問題	105
(8) 野村陽向の自殺	111
3 検討	111
(1) 検討の視点	111
(2) コロナ禍のくぬぎだ祭問題—高次の判断者としての野村陽向	114
(3) 新会計使用法の提案と野村陽向が背負った過大な管理責任	115
(4) 会計問題と懲戒処分 of 示唆	116
(5) 組織的対応から逸脱した高専教員 A の監査主導	117
(6) いかにすれば野村陽向の自殺を回避できたのか	118
第6 本件自死発生後の事実関係	119

1	自死発生後の学校の対応	119
	(1) 遺族への対応	119
	(2) 学生・保護者への周知・ケア	128
	(3) ハイリスクの学生への対応	130
	(4) 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針〔改訂版〕」に則った組織的対応 132	
2	高専機構の対応	138
	(1) 本件発生以後、第三者調査委員会設置まで	138
	(2) 第三者調査委員会設置	141
	(3) 第三者調査委員会設置後	142
	(4) 第三者委員会設置要項制定	148
	(5) 第三者調査委員会委員交代	150
	(6) 学生会室の使用	150
第7	東京高専及び高専機構についての検証	151
1	沿革、教育内容等	151
	(1) 東京高専	151
	(2) 高専機構	163
2	学校及び高専機構の組織上の問題について	175
	(1) 学生と教員の関係	175
	(2) 学生の自治と教職員の関係	177
	(3) 東京高専における学生対応の問題	182
	(4) 自死発生後の対応の問題	185
	(5) 高専機構と各高専との関係	188
第8	提言	192
1	東京高専に関する提言	192
	(1) 高専ギャップに対するフォロー	192
	(2) 学生と教員の関係性の確認	194

(3) 学生の自治との関係	195
(4) 組織的対応のための体制整備	196
2 高専機構に対する提言	197
(1) 高度な専門性に基づく指導助言機能	197
(2) 高専機構の重大事態への対応体制の整備	198
(3) 調査研究及び研修等の重要性	199

第1 調査の概要

1 事案の概要

令和2年10月5日、国立東京工業高等専門学校（以下「東京高専」または「高専」という。）3年電子工学科に在籍していた野村陽向が、自宅自室において自ら命を絶つという事案が発生した。

2 委員会設置の経緯

野村陽向の遺族は、令和2年10月7日、東京高専に対し、当該事案を解明するため学校として調査をするよう求めた。

同月から同年12月にかけて、東京高専は学校内で調査委員会を設置し、関係者へのヒアリング調査等（以下「基本調査」という。）を行った上で、基本調査報告書を作成した。

しかし、基本調査及び基本調査報告書の内容が不十分だったことから、東京高専の設置者である国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）は、令和3年1月、遺族から追加調査の要望があったため、高専機構を設置者とする第三者調査委員会の設置を決定した。

その後、東京工業高等専門学校の自死事案に係る第三者調査委員会（以下「当委員会」という。）が設置され、令和3年8月8日、当初選任された委員である野村武司委員長（東京経済大学教授、弁護士）、原口暁美委員（弁護士・東京弁護士会所属）、藤平敦委員（日本大学教授）、松本俊彦委員（精神科医・国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）を構成員とする、第1回調査委員会が開催された。

令和4年4月29日、同日に予定されていた第14回調査委員会での聴き取り調査に先立ち、藤平敦委員から調査対象者の一人と面識がある旨の申告があった。これを受け、同日に開催された第14回調査委員会において、藤平敦委員の辞任が決定された。後任の委員として、福嶋尚子委員（千葉工業大学准教授）が選任され、令和4年6月5日に開催された第16回調査委員会から調査

活動に加わった。

3 第三者委員会の目的及び目標

当委員会は、当該事案の経緯を踏まえて、以下の事項を調査目的及び目標とすることとした。

- ・ 野村陽向の人間関係、人物像の把握
- ・ 自死に至る事実経過の検証
- ・ 自死の背景、原因の解明
- ・ 事案の前後における学校の対応の検証
- ・ 東京高専及び高専機構の特殊性に関する検討
- ・ 必要な改善方策に関する提言

4 活動の経過

当委員会の具体的な活動経過、調査及び審議内容は以下のとおりである。

第1回 令和3年8月8日

- ・ 当該事案の概要及び経緯に関する説明
- ・ 委員会の運営方法の確認
- ・ 今後の進行に関する検討
- ・ 出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、下田貞幸、機構教員 A、
機構職員 A

第2回 令和3年8月28日

- ・ 調査事項の審議、検討
- ・ 調査資料の検討
- ・ 出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、機構教員 A、機構職員 A

第3回 令和3年10月10日

- ・ 調査事項の審議、検討
- ・ 資料の確認

- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、機構教員 A、機構職員 A

第 4 回 令和 3 年 1 1 月 2 3 日

- ・ご遺族との面談

- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、機構教員 A、機構職員 A

第 5 回 令和 3 年 1 2 月 1 9 日

- ・現在までの進捗状況の確認

- ・野村陽向の様子や人間関係について、教員に対する聴き取り調査の実施

- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、山口俊樹、小久保真夕

第 6 回 令和 4 年 1 月 2 3 日

- ・教員からの聴き取り調査の結果確認

- ・聴き取り調査の対象とする学生の検討

- ・今後の進行に関する検討

- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、山口俊樹、小久保真夕

第 7 回 令和 4 年 2 月 2 3 日

- ・対象学生に対する協力依頼への返答状況の確認

- ・個別の対応を要する対象学生への対応検討

- ・聴き取り調査の方法、段取り等に関する検討

- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、山口俊樹、小久保真夕

第 8 回 令和 4 年 3 月 6 日

- ・対象学生に対する質問事項の検討

- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、山口俊樹、小久保真夕

第 9 回 令和 4 年 3 月 9 日

- ・対象学生 7 名に対する聴き取り調査の実施

- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、山口俊樹、小久保真夕

第 1 0 回 令和 4 年 3 月 2 1 日

- ・対象学生 8 名に対する聴き取り調査の実施

- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、山口俊樹、小久保真夕

第 1 1 回 令和 4 年 3 月 2 6 日

- ・対象学生からの聴き取り調査の結果確認
- ・調査に必要な追加資料の検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、山口俊樹、小久保真夕

第 1 2 回 令和 4 年 4 月 9 日

- ・対象学生 2 名に対する聴き取り調査の実施
- ・出席者：野村武司、原口暁美、山口俊樹

第 1 3 回 令和 4 年 4 月 2 0 日

- ・教職員に対する質問事項の検討
- ・聴き取り調査の段取り等の確認
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦、山口俊樹、小久保真夕

第 1 4 回 令和 4 年 4 月 2 9 日

- ・教職員 4 名に対する聴き取り調査の実施
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、藤平敦（聴き取り調査実施前に退席）、山口俊樹、小久保真夕

第 1 5 回 令和 4 年 4 月 3 0 日

- ・教職員 4 名に対する聴き取り調査の実施
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、山口俊樹、小久保真夕

第 1 6 回 令和 4 年 6 月 5 日

- ・現在までの進捗状況の確認
- ・追加の聴き取り調査の実施について検討
- ・報告書の目次及び骨子についての検討
- ・今後の進行に関する検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福嶋尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 1 7 回 令和 4 年 6 月 2 6 日

- ・ご遺族との面談、聴き取り調査の実施
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福嶋尚子、山口俊樹

第 1 8 回 令和 4 年 7 月 1 7 日

- ・追加の対象者 3 名に対する聴き取り調査の実施
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、小久保真夕

第 1 9 回 令和 4 年 8 月 6 日

- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 2 0 回 令和 4 年 8 月 2 1 日

- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、小久保真夕

第 2 1 回 令和 4 年 9 月 1 4 日

- ・追加の対象者 1 名に対する聴き取り調査の実施
- ・出席者：原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 2 2 回 令和 4 年 9 月 2 1 日

- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 2 3 回 令和 4 年 1 0 月 1 6 日

- ・報告書案の作成、検討
- ・高専機構職員に対する聴き取り調査の実施について検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 2 4 回 令和 4 年 1 1 月 2 3 日

- ・報告書案の作成、検討
- ・高専機構職員に対する質問事項の検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 2 5 回 令和 4 年 1 2 月 2 1 日

- ・高専機構職員に対する聴き取り調査の実施
- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 2 6 回 令和 5 年 1 月 9 日

- ・ 報告書案の作成、検討

・ 出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 2 7 回 令和 5 年 2 月 8 日

- ・ 高専機構職員に対する質問事項の検討

・ 野村陽向のアルバイト先に対する聴き取り調査の実施について検討

・ 出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、小久保真夕

第 2 8 回 令和 5 年 2 月 1 5 日

- ・ 高専機構職員に対する聴き取り調査の実施

・ 出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 2 9 回 令和 5 年 2 月 2 6 日

- ・ 報告書案の作成、検討

・ 出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 3 0 回 令和 5 年 3 月 4 日

- ・ 野村陽向のアルバイト先に対する聴き取り調査の実施

・ 出席者：野村武司、原口暁美、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 3 1 回 令和 5 年 3 月 2 2 日

- ・ 報告書案の作成、検討

・ 出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 3 2 回 令和 5 年 4 月 4 日

- ・ 報告書案の作成、検討

・ 出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第 3 3 回 令和 5 年 4 月 1 6 日

- ・ 報告書案の作成、検討

・ 出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、小久保真夕

第 3 4 回 令和 5 年 4 月 3 0 日

- ・ 報告書案の作成、検討

- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕
- 第35回 令和5年5月14日
- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕
- 第36回 令和5年5月28日
- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕
- 第37回 令和5年6月15日
- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕
- 第38回 令和5年7月2日
- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、山口俊樹、小久保真夕
- 第39回 令和5年7月23日
- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕
- 第40回 令和5年8月28日
- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕
- 第41回 令和5年9月10日
- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕
- 第42回 令和5年10月1日
- ・報告書案の作成、検討
- ・出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕
- ご遺族との面談 令和5年10月2日
- ・出席者：野村武司、福島尚子、小久保真夕

第43回 令和5年10月12日

- ・ 報告書案の作成、検討

- ・ 出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、山口俊樹、小久保真夕

第44回 令和6年6月17日

- ・ 報告書案の修正、検討

- ・ 出席者：野村武司、原口暁美、松本俊彦、福島尚子、小久保真夕

第2 事案について

1 本件の概要

本件は、東京高専の3学年に在学していた野村陽向（敬称略、以下、同じ。）が、令和2年10月2日に学生会の予算執行にかかる監査の通告を受けた後、同監査が行われる直前の同月5日未明に、自宅の自室で遺書を残し、死亡したという事案である。ロープを使つての自殺とみられる。

2 野村陽向について

（1）経歴

野村陽向は、平成14年7月11日、父（■■■■年生）、母（■■■■年生）の間に出生している。■■歳下の妹がいる。野村陽向は、■■■■に生まれ、■■■■幼稚園、■■■■小学校、■■■■中学校を経て、平成30年4月に、東京高専に進学した。

（2）東京高専入学までの野村陽向

ア 幼児期 幼稚園時代

野村陽向は、幼稚園に入る前から、「子どもクラブ」に通うなどしていた。「子どもクラブ」は、最初は遊びを中心に人との協調性を学ぶ場で、年齢が上がると塾のように勉強も教えた。「子どもクラブ」は、2歳から小学校6年生までを対象としていたが、野村陽向は、最上級の小学校6年生まで通った。

野村陽向は、平成20（2008）年、5歳のとき、■■■■幼稚園に入園した。■■歳になり妹が生まれたときは、寂しくなってしまったと幼稚園から連絡を受けて2回ほど母親が迎えに行ったことがあるが、基本的に登園を渋ることなく通っていた。入園後しばらくして、スイミングスクール、スポーツクラブに通い始めた。

スイミングスクールは、幼稚園の水泳の時間に褒められたことをきっかけに、もっと泳げるようになりたいと思って通い出したとのことである。スポーツクラブでは、マット運動や跳び箱を中心に体操を行っており、本人から通いたいとの希望があったので、通わせたとのことある。スポーツクラブは小学校4年

生まで、スイミングスクールは小学校 6 年生まで続けた。

野村陽向は、骨格が細かったが、背は幼稚園のクラスでまん中くらいであり、痩せすぎているというほどではなく、成長曲線の下方ぎりぎりという訳ではなかった。幼児期は、確かに全く太らなかったが、小学校高学年から中学生にかけて、食べる量も増え、体格としても順調に育っていった。

野村陽向は、幼児期から、はっきりと自分の意思を持っており、自分の意思や考えを、父母や「子どもクラブ」の先生らによく伝えることができた。このことは、小学校に上がっても変わらなかった。友だちづきあいは、最初は、相手も見極めるような慎重さがあり、慣れながら関わりを広げていく様子が見られた。その意味では、例えば、幼稚園の頃は、誰とでも遊ぶというより、決まった子どもと遊ぶことが多かったとのことである。

なお、野村陽向は、

眼鏡

を掛けないと遠近感が取りにくい様子で、道を歩いていて電柱に当たってしまったり、スイミングスクールでプールサイドを歩いていてプールに落ちたりすることがあった。眼鏡を掛け始めた頃は、母親が眼鏡を掛けるように注意を促していたが、祖父が眼鏡を掛けていたこともあり、特に眼鏡を嫌がることはなく、そのうち眼鏡を掛けることが自然に自分の生活の一部になった。

イ 児童期 小学生時代

野村陽向は、2009 年 4 月、上述の通り、小学校に進学した。「こどもクラブ」、スイミングスクール、スポーツクラブは、上述のように続けた。

野村陽向は、小学生の頃は、幼稚園の頃と同様、家でよくしゃべる子どもだった。自分のこと以外に、学校でのこと、友だちのことなど、その様子も含めとにかくよくしゃべった。母親が、外で遊ぶことを促していたこともあり、外

で遊ぶことも多かった。近くの公園で、遊んだり、ドッジボールをしたり、サッカーをしたり、野球をしたり、バトミントンをしたりした。小学校の放課後のグラウンド開放を利用して、小学校のアスレチックなどでも遊んだ。運動神経は悪くはなかった。

ところで、小学校の低学年の頃から、「困っているのではないか」等と人のことが気になる子どもだった。そして、人のために何かしたいとの気持ちの強い子どもで、高学年になると、そうした思いからか、学級委員長になるなどした。こうした思いは、中学生になってから、格段に強まったとされる。端から見て、そんなに気にしていると自分が疲れてしまうのではないかと心配になるほどだった。

小学校の学業成績に問題はなく、算数と理科が得意だった。出席状況も問題ない。小学校の通知表の担任の所見欄には、特に、野村陽向の学級活動への評価が記載されており、上記の野村陽向の性格を裏付けるものとなっている。例えば、「生活や音楽のグループ活動では、リーダーシップを発揮し、友だちの意見をまとめながら活動に取り組むことができました。」（2年生1学期）、「生活面でも、休み時間を利用してクラスのみんなを楽しませようと遊びを企画したりと、クラスをより良くしようという姿勢が見られます。今後ともリーダーシップを発揮し、クラスのまとめ役になることを期待しています。」（2年生2学期）、「リーダーシップを強く持ち、クラスの友だちを引っ張っていく存在です。」

（4年生2学期）、「学校やクラスのために進んで働く姿が多く見られ、頼もしく感じました。」（5年生3学期）、「運営委員として、運営委員会では積極的に意見を出したり、進んであいさつ運動をしたりしました。■■■■小をより良くしようとする気持ちが現れていました。」（6年生1学期）などとの記載が見られる。

ウ 思春期 中学生時代

2015年、野村陽向は、■■■■中学校に進学した。野村陽向は、真面目な性格で、正義感が結構強く、知的でリーダー的な存在だった。友人として

は、真面目でおとなしいクラスメイトが多かった。おかしいと思ったことに対して、真面目に正しいことを注意するタイプで、羽目を外す生徒にはやや疎まれていたとの指摘もある。バレンタインデーのエピソードが伝えられているが、「持ち込み禁止のチョコレートを持ってきているのを目にしまうと、立場上、注意するしかなくなるので、自分の見えるところではチョコレートを出さないで欲しいと伝えた」というもので、正しさとともに、相手に逃げ道を与える柔軟性も垣間見られる。

部活動は、3年間、美術部で、3年生のときは部長を務めたが、どちらかというと、部活動よりも生徒会活動（学級代表委員）を優先していた。生徒会活動としては、中学校では、1年生で、学級代表委員（前期）、学級代表委員（学年代表）（後期）を務めている。2年生、3年生においても、常に学級代表委員を務めている。立場上、言いたくなくても言わなければならないことや、みんなを引っ張っていかなければならないこともあったとのことで、クラスの生徒と意見が割れることもあり少し苦労している感じはあった。ただし、本人は、前向きで、いい経験として受け止めていたとされる。

学業成績については、「4」と「5」の評定の科目ばかりで、「3」以下の評定はなかった。中でも理科、数学が得意だった。出席状況も、3年生に2回の遅刻があるのみで、3年間他に欠席早退遅刻はなかった。ただ、2年生のとき、本人としては、提出物も出し、十分に点数を取ったにもかかわらず、評価に反映されていないといって納得せず、もうこれ以上頑張れないと言って、いつもは家族に手渡しする通知表を投げ捨てたことが一度あったとのことである。

通知表の担任の所見欄には、「使命感と責任感をもって、一年間学級代表委員を務め上げました。学級代表の役割ではなくても、先生や友達の手伝う場面も多くあり、とても上手に気配りができました。」（1年生3学期）、「学級代表委員としての活動は、後期も委員を任せたいと思わせるほど積極的な取り組み姿勢でした。特に、継続的な周りへの呼びかけやアンケート結果のデータ処理など、学級の諸問題に前向きに取り組みました。」（2年生2学期）、「学級

代表委員として一年間学年・学級に大いに貢献しました。その中でも不要物の持ち込みについて、しっかりと善悪の判断を持ち、見逃さない姿勢で取り組みました。」(2年生3学期)、「何事にも誠実に取り組み、学級だけでなく学年や学校全体をよくしようと行動しており、大変素晴らしいと感じます。」(3年生2学期)、「何事にも最善を尽くし、周囲の人のことを第一に考えて行動する姿勢が印象的でした。」(3年生3学期)などの記載があり、上記のような野村陽向の様子を裏付けている。なお、生徒会活動では、生徒会長の役職もあり、興味は持っていたようだが、学級活動での体育祭の係の仕事などがやりたいとして、生徒会長に立候補することはなかった。

中学卒業後の進路について、当初は、県立高校への進学を考えていた。しかし、3年生の10月の塾の合同説明会で「高専」を知り、置いてあった高専のパンフレットをもとに自分でどのような学校かを調べ、行きたいと思うようになったとされ、11月には東京工業高専専門学校に学校見学に行っている。父親も、本人の意向に応じて大学の高専卒の同級生に相談するなどをして、家族も東京高専進学に同意し、1月の推薦入試に向けて準備をすることになった。この推薦入試で野村陽向は東京高専に合格した。

東京高専に進学を決めた経緯としては、野村陽向は、小学校からずっと理科・数学が好きで、将来、エンジニアを希望しており、理系の大学への進学を考えていたようであるが、大学院への進学も考えれば、早くから理数系の勉強を本格的に始めておくのがいいと考え東京高専への進学を決めたものと思われる¹。

¹ 野村陽向は、入学の前、高専に進学する思いを家族宛の手紙に書いている。その手紙には、「高専に進んで勉強することになるのだけれど、今まで小学校中学校で勉強してきて、また高専に行くと5年間も勉強することになる。それで大学に行って、また大学院に行くと長くなる。高専に入学していろいろあるし、自分の前に壁が立ちふさがってくることもあると思う。けれどもしっかりやっていて親孝行したい」といった趣旨のことが書かれていた。

この手紙は、父親が、野村陽向が亡くなった後、10月11日に開催された当該クラスでの臨時保護者会及び10月13日の告別式(葬儀)で遺書と一緒に読み上げられた。

なぜ、電気・電子に興味を持ったのかという点については、以前、ピューロランドやディズニーランドに好きでよく家族と出掛けたが、その際、電飾のイルミネーションなどを楽しんでいる人たちを見て、自分もそのように人々を喜ばせたい、みんなを楽しませる仕事をしたい、理系の学校に行って、そういうことに携わりたいと家族に話したことがあったとされる。

（３）東京高専への入学と野村陽向の死亡

野村陽向は、平成 30（2018）年 4 月に、東京高専に進学した。

東京高専入学後は、1 年次はジャグリング部とくぬぎだ広報局、2 年次はジャグリング部と写真部、3 年次は写真部に所属している。また、学生会活動にも熱心で、1 年次にはくぬぎだ祭実行委員、生協学生委員、学生会執行委員を務め、2 年次には、立候補をして学生会長に就任している。3 年次にも学生会長を務めるほか、くぬぎだ祭実行委員も努めた。

累加記録による学級担任等の所見によれば、1、2 年次共通の所見として、学生会活動を含む学校行事に手を出しすぎて勉学に手が回らない、または勉強をおろそかにしているところがあったとされている。

野村陽向は、学生会監査委員より学生会費の使い途をめぐって監査が行われるとされた 2020 年 10 月 5 日の未明、自宅の自室で死亡した。同日 13 時頃、父親により発見された。自殺とみられる。

3 東京高専及び高専機構について²

（１）東京高専

東京高専は、全国に 51 校（55 キャンパス）ある国立高等専門学校の一つで、東京都八王子市梶田町 1220-2 に所在している。高校と大学 1～2 年生の学校段階が融合した 5 年制の教育機関であり、中学校卒業者を対象として入学が認められる。後述するように、高等学校が「高度な普通教育及び専門教育」

² 東京高専及び高専機構については、それぞれの検証のところ（第 7）で詳述することとし、ここでは概要に留める。

（学校教育法 50 条）を施すことを目的にしていたのに対し、高専は「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」（同 115 条）、すなわち専門教育の方により重きを置いていることに教育課程上の特徴がある。ただし、高校生年齢の学生を含んだ教育課程になっていることから、内容的に差異はあるものの、高校において施されている「高度な普通教育」は、高専では「各学科に共通する一般科目」として実施していることになっている。

他方で、高等学校であれば生徒とするところを学生と称し、教員組織としても、校長以下は、教授、准教授、講師、助教、助手が置かれており、教員は、研究室を持ち、職員室などがないことから、高専は、大学の雰囲気を持つものといつてよい。ただし、学生は、思春期中期から後期までの成長の著しい、換言すれば非常に不安定な時期の学生が存在しており、大学の雰囲気を持つことは、健全に成長する学生にとって意義のあるものとなるが、他方で、全ての学生が常に不安定さ（リスク）を有しているということは理解しておく必要がある。

東京高専では、2 年次以降は、学科別のクラス編成をとるが、1 年次は、学科別ではない形でのクラス編成がなされ、クラス担任が置かれている。学生の悩み等への相談については「学生相談室」が置かれ、2020 年度からは、保健室、相談室、支援室を統合した「ウェルネスセンター」が置かれている。学生に関することを所管する教員組織である「学生委員会」がある。ただし、通常の高校などでは置かれている職員会議、学年会に当たるものはない。

学生組織としては、学生会がある。学生全員により構成されている組織で、役員として学生会長、審議委員会委員長、監査委員会委員長及び各副会長または副委員長が置かれている。会長及び委員長は学生の選挙で選ばれる。学生会の最高議決機関は、総会で学生会長が招集することとされている。学生会活動を円滑に行うのが、執行委員会であり、その委員長は学生会長である。その意味で、学生会活動につき審査、議論、決定する機関として審議委員会があるが、学生会活動全般を統括するのが執行委員会であり、学生会長ということになる。

学生会組織は、部活動や文化祭活動も含む学生の自主的な活動の場であるが、大学の学生自治会のような組織ではなく、全体として学生主事・学生委員会及び学生主事補の下に置かれており、審議委員会は、学級会を通じてクラス担任が関わりを持つこととされている。

（２）高専機構

高専機構は、独立行政法人通則法及び独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づいて設置されている法人で、東京都八王子市東浅川町 701-2 に所在している。①国立高等専門学校を設置し、これを運営する他、②学生に対する修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舍における生活指導その他の援助、③委託または共同の教育研究活動、④公開講座等による学習の機会の提供、⑤①～④の業務に附帯する業務なども行うとされている（高専機構法 12 条）。高専機構の設置運営にかかる国立高等専門学校は、現在 51 校 55 キャンパスである。

高専機構自体は、海外拠点も持つ組織になっているが、本部事務局は高専機構の事務局・事務局長の下、総務、人事、財務など高専機構そのものを運営するための課の他、①～⑤の業務を行うための課、さらに教育、学生、研究、情報の各参事が置かれている。このうち学務課、教育参事、学生参事は、全国各高専の教育及ぶ学生に関する業務に対応する組織である。

なお、学生の自死などの何らかの重大な事案が高専で発生した場合の各高専及び高専機構の対応については、「学生に係る事件・事故等の報告について（通知）」を 2017 年 4 月（2021 年 5 月改訂）に発出したことを契機に、仕組みが定式化されている（後述）。

第3 本件自死までの事実関係

1 東京高専入学後の野村陽向について

(1) クラスでの様子

ア 東京高専のクラスと野村陽向

東京高専は、5年制の教育課程の高等専門学校で、機械工学科、電気工学科、電子工学科、情報工学科、物質工学科の5学科がある。1年次は、学科混合のクラス編成を取り、学科の選択は、本人の希望と適性にしたがって2年次になされ、学科ごとにクラスが編制されることになっている。

野村陽向は、1年次は3組（担任、高専教員B電子工学科准教授、高専教員A講師）に所属し、2年次以降は、電子工学科のクラスに所属した。担任は、2年次が、1年次と同じ高専教員B准教授、3年次は、高専教員C一般教育科教授であった。

イ 2年次のクラスの友人関係

東京高専のクラスでは気の合った学生同士の他、寮の関係での友人関係も形成されていた。2年次のクラスでは、学生Aを中心とした7名ほどのグループが賑やかなグループとして目立っていた。その他、学生B、学生C、学生D、学生Eのグループがあり、さらに数人単位の仲のよいグループが4つほどあったとみられている。学生C、学生F、学生Gら寮生のメンバーは一緒にいることも多かった。女子学生は、電子工学科2年次のクラスに5人しかいないこともありひとまとまりでいる様子が見られた。他方、クラスには、グループに属さない数名の学生もいる。

クラスでは、学生Aらのグループが目立ってはいたが、クラスを引っ張ったりするタイプではなく、学生Hが[REDACTED]としてリーダー的存在であったとされる。学生Hは、どこかのグループに属するというより、誰とでも仲良くできるタイプで、いろいろなグループのメンバーと親しく、学生H自身は真面目なタイプであった。

そうした中、野村陽向は、学生Eと仲がよかったこともあり、そのメンバー

ということも多いほか、 の学生 H と仲がよく、一緒に食事に行くなど、いわゆる友だちづきあいという感じの関係にあった。学生 H には、学生会で人を動かすことの難しさについて愚痴を言っていたようであるが、野村陽向の仕事をこなす能力は高く、学生会では、実際には、自分でやってしまうところがあったとされる。野村陽向は、真面目なタイプであり、1 年次には、クラスの中でも目立っていたが、2 年次になると、学生会長になったり、くぬぎだ祭の実行委員会をやったりするなど、クラス以外での役割が多くなり、クラスではむしろ目立たず、クラスのことは学生 H が中心になっていったとされる。もっとも、くぬぎだ祭のことなどについては頼られており、そうした意味での存在感はあったものと思われる。

（２）学生会等の活動での様子

野村陽向は、高専でのいわば課外の活動として、学生会活動、生協活動に深く関わっていた。学生会活動は、1 年次に学生会長に選出され、2 年次の 2019 年から学生会長に就任している。学生会活動には積極的にに関わり、アイデアが豊富で周囲の信頼も得ていたとされる。後輩の学生にもフレンドリーで優しくかったとされる。最後まで責任を持ってやるタイプで、その能力もあったとされる。普段は、笑顔のある学生であったが、学生会長として何かをやる時には、厳しい表情を見せるときもあったとされ、一途で頑なな側面もあったとされる。学生会活動に励む一方で、成績は落ち込んでおり、仕事の量がキャパシティを超えていた可能性がある。「野村陽向が自発的にやっていたとは思いますが、野村陽向の大変さを見ると、誰かが止めてもよかった、学生課が管理できるところがあったのではないか」と述べる学生もいる。（なお、具体的な学生会活動については、野村陽向の自殺と関わりが大きいので、後述する。）。

野村陽向が深く関わった活動として、生協の活動がある。東京高専では、学生の活動の場として大学生活協同組合（以下、「大学生協」または単に「生協」という。）の活動がある。大学生協は大学（高専を含む。）ごとに組合員によって運営される生活協同組合で、それぞれの生協には理事会があり、そのもとに

学生委員会が置かれ、消費者としての協同組合活動の他、社会活動、さらに充実したキャンパスライフを送ることを目的として新入生歓迎の活動をはじめとした活動を行っている。

野村陽向は、1年生からこの学生委員会に所属した。3組で同じクラスの学生 I（2年次からは物質工学科）、2組の学生 J（2年次からは電気工学科）、また、4組の学生 K（2年次からは機械工学科）、同じく4組の学生 L（2年次からは電気工学科）も学生委員会で一緒に活動し、仲がよかったとされる。5組の学生 M（2年次以降は物質工学科）も学生委員会に所属していた。特に、学生 I とは、入学式の翌日の合宿研修で部屋が一緒になって以来、仲はよいとみられており、文化祭と関わってもめることはあったものの、基本的には仲がよかったとされる。2年生のときには、野村陽向は、生協で当てた宿泊券を使って、学生 I と、2019 年 12 月に、京都に劇団四季のミュージカルを見にいったとの話が残されていたり、亡くなる直前の 2020 年 10 月 4 日の夜には、LINE トークで野村陽向が学生 I にキャラクタースタンプをあげており、お礼におごるとのやりとりもなされたりしている。

生協活動に関わっていた野村陽向（当時 1 年生）の印象について、新入学生が入学式前に教科書等を購入するために来校した日に野村陽向が担当した新入学生の保護者が、「目がきらきらした本当にいい学生で、親切に教えてくれて、すごい実直で真面目で親しみやすく、すごく印象に残った」と話している。また、2年生で学生会長になったと聞いて、「本当に人に与えるものがある学生だ」と思ったとの印象を述べている。

野村陽向は、生協活動に熱心で、特に、高専への入学を検討している中学生とその保護者を対象とした「高専生と話そう」という文化祭や学校説明会に合わせて開催される生協学生委員会主催のイベントは重視していた様子が窺える。野村陽向も、中学 3 年生の 11 月頃に、「高専生と話そう」のイベントに参加し、当時、XXXXXXXXXXから通っている機械工学科 3 年生の女子学生にいろいろと教えてもらった経験がある。このイベントでの活動の様子について、家庭でも、父親

に話している。父親は、自分が受けたことで良かったことを、後輩になるかもしれない子どもたちにもしてやろうというそういうつながりの気持ちを持ってこのイベントに臨んでいると思ったとしている。

2 年次には、学生 J が生協学生委員会の委員を、野村陽向が委員を務めている。野村陽向は生協の理事にもなっている。理事会は、生協の運営などにかかわり、野村陽向は、生協の広報の活動を主に行っていた。生協活動では、全国の大学生協との交流の機会や学外の活動もあり、野村陽向が参加する機会も多かった。1 年次の 2018 年に、生協活動として、工場見学など、兵庫、神戸、名古屋に、2019 年にも、大阪、群馬を訪れている。東京高専の生協の合宿もあった。2 年次の 2019 年の合宿の際、「学生会費が余ってるから、来年、使い切らなくてはいけない」と学生会の会計問題について野村陽向が話していたことを記憶している学生もいた。

生協学生委員会の仕事は、2 年生の 2019 年 6、7 月頃から忙しくなり、野村陽向は、部活（ジャグリング部）にも出られないほどだったとされる。野村陽向にとって、生協活動は最後まで気がかりであったようで、遺書に「学生 J、高専生と話そう！よろしくね！ 資料は前見せたやつで全部だし、学生 J も資料作ってたから大丈夫でしょ！ Wix にログインしてくれば大丈夫。 大体のパスワードは私の手帳に書いてあるから。」との記載がある。

なお、2020 年 9 月 25 日に生協の総会があり、その際、大塚筆頭副校長が野村陽向の企画を評価したことがあった。このときのことが野村陽向の遺書に記載されている。

「この前、とある先生と話した時生協の企画を褒めてくれた。久しぶりに人に褒めてもらえたと思えた。久しぶりに嬉しいと感じた瞬間だった。本当に嬉しくて泣く寸前だった。でも、今まではこんな感情になることが少なかった。生きる意味がわからなかった。」

また、遺書の記述として、「■■■■店長、ごめんなさい。総会の引率は行けそうにないです。でも学生 J と学生 I がいるので安心してます。」とされている。

この時期、野村陽向が愚痴を言うことが増えたとされ、3 年次には太り始めたとする学生もいる。亡くなる 1 週間ほど前、野村陽向は、食事によいしょに行ったときなど、「自分は頑張っているのに自分の意見が本当に伝わらない」、「自分のやっていることを全く認めてくれない」との不満を漏らしていたとされる一方、上記の大塚筆頭副校長とのエピソードを仲のよい学生に話している。親しい学生には、つらさや、やらなきゃよかったとの不満を吐露していたとされ、寝ていない様子もみられた。成績が振るわないと漏らす場面も見られる。コロナ禍の時期、野村陽向が学生全体で話す機会もなくなっていたことから、野村陽向が頑張っていることについてクラスや学校内で知る学生が少なくなり、極めて親しい学生を除いて、野村陽向が行うことは当然とみる雰囲気もあり、頑張りの割には評価されることが少なくなっていた。また、野村陽向が、感涙の情を吐露したり、弱気を見せたりすることは珍しく、それでも明るく振る舞っていた様子も見られるが、不眠とも相まって、少なくとも東京高専に入学して以降の野村陽向の様子と対照したとき、9 月の後半には、精神的につらくなっている状況がうかがえる（後述）。

（3）アルバイト

ア 1 年生の時のアルバイト

野村陽向は、多くのアルバイトをしていた。始めたのは 1 年次で、例えば、あるマラソン大会にボランティアとして参加後、同大会のスタッフのアルバイトに従事している。東京高専では、アルバイトは原則として禁止されていたが、野村陽向は東京高専へ申請した上で、他にも、プールの監視員や、ファミレス、パーティー会場、ホテルなど、いろいろなアルバイトを土日を使ってしていたとされる。いろいろなことをやってみたいという興味はつきない様子であったが、1 年次の終わりには、学業のことや学生会活動のことを考え、また移動時間のことも考えて効率的に出来るアルバイトをした方がよいと、母親がアドバイスをしたとされる。

野村陽向は、アルバイトで得たお金で、LCC を利用して京都や大阪に演劇を見

に行くことはあったとされる。また、2年生の終わり頃、一人暮らしがしたいと言って、インターネットで物件の間取りを調べていたこともあったとのことである。ただ、それほど、真剣に考えていたわけではないようである。

なお、後述のアルバイト先①で、「働くのが好き」という話をしており、いずれにせよ、自ら生計を立てなければならないということがアルバイトの動機ではなかった。

イ アルバイト先①でのアルバイト

3年生になる前の2年生の春休みには、[REDACTED]という短期バイトの派遣会社に応募をして、渋谷のアルバイト先①に派遣勤務することになった。以来、学校が長期の休み中で、店の募集に応じて、野村陽向の都合がつく時に、店に出ている。もっとも[REDACTED]を使ったのは最初の1、2回で、その後は、直接店に連絡を入れて、店が必要とする日程と合えば店に出ることになった。2年生の春休みと3年生の夏休みに都合7回出ており、1回につき6時間程度の長時間、働いている。

アルバイト先①は、アルバイトの定期的採用をしておらず、スポット的に人を入れていた。野村陽向は、教わらなくても仕事のできたので、店からは頼りにされており、店長・オーナーから評価と感謝の念が日頃から伝えられていたようである。

野村陽向は、とても明るい接客をして、責任感がとても強く、大人びた働きぶりで、常に丁寧で、おざなりな態度で働くことはなかったとされる。例えば、未成年と思われる客に対して決して酒を販売しないなど、これまでの[REDACTED]のアルバイト経験も活かして対応し、他のアルバイトのように、店長が教えたり、注意を与えたりする必要はなかった。学校での話はしなかったが、学校でもそのように責任感のある行動をしているのだろうとの感想を持たれていた。

ところで、野村陽向が、アルバイト先①でのアルバイトに従事したのは、3年生の夏休みの7月が最後である。この夏休みには、7月と8月にシフトが入っていたが、7月のシフトの何日目かに、当日になって急に、体調不良を理由に欠

勤するとの連絡があった。直前に、学校が忙しいという話は聞いていたが、体調不良を理由に欠勤したことは初めてであったとされる。

当日欠勤は困るという連絡に対して、野村陽向は、最近体調が優れないということ saying 言っていたとのことである。その際、8月も、行けないかもしれないとの話があり、8月のシフトは全てキャンセルすることになった。遺書には、アルバイト先①の、店長とオーナーへのお礼と別れの言葉がある。

ウ アルバイト先②でのアルバイト

野村陽向は、3年次の2020年5月8日から、自宅近くのアルバイト先②でアルバイトを始めた。同年10月5日の自死の直前である同月2日まで店に出ており、約5か月間のアルバイトである。シフトは、週に2、3回入っていた。大体、平日に2回、土曜又は日曜のどちらかに1回、というペースだった。勤務時間は、大体、平日であれば17時から21時又は22時、土曜又は日曜であれば13時から17時となる。

仕事内容は、通常のアルバイトと同じように、接客、掃除、品出し等である。野村陽向は、真面目で、接客も良く、ひたむきに仕事を覚えてこなしており、しっかりと落ち着いて仕事ができている。オーナーや店長に尋ねることもあったが、自分でその場の状況に応じて臨機応変に考えて対応することができたとされる。尋ねる前に自分で考えてやってみるといふところは、他の同年代の高校生よりは、判断力があつたようである。接客時の笑顔は自然体で、普段どおりの表情で接客していた。

最後のアルバイトとなる10月2日（金）は、17時44分から21時59分まで店に出ている。シフトは17時から入っていたが、遅刻してきた。遅刻をすることのない学生であつたので、この日の遅刻は不自然な感じであつたとされる。ちなみに、このアルバイトから帰宅後の22時30分頃から約30分間、監査委員の学生N及び学生Oから、学生会会長の野村陽向に対して、学生会の会計処理等についての監査が予定されていることを知らせる電話が入っている。

また、自死後の期間にもシフトが入っており、結果的に無断欠勤となつてい

る。自死の前、9月頃の店での様子について、考え事をしているように見えたときもあったとはされるが、基本的に、特別な変化はなかった。これまで、シフトを急にキャンセルすることではなく、ましてや連絡もなくキャンセルをすることは考えられなかったとしている。店のオーナーは、10月5日の父親との電話で、亡くなったことを知ったとされる。原因が自殺であることを知り驚いたとのことである。

なお、シフト表は、おおむね半月毎に作成され、長くても1か月先までの予定が入れられる。予定されたシフトは基本的には変更不可であって、アルバイトのメンバー同士で交代しなければならず、それが出来なければオーナーに連絡することになっていた。野村陽向の当該10月のシフトについても、10月半ばくらいまでは出来ていたと考えられるが、野村陽向は、自死を決意した後に、シフトを変更して取り消すことはしなかったことになるが、おそらく、それをする余裕のないまま、自死に至ったと考えられる。なお、遺書には、アルバイト先②の、■■■■オーナー、■■■■店長、クルー■■■■君へのお礼と別れの言葉がある。

（4）野村陽向について（まとめ）

以上見てきたように、野村陽向は、真面目な性格の学生で、人柄を含めて周囲からの信頼も厚かった。また、初年次から生協活動、文化祭活動、学生会活動などへ学生が関わるという雰囲気は東京高専の文化として醸成されていたとみられるが、野村陽向は、中学時代までの経験とかかる文化が一致するところがあったのであろう、ボランティア活動などを含めて、臆することなく、むしろ積極的にこうした活動の複数に関わっていった。教員からも、野村陽向は、何かいろいろ人の役に立つことをやりたいと、1年次から言っており、誰よりも、人の役に立つという気持ちが強かったとの印象が持たれている。

また、未経験のことに興味を持ち取り組む意欲も高く、学校生活の様々な場面でかかる様子がみられるところであるが、そのような特性は、アルバイト先でも発揮されている。その意味で、また実際上も、アルバイトは収入を得るた

めに行っているというよりは、そうした経験の一つとして行っている様子が窺われ、アルバイト先では、自ら工夫をしながら、期待以上の働きをし、店長などからは頼りにされていた。

他方で、コロナ禍、野村陽向がやっていることについて知らない学生も多く、一定のメンバーの間でもそれが当然のようになっていたところがあり、野村陽向の頑張りが評価を受けることが少なくなっていた。野村陽向は、亡くなる 1 週間ほど前には、そうした状況に不満を漏らす一方で、教員から評価されたことについて感涙するなど、精神的にも不安定になっていた様子が見られる。

2 野村陽向が自殺に至るまでの事実関係

(1) 学生会長としての活動

ア 学生会長への就任

(ア) 学生会長への立候補

野村陽向は、1 年次、次年度 2019 年度の学生会長として選出されている。[REDACTED] は、当時 4 年生の学生 P（野村陽向の 3 つ上の学年）であり、2 年生が学生会長になることは異例であった。

2019 年度の学生会長選挙は、2018 年 11 月に行われているが、通例 3 年生から出るはずの立候補者がなかなか出ず 2 回にわたって立候補者を募ったが、そうした状況の中、野村陽向は、援助はするので会長をやってくれないかと、学生 P から声を掛けられ、学生 P から推薦されるかたちで立候補することとなった。

野村陽向は、2018 年度のくぬぎだ祭実行委員及び執行委員として活動しており、学生 P からすると、1 年生ではあるものの学生会のことをよく知っていてくれる野村陽向に立候補してほしいとの思いがあったものとみられる。学生 P から声を掛けられたことが、野村陽向が立候補する気持ちを持つきっかけになったと思われるが、野村陽向自身としても、学生会の活動を学生会長として行うことに興味があったとみられている。

野村陽向の他に同学年の学生 Q（1 年 5 組、2 年次には電気工学科）も立候補したが、野村陽向の当選が決まり、順当な結果と思われた。

なお、野村陽向が学生会長に立候補した時点において、学生会改革について明確なビジョンがあったわけではなかったとされている。

（イ）野村陽向の学生会長就任についての教員の所感

野村陽向は、学生会長に立候補に関して、1 年次及び 2 年次の担任の高専教員 B は、次のような印象を持っている。

「野村陽向が 1 年生で立候補すると聞いたときは大丈夫だろうかと思った、2 年生で学生会長になるということはやはり大変なことだからだ。しかし、もともと野村陽向は、1 年生のときからボランティアとかさまざまなことにチャレンジをしているような学生だったので、やりたいという気持ちが出たのかなと思って見ていた。」

また、高専教員 B は、野村陽向が 2 年生で学生会長になるということは大変なことだと思う一方で、高専教員 B 自身が学生会のことがあまり把握できていないため、成績のことに 대해서는いろいろ注意していくということを野村陽向に話したとしている。これに対して、野村陽向も了解しており、学生会長になって成績が急激に下がったということがないように成績の話し合いはよくしていたが、日常生活での困りごとについては話すことは特になかったとしている。なお、続けて 3 年生でも学生会長に立候補するということについては、自分がやらなきゃいけないといった責任感を感じたとしている。

一方、野村陽向は、もう一人の担任の高専教員 A（担任は 1 年次では 2 人制）にも、学生会長は 2 年生でもできるかなどと個人的な形で相談をしている。高専教員 A は、「1 年でもやる気があるのだったらいいと思う。ただ、学校のこと が分からなかったら、学校のことを知っている人に相談できるようにしておけばいい。」などというアドバイスをしたとしている。ただし、実際には、相談できる体制が取られていたわけではなかったとされる。

イ 学生会長 1 年目（2019 年度）

（ア）学生会長 1 年目の取組みと学生会会計改革

野村陽向は、学生会長に就任した。2 年生での学生会長就任は、異例のことであつた。野村陽向は、また、1 年生から引き続いてくぬぎだ祭実行委員（以下「文実」という。）も務めていた。従来、学生会長が、くぬぎだ祭に表立って関わることはなかったが、こうした事情もあり、野村陽向のくぬぎだ祭への関わりは大きかったとみられる。

学生会長就任後、野村陽向は、これまでの学生会会計の処理が、いい加減で不適切であると考えようになった。このままの会計処理を引き継げないと考え、翌年度には、きちっとした体制を作りたいと考えようになっていったとされる。野村陽向は、まず、学生会計での飲食物購入禁止に着手し、後述の通り、2020 年度に向けて「新会計使用法」を提案している。

（イ）いわゆるテント事件

この年の秋、2019 年度のくぬぎだ祭の準備として行われた「テント講習会」で、野村陽向が、学生会長が負う責任というものを強く受け止めるきっかけになった事件が起こった。

「テント講習会」は、くぬぎだ祭当日に設置するテントの組み立て方を学ぶための講習会であり、高専教員 D または高専教員 E が学校の担当として実施された（高専教員 A は不在）。実際には、文実の当時 3 年生が責任者となって、テントの組み立て方などを教えていたところ、下級生学生のミスで、ポールが大きく振れて、寮食堂関係者の車に当たって車に傷をつけてしまったという事件である。

この「テント講習会」は、文実の会場部門と備品部門とが共同で開いたが、結局、主催がはっきりせず、しかも、その車を直すための保険は学生が加入している保険からはおりなかったので、学生会費で直すことになった（実際には保険で対応したとの記録がある。）。

また、高専教員 C も別途謝罪に行つたとされるが、学生会を代表して、野村

陽向は、車の持ち主に謝罪にも行っている（文実委員の学生 R（3 年生）も一緒だったとの話もあるが確認できていない。）。

この謝罪について、野村陽向は、自身の預かり知らないところで起こったことであるのに、なぜ自分が謝罪に行かなければならないのかという思いを強く持ったようだが、トップとしてやるべきこととして一生懸命責任を果たしたとされる。

ところで、野村陽向は、これを機に、学生会で起こったことについては、学生会長が全て責任を負わなければならないという考えを強く持つに至ったのではないかとの見方が複数語られている。（この 2019 年秋のテント事件は、野村陽向に、学生会における学生会長の責任の重さを身をもって実感させたと考えられ、野村陽向が、翌年のコロナ禍でのくぬぎだ祭開催を巡って、開催する方向の文実側と袂を分かち、学生会長として中止の意見を強く押し出すことになったのは、このテント事件の際の経験が強く作用したものとみられる。）。

エ 学生会長 2 年目（2020 年度）

「東京工業高等専門学校学生会規約」第 4 章「役員」の第 14 条に規定があり、学生会副会長に関して、「学生会長は、学生会副会長を指名する。ただし、総会において承認を得るものとする。」と定められている。野村陽向は、2019 年度は、同学年の 2 年生学生 S と、二つ上の 4 年生の学生 T の 2 名を副会長とする体制で臨んだが、2020 年度は、同学年の 3 年生 4 名と、一つ下の 2 年生 5 名を副会長とする体制を取った。

2020 年度に野村陽向が副会長に指名した同学年の 4 名は、
の学生 F、
の学生 S、
の学生 U、文実委員の
学生 V である。また、2 年生の副会長 5 名は、
の学生 W、学生 X、学生 Y、学生 Z（
では文実委員も）と、
文実委員の学生 AA である。

野村陽向が、2020 年度に、副会長を 9 名指名したのは、学生会の仕事がたくさんあることから、学生会長一人でこれらを抱え込まないようにサポートする体制を作りたいと考え、野村陽向が発案したものだった。それまでは、例えば、2019 年度であれば、会長、副会長の 3 人以外に学生会執行委員のメンバー何人かがサポートしていた。2020 年度は、野村陽向が、学生会執行委員の中でもよく働き、次の世代を担ってくれそうな下級生に声を掛けて、副会長として指名した。学生会執行委員の中でも、いろいろ役割分担があったが、野村陽向が指名したのは、それぞれの役割分担でリーダー的な学生であったとみられる。

このような体制で臨んだ 2020 年度であったが、新型コロナの感染症拡大のため、2020 年 3 月末には全国の学校に休校要請が出され、対面の授業が復活するのは 6 月頭であった。ただし、学生会活動は、学校での活動制限もあり、オンラインを利用したの限られた活動となり、付随して行われる電話、LINE での打合せなどを含めて、逆に時間的制約がなくなり、負担が増えた側面がある。

(2) コロナ禍におけるくぬぎだ祭実施をめぐる状況

ア 学生会執行部とくぬぎだ祭実行委員会の対立

(ア) コロナ禍におけるくぬぎだ祭とくぬぎだ祭実行委員会

2020 年度は、新型コロナウイルスのまん延及び感染防止対策として、前年度の 2 月 27 日の内閣総理大臣による全国の小中高等学校等に対する休校要請に続いて、4 月 7 日には、政府から緊急事態宣言が発出された。東京高専も 4 月当初より全校休校となった。

2020 年度の文実には、1 年生から 5 年生まで合計 211 名の委員がおり、委員は学生 AB、委員は学生 M がそれぞれ務めていた。花火、照明、装飾、企画、舞台、会場、渉外・受付、編集、演出の部門があり、それぞれ部門長が置かれ、部門を統括する役職として本部部門長があり、委員の学生 M が委員を務めていた。なお、野村陽向、学生 U、学生 J など学生執行委員会のメンバーも文実に名前を連ねている。

年度当初の 4 月は、全校休校になったことから、活動も限定され、オンライ

ンでの活動が中心となった。そうした中、くぬぎだ祭の開催について、くぬぎだ祭を実行する組織としての文実としては、（開催中止ではなく）開催時期を延期することとして検討を行うこととした。

文実内で議論をした結果を、5月5日（火）に、委員学生 AB が、「くぬぎだ祭の開催日について（仮）」という文書を、学生会長野村陽向に宛てて提出した。これは、2020年度は10月31日、11月1日の両日がくぬぎだ祭開催日となっているところ、コロナのために変更された新たな学年暦では準備期間が不足、開催日を1週間から2週間程度延期することを教員組織である学生委員会（主に学生会の関連行事を支援・助言する教職員で構成される学校組織の一つで、委員長は黒田教員（副校長（学生主事））である。）へ進言することを、学生会長に要求するものとなっている。

ちなみに、学生会組織上、文実は、「部長会」「体育局」「国際交流局」と並んで執行委員会の下に位置づけられている。執行委員会は、執行部と呼ばれることもあり、執行委員会の委員長は学生会長が、副委員長は学生会副会長がこれに当たり（「東京工業高等専門学校学生会規約」第5章「機関」の第33条第2項）、学生会長・副会長を中枢におく機関である。執行委員会は、こうした学生組織上も学生を代表する組織であることから、文実は、その代表である学生会長に、くぬぎだ祭の延期につき、学生会活動を所管する教員組織である学生委員会への進言を求めたものである。

（イ）くぬぎだ祭の実施に関する学生執行委員会の提案と学生委員会の決定

文実の要求に基づいて、野村陽向は、5月12日（火）に、学生会長として、学生委員会の責任者である学生主事の黒田教員に宛てて「提案概要」という文書を提出した。これは、開催日の変更を提案するものであるが、提案には3つの案が挙げられており、第1案は11月中旬への延期、第2案は代替イベントの提案、第3案は代替イベントも含め中止、の3案である。そして、この3つの案について、「学生会長、副会長、文実委員、文実委員にて協議した上で6月8日以降に学生会としての方針を学生委員会に提出したい」としている。

これに対して、5月15日（木）に、学生委員会の一員でくぬぎだ祭担当（顧問）である高専教員 A から、文実（委員学生 AB、委員学生 M、部門長ら）及び執行委員会（会長野村陽向、副会長学生 F）に、上述の「提案概要」の3つの案のうち、学校の方針として第1案（延期案）を採用することが伝えられた。また、学校は、文実に対して、飲食を伴う模擬店、第一体育館での催し、外部来客者の受け入れの3点について、それぞれ自粛案を念頭に置いた開催シミュレーションを検討することを求めた。

これを受けて、文実は、部門長会（委員学生 AB、委員学生 M、部門長9名が参加）や部門会（部門ごとの会）で、くぬぎだ祭の開催シミュレーションが検討された。

（ウ）執行委員会によるくぬぎだ祭中止の決定

一方、執行委員会（主に会長野村陽向、副会長学生 F）では、くぬぎだ祭中止の方向で議論が進んでいった。

執行委員会としては役員会議（会長と9名の副会長）での決議がなされていくことになるが、副会長の中には同時に文実の委員を兼ねているもの（学生 Z、学生 AA、学生 V）もあり、延期開催か、開催中止かを巡っての議論状況は文実と学生会双方に属するメンバーがいる中で進むことになった。

延長になっていた新型コロナウイルス禍の緊急事態宣言は5月31日で解除されるが、引き続き外出自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の協力要請等は継続していた。そうした中、6月8日（月）からは対面授業が一部再開し、学生会の対面による活動も限定的に再開している。

こうした中、執行委員会は、6月12日（金）、学生会役員の会長と9名の副会長がオンラインで会議を行い、総意でくぬぎだ祭の中止を決定した。この決定を受けて、6月13日（土）に、副会長の学生 F が、高専教員 A へ、LINE でくぬぎだ祭等に関して確認したいことがあるので15日（月）に伺いたいと申し出た。その際、くぬぎだ祭担当の高専教員 A のみならず、高専教員 E（学生主事補、学生会担当）や学生主事の黒田教員にも報告したいとしたが、具体的な相

談内容は伝えなかった。なお、この 13 日（土）の学生 F との LINE で、高専教員 A が学生 F に対して送った言葉がハラスメントに該当するとして、後述イの「高専教員 A によるハラスメント問題」となった。

こうした LINE での連絡に対して、高専教員 A は、LINE 上で、会長野村陽向に対し、事態について尋ねた。高専教員 A は、野村陽向とのやりとりの中で、執行委員会が文実との協議を経ずにくぬぎだ祭の中止を決定したこと、その結果を、学生主事の黒田教員に報告にいく予定であることを把握した。中止の理由は、文実にくぬぎだ祭を運営する側で、学生会側は主催する側であり、責任は主催者側が負うことになるところ、コロナ禍での開催はリスクが高く責任を負いきれないということであった。高専教員 A は、こうした野村陽向をはじめとした執行委員会の決定について、文実との協議が行われていないことを問題視した。

6 月 15 日（月）に、野村陽向と学生 F は、黒田教員に、「文化祭開催について」という文書を提出した。この文書は、会長野村陽向が学生主事（黒田教員）に宛てたもので、6 月 12 日の執行委員会の決定を受けて、2020 年度のくぬぎだ祭の中止を要請するものである（ただし作成日は 6 月 9 日とされている。）。くぬぎだ祭開催の問題点として、現段階では 11 月の情勢が不明であって第 2 波も予想されること、クラスターの発生を完全には防止できないこと、仮に対策がなされたとしても三密の状況は避けられないこと等を挙げ、主催者として、学生や来場者の安全確保のためには中止が妥当と述べる。そして、代替イベントの実施を提案している。

野村陽向が、文実の決定、延期案を支持した学校の方針にもかかわらず、執行委員会の決定を主導したのには、文実は、くぬぎだ祭開催を前提として活動する組織であるが、学生会長・副会長のいる執行委員会は、主催に責任を持つ主催者側で、組織上も文実の上位にあるとの組織上の理屈もあったが、2019 年のテント事件を経て、学生会における責任の所在が学生会長にあることを痛感しており、未曾有のコロナ禍において危険の程度は予想が出来ず、感染等で人

の生命等に危険が及んだ場合、学生会として責任はとれないとの判断があったものと思われる。

（エ）文実との対立とくぬぎだ祭中止決定の取り下げ

文実は、こうした執行委員会の動きを把握しておらず、部門長会で自粛案に基づく検討を進めた。6月25日（木）の文実の部門長会で、学生Fから、文化祭中止を学校に要請した旨が報告された。これに対して、文実からは、「学生会長、副会長、文実委員、文実委員にて協議」とした5月12日の提案を無視するものである、また、学校からの求めに応じて、文実が開催シミュレーションを検討している中での中止要請は不当であるとして、中止要請の取り下げが強く求められた。

野村陽向はこうした文実の要求を受け入れることとなり、6月26日（金）には、会長野村陽向から学生主事（黒田教員）に宛てた文書「学生会からの要望書取り下げについて」が黒田教員に提出された。その文書には、くぬぎだ祭中止は「学生会の役員の総意ではあったものの文実の活動方針と相違があり学生会としては今後の対応を検討し」中止の要請を取り下げるとあり、その理由が「文実との話し合いの場を設け2つの団体での見解をまとめるため」とされている。

（オ）文実側と学生会側との協議

くぬぎだ祭の実施を前提として実施方法をシミュレーションしてきた文実と、開催自体に慎重な執行委員会という対立を残したまま、文実、執行委員会に黒田教員、高専教員E、高専教員Aを交えて、対面での会議を開くことになった。対面での会議は、7月6日（月）及び同月13日（月）の2度にわたり、黒田教員、高専教員E、高専教員Aを交え、学生AB文実委員、学生M文実委員、野村陽向学生会長、学生F学生会副会長の間で協議がなされた。執行委員会側は、感染症対策に実効性があるのであれば活動許可を出せるとの回答をしている。もともと文実側では以前より開催シミュレーションをまとめる中で感染症対策の実効性についても議論はしており、両日の協議では、感染予防対策の実効性

がポイントとなった。

7月14日（火）、執行委員会の役員会議（会長、副会長9名）で協議がなされている。5月31日に緊急事態宣言が解除された後、7月中旬には、全国の新型コロナウイルス感染者数が増加傾向にあることもあり、文実側の感染症対策には具体性・実効性がないと判断して、文実側に対し感染症対策の実効性に関してさらに検討することを要請することとした。

7月30日（木）に、文実側では、この要請に対して、各部門長に指示を出し、各部門において再度開催シミュレーションを練り直し、また、感染症対策の実効性を高めるよう各部門会で検討することとなった。そして、8月4日（火）に、部門長会において、各部門で再度検討された開催シミュレーション及び感染症対策の実効性に関する内容をまとめた。

8月7日（金）、夏休み前の授業最終日に、文実の学生 AB 委員・学生 M 委員と野村陽向学生会長・学生 F 学生会副会長とのオンライン会議があり、高専教員 E も参加した。ここではさほど揉めずに、執行委員会が文実の文化祭開催に向けての準備活動を許可する形になった。

8月17日（月）に、野村陽向は、黒田教員に「文化祭について」というタイトルでメールを送った。野村陽向は「先日学生会の副会長と会議を行い文実の活動について出席者の全員の賛同により活動の再開に対して懸念されていた点が解消されているため学生会としては問題ないという結論に至りました。」と述べ、また、これまでの文実との関係性などについて、学生会長として学生主事の黒田教員に対してお詫びと報告を述べた。

8月24日（月）付けで、学生 AB から、黒田教員に宛てて、「くぬぎだ祭の開催シミュレーションについて」という文書が提出された。これは、文実において、飲食模擬店開催の自粛、第一体育館でのイベントの開催の自粛、外部来客の受け入れの自粛の3点についての検討結果をまとめたものと、部門ごとにまとめられた詳細な「感染症対策の実行性について」からなる。文実から提出されたこの文書の内容で、学校においても了解が得られ、令和2年度のくぬぎだ

祭の開催に向けて方向性が決まった。

この頃、野村陽向は、前任者（平成 30 年度まで）の会計業務に問題があることを認識しており、これを解消するため、学生会副会長で■■■■の学生 U の協力を得つつ、新しい学生会費使用方法について考えを進めていた。くぬぎだ祭の物品の購入は、新しい学生会費使用方法に基づくこととなり、8 月 31 日（月）までに文実の各部門で必要な物品リストを作成して、学生会会計部に提出することになった。このことは「（3）新会計使用法の提案と実施」で後述する。

（カ）野村陽向作成のハラスメント申し入れ書について

野村陽向が作成したハラスメント申し入れ書は、校長に宛てられたもので「アカハラの被害申告およびアカハラの再発防止に関する申し入れ書」と題され、6 月 14 日付のものと 15 日付のものが残っている。作成名義は、学生会代表学生会長野村陽向とされ、学生会の公印も押されている。両書面では共通して、高専教員 A より学生会活動中にアカハラを受けた精神的苦痛を報告しており、具体的には「学生会役員の全会一致で決定した文化祭の運営方針に対する事項について「暴走」などと揶揄し「資料作成すると信用が落ちる」など、脅しとも取れる内容を学生会役員へ LINE を通じて」送信し、高専教員 A から「議決内容を変えろとの圧力を感じました。」と指摘した。このことについて「高専教員 A の個人的な感情や思考により学生主事補の立場を利用して発言を行い学生に対し誹謗中傷する行為はアカハラであると考えます。なお、高専教員 A はアカハラの事実は認め、委員会に提出すれば事実釈明後正式に謝罪するとの回答でしたので」報告するとした。

15 日付のものは、以上に加え、高専教員 A に対して「不適切な発言の撤回と議決を出した役員全員への謝罪、発言趣旨の書面回答」を求め、「個人としてのハラスメントに対する意識低下が招いた結果」であると指摘し、学校に対しては「本件に関することをホームページに記載し対応を公表すること」を求めている。

(キ) 黒田教員にハラスメント申し入れ書を提出

15 日（月）午前 9 時頃に野村陽向と学生 F が黒田教員を訪ね、13 日（土）に高専教員 A からハラスメントとも取れる発言があり、この件について、同日高専教員 A が LINE 上で野村陽向へ謝罪していた事実を伝えた。黒田教員は野村陽向と学生 F へ、本校のハラスメント申し立ての手続き方法を説明し、その上で、この件をハラスメントとして申し立てる意思について確認した。野村陽向と学生 F は、ハラスメントとして申し立てをするつもりはないとの意思を示した。その後、野村陽向がハラスメントを申し立てた記録はない。黒田教員は、野村陽向と学生 F に、高専教員 A の謝罪の場に同席することを伝えた。

(ク) 高専教員 A の謝罪

6 月 15 日午後 0 時頃、高専教員 A は野村陽向と学生 F に対して、黒田教員同席のもと、13 日（土）の発言について改めて謝罪した。野村陽向と学生 F は高専教員 A からの謝罪文をその場で受け取った。

この謝罪文は「教員による学生へのハラスメント行為について」と題されていた。その中で高専教員 A は 6 月 13 日（土）の高専教員 A と学生 F の LINE でのやり取り、高専教員 A と野村陽向の LINE でのやり取りを「1. 経緯」として説明してから、「暴走」「独断」「信用が落ちる」等の言葉を用いた「2. 意図」として「組織 G（注：学生会のこと）による中止決定は、「前提・目的を明らかにした会議」にて組織 B（注：文実のこと）と協議した上で結論を出して欲しいという願いを伝えることを意図して発言した。また、先に提出された書類（注：5 月 12 日付「提案概要」）と矛盾点が見受けられたので、それを指摘するためにこの言葉を用いた。」と記している。そして「3. ハラスメントだと指摘された理由」として高専教員 A が「組織図や決議の正当性を理解しながら、彼らの責任感の強さを理解せず、「もう一度議論すべきだ。」と圧力をかけたように伝わった。また、その伝え方が、尊厳を傷つける状態を引き合いに出したところが脅迫であるとも伝わった。」と記している。最後に「4. 今後の対応」として「まずは、当該学生に謝罪し、可能であれば話し合うことで、今後の学生生活

を健常に送って貰えるように努める。そして、すべての学生に対し、学生自身の決断を尊重する気持ちを再度確認したい。最後に、教員として扱うに相応しい言葉を習得し、常日頃より使えるように修練する。」と結んだ。

この高専教員 A の謝罪の後、黒田教員は野村陽向と学生 F へ、後で相談したいことが出てきたら、また黒田教員のところに来るように伝えた。

6 月 19 日(金)に、黒田教員は野村陽向に、15 日(月)のことについて、その後相談したいことはないかと質問し、野村陽向は黒田教員に、15 日(月)のことはもう気にしていないと答えた。

なお、このハラスメント問題について、野村陽向は大げさにするつもりはなく、くぬぎだ祭の開催をめぐって、高専教員 A が議論に割って入ってくるのを嫌い、その対抗手段という側面があった、また、くぬぎだ祭中止を要望する際の黒田教員への交渉手段という側面があったのではないかと指摘する学生もいる。

(3) 新会計使用法の提案と実施

ア 2019 年度までの学生会費使用方法

2019 年度の学生会費使用方法是次のとおりである。

毎月、各団体が物品請求リストを学生会執行委員会に提出し、それらを学生会執行委員会がまとめて学生課の学生支援係に提出する。学生支援係が、毎月、各団体の物品請求リストをもとに、預金されている学生会費から必要な金額を引き出して、現金で支給し、それを学生会執行委員会で各団体に分配する。各団体は配分された現金で必要物品を購入し、領収書（レシート）と残金を学生会執行委員会に提出する。最後に、学生会執行委員会が全ての領収書と残金を集め、学生支援係に提出し、報告するという流れであった。

学生課とは、学生に関する事務を取り扱う部署であり、教務係、学生支援係、学生生活係（寮の関係）、図書情報係（図書の関係）に分かれる。この中で、学生支援係が、学生会活動、部活動、課外活動等学生の活動に関する事務（施設の鍵の管理等も含む）を取り扱っている。この学生支援係において学生会費（学

生全員から徴収される)が管理されている。

なお、学生課学生支援係長(2020年度は高専職員A)は学生委員会のメンバーとなっており、学生委員会の議事に参加している。

イ 2019年度の野村陽向(学生会長1年目)の学生会費に係る会計業務への取り組み等

野村陽向の前任者までの年度(2018年度)には、領収書の不備、使途不明な飲食物等の購入、また余剰金(約300万円)等の問題があり、学生会費に係る会計業務の見直しが課題となっていた。2019年6月4日の学生委員会の議事要旨には、「学生会費の使用について、高専教員E(主事補)、高専教員A(主事補)で連携を取り、前学生会長から話を聞くことになった。」との内容が見られる。

野村陽向は、学生会費で購入したが、所在が不明になっているノートパソコンの行方を調べる等ということもしている。余剰金については、2019年冬あたりに、野村陽向らが高専教員Eに余剰金を学生会室の整備に使っていいか等との相談をして、その上で、学生会室の備品を買い揃えている。

野村陽向は、学生会長就任後、野村陽向の主導により、学生会費による用途不明な飲食物等の購入を禁止する等のことも行い、学生会費に係る会計業務の改善に尽力していた。

なお、野村陽向は、年度末になって、収支に相違が出たときに、自分で4~5万円の補填をしていた。

ウ 2020年度(野村陽向学生会長2年目)の学生総会

2020年度は、コロナ禍で、学生総会はオンラインで開催された。野村陽向から、黒田教員のところに、学生総会をオンラインでやりたいとの相談が来て、当時、学校としてMicrosoftのTeamsというプラットフォームを正式に採用して、遠隔授業も動き始めたところだったので、黒田教員がMicrosoft Teamsのフォームという機能を使って投票することを提案して、そのフォームを使って開催されることになった。5月に一度開催されたが議決数が足りず、6月に再度開催され全ての議案が可決された。

その学生総会では、第 5 号議案までであったが、「第 1 号議案」として「平成 29 年度～平成 30 年度における損失金の処理について学生会で発生したことが発覚した損失金の処理方法に関する議事です。平成 30 年度の担当者は学生課の再三の呼び出しに応じず卒業されたため今年度の会計決算にて処理します。詳細は議事集をご確認ください。」が示されている。また、「第 2 号議案」として「平成 31 年度（昨年度）の会計決算については資料の通りとなりますのでご確認ください。」が挙げられている。

そして総会の「議事集」において、「第 1 号議案」については「平成 30 年度の決算報告を平成 31 年度の学生会執行委員会が再度確認をしたところ一部紛失している書類があり適切に処理されていない書類があることが確認されました。再度会計監査を行ったところ 50 万円前後の使途不明金（損失金）がありましたことをご報告させていただきます。令和元年度の学生会執行委員会にて調査を行いました。結果、以下のような状況が確認できました。」として使途不明金（損失金）が発生した状況を示し、続けて再発防止策として 3 項目を提示している。この使途不明金（損失金）に関しては令和元年度の会計決算において特別損失金として扱っている。また、同「議事集」において、「第 2 号議案」については「31 年度の決算は 30 年度からの余剰金が大幅にあったため金額について例年とは大幅な差が発生しましたが今年度の余剰金については約 30 万円程度に収めています。」としている。

2020 年度、野村陽向学生会長の時に、これまでの使途不明金は特別損失金として計上されて処理され、余剰金については約 30 万円にまで縮小された。

エ 野村陽向の新会計使用法の提案

野村陽向は、前任者(2018 年度)までの学生会費に係る会計業務の問題点を解消する等のため、新しい学生会費使用方法（以下「新会計使用法」という。）を検討していた。

新会計使用法とは、2019 年度まで行われていた毎月の各団体との現金及び領収書の受け渡しをやめ、各団体が一年単位での物品請求リストを学生会執行委

員会に提出し、それを学生会執行委員会がまとめて学生課学生支援係に提出して、預金されている学生会費から現金の支給を受け、その現金で学生会執行委員会会計係が一括して各団体の必要物品を発注した上で、納品検収までを行い、その後各団体に配布し、各団体の購入分の領収書と残金を学生課学生支援係に提出するという方法である。

2020年6月に、野村陽向は、学生課学生支援係長の高専職員Aに、新会計使用法について相談している。相談を受けた高専職員Aは、野村陽向に、学生会執行委員会会計係で発注から納品検収までを一括して執り行うことは大変過ぎて無理があると助言した。

オ 2020年7月10日付「今年度の学生会費使用方法について」

6月に高専職員Aに相談した後も、野村陽向は、学生U（3年生の副会長）の協力のもと新会計使用法の策定を進め、学生Uと野村陽向が話し合っ、野村陽向発案の新会計使用法を文書にまとめた。それが学生会[REDACTED]の学生Uが「各委員会、部活動の長の皆様」に宛てて出した7月10日付の「今年度の会計全体会について」の別紙に当たる「今年度の学生会費使用方法について」である。これら書面は決定事項を通知するものとなっている。

その文書には、新会計使用法への移行を判断した基準として「新型コロナウイルス感染症の感染原因の1つである「金銭の受け渡し」が原因となることからこのような判断をしました。」とあり、続けて「学生会長と話し合い、感染対策として今年度は臨時対応策を取り、新たな活動方法を取り入れることを決断しました。」と記す。また、新会計使用法の内容は「各委員会、部活動が必要な物品を学生会に要望する（Formにて行う）。会計部の方で物品の購入、配布を行う。」とされる。そして、メリットとして「・今年度分の書類管理を紙媒体で行う必要性がなくなる ・使途不明金がほぼ確実に発生しない ・買いに行く時間がなくなることにより、委員会、部活動の限られた時間をより有意義な活動にすることができる」ことが挙げられている。

また、本体の書面である「今年度の会計全体会について」では、新会計使用

法についての補足説明を記載しており、必要物品の申請は紙媒体を用いず Form を利用して申請すること、申請期間について、文化祭実行委員は 8 月 31 日まで、他団体は 9 月 30 日までが申請期間であることを明らかにしている。

カ 教員による新会計使用法の把握

新会計使用法について、野村陽向は、6 月に、その発案につき高専職員 A に相談をしたが、その後、野村陽向と学生 U は、学生委員会の教員らに相談することなく、7 月 10 日付の「今年度の会計全体会について」及び「今年度の学生会費使用方法について」を決定事項として、各委員会、部活動の長に発出していた。

このことを黒田教員が把握したのは 8 月 4 日（火）だった。野村陽向と学生 U によって実行され、既に各団体に周知されている新会計使用法について、黒田教員、高専教員 A、高専教員 E、高専教員 D 及び高専職員 A が集まって協議をした。その協議では以下のように判断された。学生会執行委員会会計係で、発注から納品検収までを一括して行うのは大変な作業である、しかし、既に申請の手続き等も周知されており、これを白紙に戻してルールを作り直すのはさらに過剰な作業となる、よって、8 月 31 日までが申請期間となっている文実の分だけは時間的に急ぐからその方式で一度やらせよう、と。そしてしばらく学生会の様子を見ることになった。この時点で、黒田教員、高専教員 A、高専教員 E、高専教員 D 及び高専職員 A が把握していた新会計使用法の内容は、学生会執行委員会会計係が組織的に行うというものであり、野村陽向ひとりで購入・発注作業を行うという認識はなかった。

キ 新会計使用法の実施

7 月 10 日付「今年度の会計全体会について」に基づいて、文実の各部門は、8 月 31 日（月）までに「利用物品請求書」を学生会会計部に提出した。それらを学生会会計部で精査した上で、学生課学生支援係に提出する「学生会費出金依頼書」が作成された。9 月 6 日（日）に、野村陽向は、学生課学生支援係長高専職員 A へ、作成した「学生会費出金依頼書」を提出した。9 月 10 日（木）に、

高専職員 A は、野村陽向へ、「学生会費出金依頼書」に基づき、現金 165 万 8467 円を渡した。高専職員 A は、各部門に分けて渡している例年どおりの方式で考えていたため、野村陽向ひとりがその現金を預かることをすぐにイメージできなかった。

ク 野村陽向ひとりによる購入・発注作業

7 月 10 日付の書面では、学生会会計部が物品の購入と各委員会・部活動への配布を行うことが記載されていた。■の学生 U は、新会計使用法では、学生会会計部が、申請された必要物品の精査、物品購入、納品検収を行うものと考えていたが、野村陽向は、物品購入の発注作業は自分ひとりで行うつもりだった。学生 U が野村陽向と作業の主体について認識が異なっていることに気が付いたのは、実際に物品を発注する直前で、8 月（9 月の可能性あり）に入ってからだった。学生 U は、野村陽向に、ひとりで購入・発注作業を行うのは大変なので、自分も含め、学生会執行委員会会計係で手伝いたいと申し出たが、野村陽向は、大丈夫だと答え、ネット通販で購入・発注する場合、野村陽向自身の個人アカウントを学生会会計部と共有したくないからひとりで行いたいと学生 U に説明した。

3 年生の副会長の学生 S も野村陽向に、新会計使用法のもとでの作業をひとりで行って大丈夫かと尋ねたが、野村陽向は大丈夫だと答えた。学生 S 自身は、新会計使用法の業務内容について、具体的な内容は知らなかった。文実委員の学生 AB は、新会計使用法は破綻すると思ったが、決定事項として通知されたのでその申請方法に従った。破綻すると感じた理由は、学生会執行委員会会計係の人員不足、文実だけでも 10 部門あり、これに部活動等の団体が加われば処理が間に合わないと思ったからである。なお、学生 AB は物品購入に関する現金の流れは知らなかった。副会長の学生 F も野村陽向に、購入や発注などの業務を、もっと他のメンバーにも割り振るよう助言し、自分も手伝うと申し出ていた。

周囲は、以上のように声を掛ける等したが、野村陽向は、購入・発注作業をひとりで行った。野村陽向は、必要物品を店舗やオンラインで購入した。学生

会室に学生会長専用ノートパソコンがあり、野村陽向はそのノートパソコンを物品発注専用に使っていた。

ケ 発注の状況

11月16日（木）に、黒田教員が、学生Uに、Teamsで、くぬぎだ祭関係の物品の発注について問い合わせている。学生Uは、黒田教員に、発注確認のページ（スプレッドシート）のスクリーンショットを送っている。そのページで、企画部門、演出部門、装飾部門、花火部門、会場部門、渉外部門、舞台部門の各部門の必要物品が全て発注されていることが確認できる。そして、その総額は、54万6272円となっている。

コ 納品の状況

納品の状況は、黒田教員、高専教員Dによって確認され、支払い済みの物品約60万円分についての納品が確認された。

（４）会計監査の実施

ア 発端：9月25日

9月25日（金）に、文実委員の学生Mが、高専教員Aに対し、愚痴をこぼすように、文実に対してお金（予算）の使い方などに制限をかけているにもかかわらず、野村陽向は、学生会費で物品を購入する際に付与されるポイントで私的な買い物が出来るという話を過去にしていた、と伝えた。

文実では、文実作成の書類の審査を野村陽向、学生Fら学生会執行部から受けるというシステムが重荷になっており、野村陽向学生会長の来年度（2021年度）の続投を後輩のために阻みたいとの空気になっており、学生Mも、8月の夏休み頃から、何等かの行動に移すかどうか迷い始めていたようである。そうした中、野村陽向のポイントの私的利用を思い出し、抱いていた思いを高専教員Aにごく軽い気持ちで伝えた。

高専教員Aは、学生Mから、野村陽向のポイントの私的利用の話を聞いて、これを確かめるため、領収書（レシート）を保管している学生課学生支援係の係長高専職員Aのもとに確認に行ったところ、ポイント欄がマスキングされて

いるレシートが出てきた。学生 M としては、野村陽向が懲りてくれればいいくらいと思った程度で、その後大ごとになるとは思っていなかった。

それから、高専教員 A は、黒田教員にこのマスキングされたレシートがあることについて相談をして、改めて黒田教員、高専教員 A、高専教員 E、高専教員 D、高専職員 A で集まって、学生支援係に提出されたレシートを確認することになった。レシートは、会計報告書の領収書貼り付け用紙に添付されているもので、教職員 5 人で見たところ、2019 年度 12 月分の学生会執行委員会のレシートの中にポイント欄がマスキングされたレシートが見つかった。2019 年 12 月 6 日から同月 17 日にかけてのものだった。

その教職員の集まりでは教職員から以下のような話が出た。

学生会費で購入した際に付与されたポイントについてはどういう指導だったのかという点が確認された。高専教員 E が、2019 年 12 月当時に、野村陽向から尋ねられ、ポイントの額にはよるが、私的なものではなく、学生会活動に使うものであればポイントを使っていいのではないかと話したことがあるとのことだった。マスキングされていたのは、XXXXXXXXXXのポイントで、大体 10 パーセント分ポイントが付くとして、マスキングされているのは、2、3 万円分ぐらいのポイントと予想された。また、同時に、野村陽向提案の新会計使用法にも話が及び、学生会執行委員会で一括して注文すると、ポイントが集中して付与され、高額になる。ポイントの利用方法が逸脱していなければいいが、このようにポイント欄をマスキングして提出していることを考えると、ポイントの額、使途もちゃんとする必要があるということになった。野村陽向本人を呼んで説明してもらおうとの話もでたが、学生会執行委員会の会計報告書は学生会長、監査委員長から提出されているので、マスキングのあるレシートを監査委員が看過しているのであるから、野村陽向に事情を聴くのではなく、監査委員に調べてもらおうということになった。高専教員 A は、ポイントの問題以外にも、いくつか他に指摘したいことがある旨、話をしたが、学生会室を実際に見ないとはっきりしないところもあるので、まずは、監査委員の学生に、マスキング

されたポイントの部分についてだけ調べてもらうことで、黒田教員が考える方向で教職員の意見はまとまった。

監査委員の学生には、学生課学生支援係長の高専職員 A から、マスキングされたレシートを渡して、ポイント部分につきどのくらいあったのか等について調べてほしいという依頼をするということになった。

イ 9月30日・10月1日

9月30日（水）、寮の前で、高専教員 A（退勤時）が、学生 M と立ち話をしていた時に、■■■■年度の監査委員の学生 N（当時 4 年生で、野村陽向の 1 学年先輩。）が通りかかった。高専教員 A は、学生 N を呼び止め、学生課から連絡があったかどうか確認している。学生課から特に連絡がないとした学生 N に対して、監査で調べてほしいことがあるして、学生 N に学生会（野村陽向）の会計問題（ポイントの不明な使用）の話をした。また、高専教員 A は、■■■■年度の監査委員の学生 O（寮生。学生 O は当時 5 年生で野村陽向の 2 学年先輩。）を呼び出して、同様の話をした。高専教員 A は、近々連絡が行くかもしれないとした上で、学生課に行ってまとまっている書類（マスキングされたレシートに当たる）をもらってくるように学生 N に言った。

翌 10 月 1 日（木）、高専教員 A から催促を受けたその日のうちに ■■■■年度及び ■■■■年度の監査委員（学生 N 及び学生 O。）にメールで連絡をした。高専職員 A は、1 日の夕方に学生課に来てもらってそこで高専職員 A から状況を説明しようとしたが、その前に学生 N は高専職員 A のもとを訪れており、すでに内容については知悉していた。学生 N は、高専職員 A に、受け取る書類の一部のコピーが欲しいと申し出たが、高専職員 A は、もう夕方だったので、翌日 2 日の朝に取りに来るようにと伝えた。

ウ 10月2日：朝

10月2日（金）、8時30分頃、学生 N と学生 O は、学生課学生支援係で、係長の高専職員 A から、2019 年 12 月の学生会執行委員会のレシートでポイントの欄がマスキングされているもののコピーを受け取った。この時、高専職員 A

は、2 人に対し、監査委員で確認はしてもらおうが、誰が悪いとかではなく、このように消されているのはどうしてであるのかの確認の依頼をしている。

この時渡されたレシートは、2019 年 12 月 6 日から同月 17 日までのレシートで 20 枚あった。その内ポイント欄がマスキングされたレシートは、 のレシートで、12 月 6 日分 5 枚、11 日分 1 枚、12 日分 1 枚、17 日分 1 枚の合計 8 枚であった。

エ 10 月 2 日：レシートの確認作業

学生 N と学生 O は、レシートを受け取って、内容を確認した。マスキングされたレシートの前後のポイントを比べるなりしてポイントの利用状況を確認し、その他に、使用目的が不明な物品が購入されていることを確認した。使用目的が不明であるのは、格安 SIM（12 月 7 日のレシート）、Apple Watch 充電器（12 月 17 日のレシート）、iPad や iPhone 等であった。スマートフォンや Apple Watch は学生会の備品にはないものである。

オ 10 月 2 日：夜、野村陽向への連絡、野村陽向との通話

20 時 35 分に、学生 N は、Teams を用いて、

野村陽向に、収支報告書について聞きたいことがあるので、5 日以内に時間を作ってほしいとのメッセージを、「中程度の急ぎ案件ですので早めをお願いします。」と添えて送った。

2 日の舎監が高専教員 A であることを知った学生 N と学生 O（両名とも寮生）は、舎監室を訪ねて、12 月のレシートから判明した不明点を報告している。

22 時 21 分に、野村陽向から学生 N に、オンラインを前提として、今日、明日の申出があったが、学生 N は対面での面談を求めたところ、野村陽向からは「5 日以内に対面は難しい」との返事があった。学生 N は、「ちなみに今の場合なら通話とかでも大丈夫ですか？」と送り、野村陽向が応じて、Teams のテレビ電話で通話をするようになった。

電話を掛ける前に、学生 N と学生 O は、舎監室の高専教員 A に、これから野村陽向に 2019 年 12 月の購入物品について質問することを報告した。高専教員

A は、2 人に対して、野村陽向に対して問い詰めるような質問の仕方をしないように、逃げ道を作るようにとの指導をしたとされている。

学生 N と学生 O は、舎監室前ロビーからテレビ電話を架けた。高専教員 A は、舎監室で舎監業務を行っていたが、舎監室とロビーの扉は閉じて会話そのものは聞かなかったとしている。舎監室には、学生 M も来ていた。通話は 28 分 8 秒間行われ、23 時頃に終了した。なお、テレビ電話は録画されたが、現在は保存期限切れのため視聴できなくなっている。学校の Teams のシステム管理者によると、期限切れの録画データを復元することはできないとのことである。

学生 N と学生 O は、野村陽向に、その通話（主に学生 N が話した）で、学生会執行部の 2019 年 12 月分会計報告における、ポイントの利用（学生会費による物品購入に伴うポイントが 2019 年 12 月頃に使用されていたこと）、一部の物品（格安 SIM、Apple Watch 充電器、iPad や iPhone 等）の使用目的や所在について尋ねた。ポイント利用の履歴 2 年間分は、XXXXXXXXXX のホームページで見ることが出来るので、その履歴（明細）を出すよう伝えている。

野村陽向は、学生 N と学生 O へ、iPad は備品管理等を行う目的に 3 台購入し、iPhone は外部との連絡のために購入したと説明した。学生 N が、iPhone は学生会室にあるかとの質問に対して、野村陽向は、そうだと思うと答えている。また、野村陽向は、ポイントの使用は学生会則に規則はないので問題はないと説明したとされる。

学生 N と学生 O は、野村陽向へ、監査を行いたい旨を伝え、野村陽向の意向により、10 月 5 日（月）午前 8 時から、野村陽向本人の立会いの下で、学生 N と学生 O が学生会室へ行き監査をする旨を約束した。

学生 N と学生 O は、野村陽向とのテレビ電話終了後、舎監室に行って、高専教員 A に、野村陽向との通話が終わった旨を伝えた。

学生 N と学生 O は、その後、舎監室前ロビーで、寮生の学生会副会長の一人である学生 W を呼び、野村陽向に確認した内容について質問したが、学生 W は何も知らないとのことだった。その場に高専教員 A も立ち会っている。また、

学生 N は、野村陽向とのテレビ電話終了後、学生 F（寮生）に話を聞きたい旨を Teams で伝えたが、学生 F の都合がつかず、翌日（10 月 3 日（土））朝に学生 F と会うことになった。

カ 10 月 3 日：朝、学生会室を確認

10 月 3 日（土）、8 時頃、学生 N は、学生 F（寮生）と会った。9 時頃、学生 N と学生 F は、寮の学生 0 の部屋を訪ねた。学生 N と学生 0（主に学生 N）は、学生会室の説明役を学生 F に依頼し、野村陽向から聞いた内容を確認するため、10 月 5 日（月）の監査の前に学生会室を確認したいとした。

学生 N と学生 0 は、学生 F を伴って、守衛所に学生会室の鍵を借りに行ったが、警備員から土曜・日曜・祝日は教職員にしか鍵を貸し出せないと言われた。

そこで、寮の玄関を出たところで、3 人は、舎監業務が終わる高専教員 A を待った。学生 N と学生 0 は、学生 F が学生会室の説明をしてくれるので、監査前に学生会室を確認したいこと、そのために警備員から学生会室の鍵を借りてほしいことを高専教員 A に伝えた。高専教員 A は、事情を理解し、学生会室の鍵を警備員から借り受けた。

9 時半頃、学生 N と学生 0 は、学生会室内を確認するために入室し、学生 F は室内の説明役として入室した。高専教員 A は、鍵を借りた立場上、同行した。

学生会室の入口ドアには、内部から電子錠が取り付けられ、学生課から鍵を借り受けずに入室できるようになっていた。学生 F によると、電子錠の開錠方法は、野村陽向と学生 F を含め 3、4 名の学生だけが知っているとのことだった。学生 F は、野村陽向が学校の許可を得て電子錠をつけたものと思っていた。学生 S は、電子錠の開け方は知らなかった。高専教員 A は、電子錠のことは聞いておらず、学校の許可が出ていないからと、撤去して学生課に預けた。

学生会室内はエアコンがつけられたままになっていて、かなり室温が下がっていた。

学生会室外・室内には、監視カメラが設置されていた。室内の監視カメラは野村陽向のデスクの方向を向いていて、そのカメラの前を通るとデスク上の

iPad に通知音と共にメールが着信している様子だった。学生 F は、野村陽向から、学生会室の外側の監視カメラは発注物品の置き引き対策、内側の監視カメラは納品済み物品の無断持ち出し防止対策のために取り付けたと聞いたと説明した。学生 F によると、防犯カメラの取り付け時期は分からないとのことだった。

学生 N と学生 O は、10 月 2 日（金）夜に野村陽向から学生会室にあると思うと聞いた iPhone1 台の所在を確認しようとして、学生 F に購入物品の収納場所等について質問し、説明を受けたが、その収納場所に iPhone は無く、他の場所にも見つからなかった。学生 F は、iPhone の所在は知らなかった。その後、学生 N と学生 O は、2019 年 12 月に学生会費で購入した iPad3 台の所在を確認した。

また、学生会室内に皆の利用に供するためのペットボトル飲料が数十本置かれていた。

以上の学生会室内の確認により、学生 N と学生 O は、監査の前に確認すべきことを確認することができた。

キ 10 月 3 日：午前午後、学生 F らと高専教員 A とが話す

学生会室を出た後、高専教員 A は、10 時半頃に守衛所へ学生会室の鍵を返却に行き、学生 N、学生 O 及び学生 F も同行した。学生 F はひどく動揺しており、高専教員 A に今後の学生会のことなどについて相談したいと申し出ている。高専教員 A は、学生 N、学生 O と一緒に第 1 棟ロビーへ場所を移して、学生 F の話を聞いた。大半学生 F が喋っていて、「今後どうなるのか」、「どういう罰が与えられて、その後学生会がどうなるのか」ということをすごく気にしていたとされる。10 時半過ぎから 14 時頃まで第 1 棟ロビーで話した。

不正があった場合の学生の懲戒について、高専教員 A は、一般的に、退学、停学、訓告及び教育的指導の 4 種類があることを説明している。

教育的指導と訓告の違いについても説明したとされ、訓告は学校の記録に残ること、デメリットとして、奨学金を受けられる、受けられない、また、入寮

審査で入れる、入れないといった影響があるとの説明もしている。最後に、その企業への推薦のときに、教員が推薦するか、しないかに影響するかもしれないことを伝えた。

また、懲戒については、退学、停学、訓告といった可能性があるとして、今回の件に関して、悪意があつて悪意の下で全て悪いことだと知っていてそれでもやっていたのだったら、最悪のパターンとして停学とか退学とかの意見が出る可能性はあるかもしれないとも話した。

高専教員 A は、自分が決定する立場でもないし、どうなるかは自分の口からは言えないと言ったとしているが、学生 F は、見つかったものが見つかったものだし、教員らが知らない事実も多く知っていたので、もうこれは無理だという受け止めはしていたとの印象が持たれている。

学生 F は、高専教員 A らとの会話においてかなり困惑または混乱している様子が見られる。野村陽向を説得して謝る場を作るから罪を軽くしてほしいと言った類いの申出がなされている。これに対して高専教員 A は、教員としてはそのように言われても困るとした上で、真実を正確に把握するよう努力することが重要だと伝えている。また、監査の結果、ポイントの使用が悪意で、隠れて行われ、私用にそれが使われていたのだとすると、それを正す必要があり、野村陽向は、学生全体に説明する必要があるとの話もしている。

学生 F は、また、不正があつた場合、学生会活動や文化祭準備が停止しないか等を心配していた様子もみられたとされている。高専教員 A は、これについて、学生 F に、学生会長である野村陽向が矢面に立たないように配慮して学校が問題の解決をすることは可能であると話した。その場合は、野村陽向が身を引いた方がいいとの見解も示している。野村陽向が状況をしっかりと説明できれば、後輩たちを守れるかもしれないとの話になったときには、学生 F は、野村陽向を説得してみるとも話した。

その後、学生 F は、自分が副会長に就いた経緯や、学生 F が考えている学生会の運営体制の改善案を説明したとされる。学生会長が親しい学生の中から副

会長 9 名を選んで執行部を運営するのではなく、各部門や委員会の長を執行部のメンバーに選び、いろいろな学生で組織された運営体制に改善したいと話しており、これらについて、高専教員 A は助言したとされる。話し合いは、14 時頃に解散した。

ク 10 月 3 日：監査の準備

16 時頃から、学生 N と学生 O は、学生会執行委員会の 2019 年 12 月分のレシート、野村陽向との 10 月 2 日（金）夜の通話内容、10 月 3 日（土）の学生会室で確認したことをもとに、10 月 5 日（月）に野村陽向に確認する項目を整理した。

20 時頃、手書きの段階での案が出来上がり、学生 N と学生 O は、まだ校内にいた高専教員 A に寮食堂で案を見てもらっている。学生 N と学生 O は、高専教員 A から、確認項目毎に野村陽向の言い分も確認し、学生会活動として妥当であれば認めるよう助言を受けた。学生 N と学生 O は、学生会長だけでなく 9 名の副会長全員に対しても監査事項について回答を求めたいと提案をしている。

ケ 10 月 3 日：夜、学生 F から野村陽向への電話

その夜、学生 F は、高専教員 A からの提案で、寮から野村陽向に LINE の通話を利用して架電した。そこには、学生 N と学生 O がおり、二人にも聞こえるように、スピーカー通話で話したとのことである。高専教員 A の提案の趣旨は、処分になりかねない事案であることに鑑み、教員から野村陽向に電話してもおそらくうまく伝わらないだろうから、仲のいい学生 F から諭するのがよいとのことであった。そして、高専教員 A は、学生 F に対して、「やったことを早めに認めて、早めに謝り、やってないのであればすぐに証拠を出したほうがいい」ということを野村陽向に話してほしいと伝え、さらに、野村陽向の立場としても、みんなから選ばれた人間として、逃げるとするのが一番責任感を無くすことになる、全て説明する方向でいったほうがいいであろうというニュアンスで電話してほしい旨、伝えたとされる。

電話では、学生 F が、野村陽向に、ポイントの件を問うと、野村陽向は、ポ

イントの利用についての規則がないことや事前に高専教員 E の了解を得たことを話し、問題がないと学生 F に説明した。また、野村陽向は、iPhone や iPad 等は、学生会活動の一環として外部との通信や購入物品の事務処理のために使用していると話した。学生 F は、会計業務をひとりで抱えるのではなく、もっと他の人に仕事を振っていかないといけないのではないかと伝えた。また、学生 F は野村陽向に今のやり方では野村陽向にはついていけない等と伝えた。

この電話の際、学生 F はいらいらしていた様子であったとされている。会話が成り立っていないというのではないが、問題に対して野村陽向の返答が返ってこない、何となく逃げ腰になっていて返答がなっていないというので、普段仲のいい学生 F がちょっといらいらしていた。

コ 10 月 4 日（日）：監査書類の作成

10 月 4 日（日）に、学生 N と学生 O は、10 月 5 日（月）に野村陽向に最終的な確認を行う項目をまとめる作業を行った。

14 時半頃、学生 N は、黒田教員に、メールで、10 月 5 日（月）に野村陽向立会いの下でレシートの件について精査して報告したい旨を送った。黒田教員は、用件を確認したものの、外出中であったため、返信できなかった。

サ 10 月 4 日（日）：夜、学生 N から野村陽向への連絡

21 時 37 分、学生 N は、野村陽向へ、Teams を用いて、5 日に予定されている監査についての連絡をし、確認書類への押印の必要から会長印または実印の持参を求め、さらに、学生会室になかった Apple Watch 一式、ポイント利用の明細その他心当たりのある物の持参を求めている。その際、10 月 5 日 23:59（正確には、このメールでは 10 月 3 日と伝えていたものが、後のメールで 5 日に訂正されている。）以降の提出は隠蔽と見なし、高専に報告する旨、さらに、監査委員会は学校の指示の下監査を行うので、監査委員の指示に従うよう付記がなされている。

このメールに対して、またこれ以降送付されたメールに対して野村陽向からの反応はなかった。

シ 10月4日：夜、学生N・学生Oと高専教員Aとのやりとり

10月4日（日）夜に、学生Nと学生Oは、監査に関して、高専教員Aとチャットでのやり取りをしている。監査委員が作成した書類の確認を高専教員Aに求める内容のチャットで、高専教員Aからは、「よくできている」との返事があった。これに対して、監査委員の二人が、横にいた学生Mの様子を伝える形で、喜びを示した。このやりとりの中で、事実の確認に加えて、野村陽向に対する黙秘権の告知、さらに証言や証拠として整える段取りについて監査委員と高専教員Aの間でやりとりがなされ、野村陽向からの反論等に対する対応、監査に当たっての留意点の協議もなされている。また、高専教員Aは、監査がなされた場合、その結果について学生委員会に報告する旨、また、監査委員から提出された報告書を添付する旨、学生Nと学生Oに伝えている。

ス 監査書類

10月4日（日）に、学生Nと学生O、また学生Mも手伝って出来上がったのが、令和2年度10月5日付「令和元年12月度の学生会執行部収支報告書の監査について」である。本文2ページと別紙10ページから出来ており、「学生課学生支援係」及び「学生委員会」が宛先となっており、学生N・学生O2名の監査委員（■■■■年度、■■■■年度）が作成名義人になっている。この書類本文が10月4日21時24分に高専教員Aに送られ、同日22時40分に別紙を補って送られている。

書類冒頭に「この度、学生課学生支援係より依頼のあった令和元年12月度の収支報告について監査を行い以下の点が判明しましたので、報告いたします。以下の項目について、学生会長同伴のもと確認を行いました。」と書かれている。

項目は、「家電製品の電力使用許可の有無について」「飲食物の購入資金について」「備品電子機器の持ち出しについて」「個人アカウントでの備品へのログインについて」「電子錠無断使用による警備上の問題について」「備品に存在しない電子機器充電器の購入について」「備品に存在しない電子機器アクセサリの購入について」「収支報告におけるポイント差額について」「電子機器の不明瞭

な購入目的について」の 9 項目である。それぞれについて、野村陽向会長が理由を記述できる欄が作られている。

セ 10 月 5 日：朝、野村陽向が登校してこない

10 月 5 日（月）8 時を過ぎても野村陽向が登校してこない。そこで 9 時頃、学生 N と学生 O は、学生課学生支援係を訪れ、8 時から野村陽向に話を聞くことになっているのだが、野村陽向が約束の 8 時を過ぎても現れないと高専職員 A に伝えた。高専職員 A は監査内容を知って予想とは違っていることに驚いた。高専職員 A は、黒田教員に連絡した。

学生 N と高専教員 A との間でもチャットがなされ、野村陽向からの反応がないことが報告され、学生 N から提出期限の延長をしてもよい旨のメールも送信されている。

ソ 10 月 5 日：学生 N から黒田教員への報告

10 時頃、学生 N は、黒田教員の教員室を訪ね、予定されていた監査についての報告がなされている。黒田教員は、学生 N からの報告で、ポイントの確認以外にも確認したい項目があることを知った。黒田教員は、学生 N に、試験前 1 週間に入るので、今回の確認はいったん延期することを促した。

タ 10 月 5 日：学生 F から黒田教員への報告

15 時頃、学生 F は、高専教員 A に付き添われ、他に人がいない第 2 体育館内で、黒田教員と面談をしている。その際、10 月 2 日に、監査委員から 2019 年 12 月のレシートについて聴取がなされ、さらに 3 日に、学生 N と学生 O の監査委員 2 人が、学生 F を説明役として学生会室に立入り、物品の所在確認を行い、その際の学生会室の解錠を高専教員 A が行ったこと、学生会室には学校の許可なく電子錠が取り付けられていたこと等が話されている。

また、学生 F は、黒田教員に対して、3 日（または 4 日）に野村陽向に、ポイントの使用や用途不明の物品について監査委員に説明すべきことを伝えたこと、今の野村陽向のやり方では副会長としてついていけない旨を話している。さら

に、高専教員 A に学生の懲戒について質問をし、説明を受けたことも話している。

黒田教員は、話をする学生 F の様子に動揺がみられたので、今回の確認の目的は、ポイントの使用状況を確認し、適切に使用するルール作りを進めることであると伝え、あまり心配する必要はないと学生 F に伝えた。

チ 10 月 5 日：訃報

17 時頃、学校は、家族からの電話連絡により、野村陽向の訃報を受けた。

（５）野村陽向の自殺

以下は、自宅において家族（父母）が捉えていた野村陽向の学生会長就任から自死に至るまでの様子である。順次、学生会長を務めていた 2 年次、3 年次の様子、3 年次のくぬぎだ祭を巡って文実と学生会が対立していた頃の様子、自死前の様子となる。

ア 2 年次、3 年次の野村陽向の様子

野村陽向は、2019 年 2 年次に学生会長に就任した。学生会長の仕事の多忙さなどについて、母親が気付いた様子などを述べている。

夜遅くまで家でも作業をしている様子だった。日が変わるまで作業をしていることがあった。勉強をしているのかと思ったがそうではなく、学生会の仕事をしていた。苦しい、大変ということを漏らすこともあった。

帰りも遅かったりした。学校にいられるのは 21 時までだが、ぎりぎりまで学生会の活動をして 22 時ぐらいに帰ってくるということがあった。母親は、これでは勉強する時間がないね、学校に行っているのだから勉強した方がいいよと言ったことはあった。野村陽向は、勉強しなければならないことは分かっているが、学生会の仕事もしなければならないので時間が足りないというようなことを、やや不満げに言っていた。仕事が大変で給料をもらいたいぐらいなんだという話をすることもあった。怒っている感じで話していた。疲れているし、時間も無いしという感じでおそらくいろんな気持ちがあったのだろうと母親に

は思われた。

朝出掛ける時間も徐々に遅くなっていった。最初はすごく楽しい様子で母親が起こさなくても自分で起きてきた。しかし、おそらく2年生になった秋ごろから、母親が起こさないと起きなくなった。家を出るような時間になってもまだ家にいることがあって、時間が過ぎているよと声を掛けることがだんだんと多くなっていった。学生生活に慣れてきたのかとも思えたがだんだんと腰が重くなっているという感じだった。

昼食は、お弁当を作っていた。学校の食堂で食べることもあったりで、お弁当を作らない日もあったが、2年生の途中ぐらいから、お弁当を作っても食べないで丸々持って帰ってくるようになった。お弁当を食べないでも何か食べていればいいと思い、母親が、何か食べているのかと尋ねると、野村陽向は、食べる時間がない、忙しくてご飯を食べる時間がないと答えた。

また、中学生の頃から、機嫌がいいとき、悪いときといった多少の波があるのは変わらなかったが、東京高専に入学してから中学生時代と比較して口数が減った。男子だし、反抗期なのか、あまりしゃべらなくなり、むすっとしていたり、ぼーっとしたりしていることもあった。部屋にすることが学年が上がるにつれてだんだんと多くなり、家族と共有する時間が少なくなっていった。コロナで授業がリモートでなされたりして、1年生のときよりは断然3年生のときの方が部屋にすることが多かった。

イ 3年次、くぬぎだ祭開催を巡って文実・学生会での対立があった頃の様子

くぬぎだ祭開催を巡って文実・学生会での対立があった2020年6月頃からのことと思われるが、野村陽向の自宅での様子を以下のように父母が述べている。

くぬぎだ祭の話は家でもしていた。コロナ禍の中、開催するかしらないかという大事なことは学校が判断するものではないか、なぜあなたが判断しなければならないのかと言ったところ、くぬぎだ祭は学生会の行事だから学生会が判断しなくてはならない、今まで何かあると学生会に責任があるとわれてきた、

万が一人の命に係わることが起こった時に自分は責任を取れない、それはすごく恐ろしいことだと話した。この頃はコロナで死者が多く出ていた時期だった。自分としては責任を取り切れないので開催するのは怖い、しかし、開催したいという方向の人たちもいる、どうすればいいのかという葛藤はあったようだ。コロナ禍の中、開催するのであれば、それなりの対策を立てなければならない、ではどうすればいいのかというので、消毒のためのアルコールの手配の話まで出ていた。絶対に開催しないという考えではなく、開催するのであればどうしたらいいのかということを真剣に考えているように感じられた。開催するためには対策が必要で、対策が無いと危険で仕方がないから、開催したいという人たちに（その部門に）どうすればいいのか意見を出すように求めている。しかし、なかなかいい対策案も出てこず、対策案が無いのであれば怖くて開催はできない、というところで、悩んでいる、考えているという様子だった。開催したいという人たちから対策案が出てこない、開催したいのならやるための策を講じなければならないのに、どうすればいいのだろうという感じで、自分も考えるし、開催したい側からもいい案を出してほしいと言っていた。学生会が出した案に対して返事とか反応とかがなくすごく困っているとも言っていた。

また、都立高校の話もして、都立高校はやらないのにどうして東京高専では開催することになるのか、というふうにも話していた。

高専教員 A との話も出た。謝ってやるから文章を書いてくるように言ったという話で、野村陽向は特にそれについてああこうは言わなかったが、腑に落ちない、納得できないという感じで、悩んでいる、困っているという様子だった。

ウ 9月末或いは10月に入ってから野村陽向の様子

野村陽向は、10月5日（月）2時頃（死亡推定時刻）に自死に至るが、自死直前の9月末から或いは10月に入ってから（母親は9月末からと述べるが、自死の前1週間よりも短い間とも述べている）母親が自宅で以下のような野村陽向の変化に気が付いていた。

野村陽向が、家でほとんど食事を摂らなくなった。母親は食事の準備をしているのだが、「ご飯食べないの?」「お腹すいてないの?」と尋ねても、ただ「食べた」等と返事をするだけだった。何をどこで食べたかは言わなかった。本当に外で食べているのならいいのだが、食事を摂らないと体を悪くするからちゃんと食べるように言って毎日食事は作るが、食べてもちょっとなかなか食べなかったり、何も言わずに自分の部屋に行ってしまったということがあった。

また、野村陽向は、家を出るとき・家に戻ったときに、「行ってきます」「ただいま」はどのようなときでも絶対に言っていたのだが、それらを言わなくなった。どうしたのだろうと気に掛かっていた。虫の居所が悪いのか、そのうちいつものように戻るだろうかと思っていたが、そのまま野村陽向は亡くなってしまった。後から思えば、それを言えない状況に追い込まれていたのかと思う。

9月末から或いは10月の初めに入ったあたりで、野村陽向は、倒れてしまいそうというほどではなかったがやはり元気がなかった。

エ 10月2日（金）夜の監査委員との電話通話での野村陽向の様子

前述したように、野村陽向は、10月2日（金）夜に、学生N・学生Oから監査に関する電話（Teamsのテレビ電話）を受けた。電話では主に学生Nが話した。この電話は約30分の通話時間で23時頃に終了した。

この通話について、母親が以下のことを覚えている。

10月2日（金）（母親は3日の土曜と述べたが、2日のことである）、夜遅くなって、母親は翌日仕事があって寝なければならないので布団に入った。父母の部屋と野村陽向の部屋との間には空き部屋が一つあって少し離れてはいるのだが、このとき、野村陽向の部屋からものすごく低く暗い声で、何か会話しているのが聞こえてきた。

この時の野村陽向の声のトーンはものすごく暗く、ぼそぼそと話していて、野村陽向は低く暗い声で「はい」という返事をしたりしていた。母親は眠くてもうろうとしているので、野村陽向が実際何をしゃべったか、相手が誰なのか

までは分からなかったが、これまでに聞いたことのない声で、元気もないし覇気もないし、何かおかしい、普段と全く違う、一体どうしたんだろうと思わせる声のトーンだった。

この10月2日（金）は、自宅近くのアルバイト先②にアルバイトに出ている。17時からのシフトであったが、大幅に遅れて17時44分に出て、21時59分まで働いている。

アルバイトが終わって帰宅した後の22時30分頃、監査委員の学生N及び学生Oから、会計処理についての監査が予定されていることを知らせる電話が入っている。

オ 10月3日（土）のTwitterへの書き込み

野村陽向は、10月3日（土）11時59分に以下のような自殺をほのめかす内容のダイレクトメッセージを送信していた。

以下にそのTwitter（XXXXXXXXXX）のダイレクトメッセージ文言（全て）を掲載する。

「こんにちは、初めまして。
いつも動画拝見しています。

突然ですが、最近自殺したいなあと思うようになってしまいました。
何か嫌なことがあるとここで死ねたらなあとか楽になるかなとか辛いことが多いわけではないと思っていますが、学校の学生会で過剰タスクであったり学校の課題もテスト前で多く精神的に追い詰められているのかもしれません。

今まで私は病んでると言ってる友達があまり好きではありませんでした。
もちろん相談されれば聞いていたりしましたが自分は病むなんてと別世界の話として聞いていました。

なので自分がそういう状況になったらどうしていいかわからないです。

自殺は周りに迷惑をかける等々言われていますが正直、私の精神的にはそろそろ限界です。周りのことを考える余裕が無いです。

このままだと本当に自殺を選びそうです。」

カ 10月3日（土）14時頃、自死に使うロープを購入

野村陽向は、10月3日（土）14時6分、[REDACTED]で、荷造りロープ（約80m）を購入した。自死に使われた荷造りロープである。父親が、警察から、自死に使ったロープが購入されたことが明らかになる領収書を受け取っていた。（父からの情報提供）

キ 10月3日（土）16時頃、学生UとのLINE

野村陽向は、10月3日（土）16時前後に、LINEトークを行っている。学生Uから、監査委員から連絡があった旨伝えられ、監査についてやりとりがなされている。学生Uが持っているiPhoneを預かるということと、学生Uと話したいこともあるから30分ほど時間がほしいということで、4日に府中で会う約束をしている。

また、前述したように、野村陽向は、10月3日（土）20時頃に学生Fからの電話を受け、約9分間通話している。学生Fとのこの通話の後、野村陽向は、学生UへのLINEトークで「そして学生Fくんは完全に監査側かな」、また「さっき電話したんだけど、口調と質問内容が完全に監査」とも書いている。

ク 10月4日（日）午前、学生Uと会う、学生FからのLINE、遺書

野村陽向は、前日の10月3日（土）に約束したとおり、4日（日）9時40分頃から約30分府中駅近くで会い、野村陽向は学生UからiPhone一台を受け取

っている。

この時学生 U と会ったことについては遺書に「最後に学生 U に直接と話できてよかった。／あれは私からの最後の引継ぎ。」と書かれている。

また、14 時 46 分から 21 時 5 分にかけて、学生会室に監査委員らと同行した後の学生 F から、無断で学生会室にオートロックを設置したことについて、「学生委員会で問題にされた場合、学生会室を利用していたものが訓告等の処分を受け履歴書に残るかも知れない。関係の学生を守ってほしい。」という内容、野村陽向のことが信頼できなくなったという内容、さらに副会長を辞し、「命をたつ」という内容の LINE が送られてきているが、野村陽向がこれを読んだかどうかは不明であり、いずれにせよ、返事はしていない。

野村陽向は、10 月 4 日（日）から 5 日（月）にかけて遺書を書いている。遺書には「長々にごめんなさい。じつはこれ昨日から書いてたんだ。／誰にもバレないように。」とあり、「2020 年 10 月 04 日もしかしたら 5 日野村陽向」とある。

ケ 10 月 4 日（日）23 時頃、野村陽向の部屋で大きな物音がした

10 月 5 日（月）2 時の死亡推定時刻の約 3 時間前、10 月 4 日（土）23 時頃に野村陽向の部屋から聞こえた物音について、母親は、以下のように述べる。

「4 日（土）の 23 時頃、野村陽向の部屋から、ばたばた動いて何かしているという感じの音が聞こえてきた。父母の部屋と野村陽向の部屋との間には一つ空き部屋があったが（前述）、夜遅く、父母も眠るか眠らないかというときで、意識がもうろうとしているところに、何度もばたばた、がさがさしている様子の音がして、最後にもものすごい音がした。驚いたが、いつも部屋に入るとすごく嫌がるので、部屋の外から「すごい音がしているけれど、どうしたの」と声を掛けた。しかし、部屋の中から野村陽向の返事はなかった。あの時、野村陽向に怒られてもいいからどうして部屋に入らなかったのだろうとずっと後悔している。」

コ 10月5日（月）2時頃、自殺

野村陽向は、自死を図り、10月5日2時頃、死亡に至る。

なお、各委員が委員就任内諾後に機構から受け取ったこれまでの経緯等を記載した事件の概要では「警察によると、検視の結果、死亡推定時刻は」「2時頃」とある。2021年8月8日（第1回委員会）の配付資料「東京高専自死事案の発生からの経緯」では、「1時から2時ごろと推定」とある。

サ 10月5日（月）13時頃、父親が野村陽向の自死を発見

10月5日（月）13時頃、昼ご飯近くになっても野村陽向が2階の自室から降りてこず、返事もないので、父親が2階に上がり、自室のドアを開けたところ、首にロープを掛けて自室のドアの内側にもたれかかっている状態の野村陽向を発見した。また、父親は、A4用紙6枚にプリントアウトされ、最後のページに手書きの追記のある遺書を発見した（遺書の隣にはスマートフォンのメモアプリが開かれたまま置かれていた。メモアプリには遺書と同じ内容のテキストデータが残されていた。）。父親は、野村陽向を床に横たえて心臓マッサージを行い、至急救急隊を呼び、救急隊は到着したが、病院に移送することなく死亡が確認された。

この後、父親は、野村陽向のスマホを見て、10月4日の学生Fから野村陽向に宛てたLINEを確認したので、学生Fを案じて、15時23分、野村陽向の携帯のLINE通話で学生Fに電話をかけた後、学生Fの父親に野村陽向が亡くなったことを連絡した。

シ 10月5日（月）17時頃、高専に亡くなったことを知らせる

10月5日（月）17時頃、父親が、東京高専（3D担任高専教員C）に、野村陽向が亡くなったことを連絡した。

野村陽向の死亡を知った学生Fは、野村陽向のLINEに向けて、「抱え込んで

いたことを相談してほしかった」「もっといろいろなことを知りたく、いっしょにやりたかった」「助けてもらった」と感謝の意とともに心中を送信している。そして、「今度は俺が恩を返す番だ。野村のやってきたことは俺が引き継ぐ。野村の分までは生きられないけど精一杯頑張る。せめてもの償いとしてさらに学生会組織をいいものにする。空の上からずっと見てほしい。ありがとう。ずっと忘れない。」と結んでいる。

ス 遺書

「遺書

生きる力がなくなった。

この前、1泊2日で軽く旅行に行った。

学生会のことを久しぶりに忘れた二日間だった。

とても楽しかった。と同時に私の中で負担となってるのは学生会だと感じた。

今までは活動が楽しくて生きる糧といっても過言じゃなかった。なのにいつも間にかつらくなり、業務になり、締切が見え、徹夜して。

こんな作業をするぐらいならいっそのこと人生やめてみたいと思った。

今の人生よりも死後の世界の方が幸せで明るい世界なのではないかとも思う。

そうとまで思うぐらい今の私の中身は暗く邪悪なんだ。

とても辛い。

精神的に様々な要因で追い詰められてた。

もちろん当人にはそんなつもりはないし、むしろ私の受け取り方が悪かった。

でも、私の全てを否定されたように感じる。

今まで私がやってきたことは何だったのか。

途中から進む方向を間違えたかもしれない。

でも、なにを間違えたか分からないし本当に間違えているのかすらわからない。

色々あって楽しいこともあったけど、ストレスもゼロではなかった。
ここまで我慢したり、発散してきたけどもう限界。

このまま別の世界に行ってみたい。

全ては私に責任がある。
ここまで責任感を持って行ってきたが、
今日のこの日で疲れてしまった。
楽しかったこともあったけど今相当辛い。

私は本当に疲れてしまった。
生まれ変われたらどんなにいいのだろうか。
さまざまな妄想が駆け巡る。

この前、とある先生と話した時生協の企画を褒めてくれた。久しぶりに人に褒めてもらえたと思えた。久しぶりに嬉しいと感じた瞬間だった。本当に嬉しくて泣く寸前だった。でも、今まではこんな感情になることが少なかった。生きる意味がわからなかった。

色々楽しいこともあった、けど、ここ数日で本当に生きることが嫌になった。

学生会の備品である iPhoneX と iPhoneXR、iPad を持ち出したのは私です。作業で持ち帰ったとはいえ、戒告をうけるのはわかってるけどこうでもしないと作業できない。

他の役員へも作業するのであれば持ち帰るのも黙認していた。これは全て私の

責任。

机上に置いてあるのがそう。

そのほかの学生会の運営に関する一切の指示は全て学生会室も含め私の指示で間違いありません。

副会長並びに委員は指示に関して全く関係ありません。

学生会で発生している諸々の問題は全て私の責任です。本来であれば直接謝罪や弁明を行うべきだと思いますができそうにありません。

本当に申し訳ありません。深くお詫び申し上げます。ちなみに今回の件と私の進む道は全く関係ありません。

だから責任とか感じないでください。

今回のことがあってもなくても多分この辺でこの選択をしました。

中途半端ならところで挫折して会長の任期を全うできず関係各所の皆様には大変申し訳ありません。ほんとだったら任期満了して引き継ぎもしっかりしたかった。会室にある私の私物は好きにしてください。冷蔵庫にアイスあるから食べていいよ。冷蔵庫のドリンクも好きにして。

会計の領収書、まとめられるだけまとめたけど

ミスとかあると思うからもう一度確認してほしい。

そして、こんな私についてきてくれた副会長や執行委員のみんなが大好きです。

この後は学生 S や学生 U がまた新しい風を起こしてくれることでしょう。学生 U を引き継ぎ会計長、学生 S を新会長として学生会を引っ張ってもらいたい。

学生 J、高専生と話そう！よろしくね！

資料は前見せたやつで全部だし、学生 J も資料作ってたから大丈夫でしょ！

Wix にログインしてくれれば大丈夫。

大体のパスワードは私の手帳に書いてあるから。

■■■■店長、ごめんなさい。

総会の引率が行けそうにないです。

でも学生 J と学生 I がいるので安心してます。

店長が開くお店、行ってみたかったです。。

高専生と話そう！、学生 J に資料は見せてあるので引き継ぎとしては大丈夫だと思います。

これからもお元気でいて下さい！

あと、年末ジャンボ当ててうちの生協をビルにする日が来るの楽しみにしてます。

学生会も大丈夫かと思ってる。

最後に学生 U に直接と話できてよかった。

あれは私からの最後の引き継ぎ。

学生 I、一緒に出掛けられなくてごめんな。

ライオンキングだけじゃなくて他のも見たかったし、いっぱい旅行にも行きたかった。

彼女、頑張って見つけてな！

学生 K ちゃんもごめん。一緒にご飯食べたりして楽しかったよ。学生 K ちゃんには周りを幸せにする力がある！その力にたくさん救われたよ！

きっと素敵な彼女さんがみつかるとよ！

学生 AB ちゃん、文化祭では色々ぶつかったけど成功させてな！

学生 M、割と色んなところで一緒だった気がするよ。

文化祭では色々あったけどこれから学生会、よろしくね。

あと腕章の発注できてないや。

■■■■のホームページからできるから悪いけど頼むわ！

あっち世界にネットあるからわからないし。

アルバイト先② ■■■オーナーへ

短い間でしたが、大変お世話になりました。

とても楽しくバイトできました。

最後の出勤が遅刻でごめんなさい。

同店 ■■■店長へ

短い間でしたがありがとうございました。

ミスした時も優しく教えてくれてありがとうございました。

バイト、楽しかったです。

同店 クルー ■■■くんへ

一緒のシフトに入れて楽しかったです。

いろんなこと教えてくれてありがとう。

これから勉強も大変だと思うけど頑張ってるね。

アルバイト先① 店長・オーナーへ

数回でしたが派遣でお世話になりました。

特に■■■■くじではロット注文ありがとうございました。

店長やオーナーとお話しするのはとてもたのしかったです。

ほんとは派遣にまた行きたいけどもういけそうにありません。

もし生まれ変わったらまた行きます！

そしてこれから会長になる後輩たちへ

任期は長くても一年にして。

見えないだけでストレスが溜まって私みたいになるから。

そして副会長で会長を支えてあげてほしい。

私も副会長の支えがあったからここまで来れた。

なかったらもっと前でこの道を進んだと思う。

そして、困ったことがあったら直ぐに相談してほしい。絶対に小さなことでもいつかおおきな不安やストレスになるから。

そしたら1年なんてあっという間に終わるから。

私はもう前に進めないけど、私の後に続く者が二度と現れないことを切に願っています。

自分の身勝手な行動で本当に申し訳ない。

許してほしいとは思わない。

だけど、認めてほしい。

もう、限界だったんだ。

安心して、誰か呪ったりしないから！

お母さんと親父、そして〇〇（〇〇は妹の名前）。

あと、ムギもかな。

あいつと遊ぶと痒くなるけど。

もう疲れちゃった、ごめん。

迷惑かけたけど、いやかけすぎたけど、ほんとに楽しかった。

この家がすき。ありがとう。

葬式はこじんまりと軽くていいです。
お墓とかなければ散骨でもいいです。
いい感じにしてください。
最後のお願いがこんなんでも本当に情けない。
よろしくお願いします。

この道は自分で決めた道なので誰も悪くない。
学生会もそうだし他も私が全て悪い。
もっと周りが見えてればこんな思いをさせることもなかったと思う。
自殺が悪いことだとは思ってるし、それはわかってるつもり。だけど、これから進んでいける道が見えない。なんなら私が進んできた道も見えなくなってる。
どこかで道を間違えたんだろう。だけどどこで間違ったかわからないし、本当に間違えているのかもわからない。

私がいなくなっても地球は無くならないし、
多分地球規模で考えればなにも変わらない。
いつものように太陽が昇って1日がはじまる。
止まってほしい時間があっても進み続けるし
それは各々の貴重な時間。
だから私のことは早く忘れてほしい。
みんなの人生を乱したくないし、
そうじゃないと成仏できなそうだから。

この道を選ぶことで色々ご迷惑かけしてしまうと思う。特に家族には精神的にも負担をかけてしまう。許してほしいなんてわがまま言わないからこの選択を認めてほしい。

長々でごめんさい。じつはこれ昨日から書いてたんだ。

誰にもバレないように。

でも最期になったら色んな人にいろんなこと話したくなっていっぱい書きちゃった。

最後だから許してね。

それじゃあ私はそろそろ。

お疲れさまでした。

2020 年 10 月 04 日もしかしたら 5 日 野村陽向

（ここから手書き：調査委員注）

印刷したあと 6 枚もあるのかとビックリした。

本当は 1 行にするつもりだったのに。

表紙はつくり忘れました。

本当にこの道を選び申し訳ありません。

遺書にも書いた通り、別に誰かに背中を押されたわけではないです。本当に。

自分でこの道を選んだんです。1 人で。

生きるって難しい。」

以 上

第 4 野村陽向の自殺とその原因

1 はじめに

自殺という現象は、複合的な要因によって生じる複雑な現象である。ともすればマスメディアは、「いじめ自殺」「過労自殺」「パワハラ自殺」などと、自殺の原因を単純化した用語を用いた報道を行いがちであるが、実際には自殺が 1

つの出来事を原因として発生することはきわめて稀である。というのも、いじめやパワハラ被害に遭遇した人、あるいは、過重労働を強いられている人が、すべからず自殺に至るわけではない。そこには、ストレスイベントの強度に加え、自殺者個人が抱える生来性資質や精神障害、対人関係パターンやストレスイベントへの対処能力、ならびに家族や友人、同僚との関係性が複雑に絡み合い、あるものは自殺に対して促進的に、また、あるものは抑止・防御的に作用することで、ある者は自殺を行動化し、またある者は自殺念慮を抱きつつも行動化せず、さらにはある者は自殺念慮すら抱かないといった違いが生じてくる。

本章では、野村陽向の自殺の原因を検証する目的から、上記の認定した事実に基づき、自殺に影響した可能性のある要因（危険因子）と、自殺に対して防御的・保護的に影響した要因（保護因子）について、自殺との時間的距離に基づいて便宜的に「遠位」「中位」「近位」の3つのカテゴリーに分類して各カテゴリー内で検討し、そのうえで、各カテゴリー内の検討結果を総合し、最終的な原因に関する検証を行う。

2 野村陽向の自殺に影響した可能性のある要因

（1）遠位の要因

遠位の要因とは、野村陽向が人生早期から身につけていた対人関係や行動様式のパターン特性を指し、一般的には性格や人格などと表現されているものである。こうしたパターン特性は、その後の人生におけるストレスや困難な状況への対処能力に影響を与えることが少なくない。

このパターン特性は、生来性の気質や、知的能力や運動能力から推測される中枢神経系の発達状況といった先天的要因、ならびに、人生早期の養育・教育などの環境要因によって形成された後天的要因から構成される。

遠位要因の検討にあたっては、主に母親からのヒアリング、小学校・中学校時代の通知表、中学時代および高専時代の友人、父親の友人の供述から総合的に判断した。

ア 幼児期

野村陽向は、成育・発達過程に遅れはなく、幼児期においても、その幼稚園での他の子どもとの交流の様子から、社会性の発達も正常であったと判断できる。なお、妹が生まれた時期、「幼稚園で寂しくなってしまった」との連絡を受けて、母親が幼稚園に迎えに行ったことが2回ほどあったというが、この挿話はむしろ野村陽向と母親との健康的な愛着関係がしっかりとできていたことを示すものである。

イ 児童期

野村陽向は、小学校時代、学校での学業成績は上位であり、不登校など学校不適応の挿話はなかった。外遊びを好み、放課後は学校のグラウンドでさまざまな運動をするなど、活発な子どもであったことがうかがわれる。家庭においては、学校のことや友人のことを親によく話す子どもであり、親子間の良好な関係も窺われる。

集団における行動特性としては、小学校時代よりすでに優れた社会性の片鱗が認められている。当時の通知表所見欄からも明らかなように、グループ活動におけるリーダーシップを高く評価されており、自身が所属する集団をよりよいものとするために積極的に意見を出すなど、所属集団への献身性を教師によって認識されている。また、教師及び集団におけるこうした評価が野村陽向の自己肯定感を高める要因ともなっており、それが野村陽向の社会性の原動力ともなっている。

ウ 思春期

中学時代の野村陽向は、学業成績に優れ、中学時代における教科の評定は「4」と「5」ばかりであり、なかでも理科、数学を得意としていた。学校への出席状況についても、3年間ほとんど欠席や遅刻・早退はなかった。

行動面においては、真面目で正義感にあふれ、強い信念を持つ生徒として認識されていた。すでに小学校時代より認められていた野村陽向のリーダーシップは、中学時代にはいっそうはつきりとしたものとなり、学級代表委員や学年

代表委員を歴任し、担任教師からはその使命感と責任感、さらには教師や友だちに対する気配りのありようを高く評価されていた。

他方、野村陽向の以上のような資質は、その反面として、規則違反に関しては相手が誰であれ物怖じせずに率直に注意する行動にも表れた。そのため、一部の同級生のなかには野村陽向のことを必ずしもよく思わない者もいた。また、校則に反して、バレンタインデーに男子に渡すチョコレートを隠し持ってきた女子生徒を見咎めるなど、その正義感はやや生硬な側面があった。

なお、高校進学にあたっては、自身の興味・関心と自身の得意・不得意との双方を考慮し、現実的な目標設定を行い、それに向けて建設的な努力ができていた。また、希望通りに高専に入学した後は、中学までと同様に、1年生ながら学生会活動や生協活動に積極的に関与し、早くもリーダーシップを発揮して教室内で目立った存在となっていた。

また、高専2年時には、野村陽向は、学生会長として新入生オリエンテーションにて執行委員会に関するプレゼンテーションをしたが、その際の様子は、新入生に「意識が高くてカッコ良くて魅力的」に映ったようである。その影響により、4人の新入生を執行部に勧誘することに成功しており、そうした下級生たちは一様に野村陽向を尊敬し、「フレンドリーで優しい」という印象を持ったとされる。

以上より、野村陽向の性格および行動特性について、以下のように整理できる。

まず、知的能力や運動能力に問題はなく、発達特性の偏りを疑わせる挿話や、社会適応の妨げとなる精神障害への罹患を疑わせる挿話も認められない。続いて、自主性と社会性に優れ、強い信念と正義感、責任感、さらにはリーダーシップなどから高い自己効力感と自尊心の持ち主であり、平均以上の適応能力とストレスへの対処能力を持っていたと推測される。

以上の特性は言うまでもなく、肯定的な性質のものであるが、2つの点で考慮すべき点がある。1つは、強い責任感や正義感というものは、それが行き過

ぎれば集団における孤立を引き起こす危険性も孕んでいる、という点である。たとえば、自身が何らかの失敗をした場合、正義感や責任感により批判や攻撃の矛先が内向したり、すべての責任を自分ひとりで被ろうとしたりする危険性を内包している。その意味で、こうした性格特性は、状況如何では自殺に対して遠位の促進要因となり得る。

それからもう 1 つは、野村陽向が持つ好ましい資質、信念と正義感、責任感、リーダーシップの発露がまさに学生会活動であったが、こうした学生会活動に対する献身が高く評価されるのは中学までであり、高専では必ずしもそれらは評価の対象とならなくなった、という点である。その結果、自己評価と学校の評価が一致しなくなった可能性は否めない。

以上を踏まえると、野村陽向は、自殺に対する保護因子としては、優れた社会性や適応能力、ストレス対処能力を有していたが、他方で、責任感、(生硬な)正義感、信念の強さ、リーダーシップが状況如何によっては、遠位における自殺の危険因子となり得る性質も有していたといえるであろう。

(2) 中位の要因

中位の要因とは、自殺のおよそ 1 年前から直前まで野村陽向が持続的に置かれていた出来事、環境・状況のうち、自殺に影響したものを以下に経時的に示す。

ア 学生会長としての重責の自覚

自殺から遡ること 1 年半前の 2019 年 4 月、野村陽向は、高専 2 年生ながら学生会長に就任し、その重責を担っていた。高専 1 年時には、クラス内で目立った存在であった野村陽向は、会長に就任した 2 年時には学生会の仕事に集中し、クラスでは地味に振る舞っていたようである。

学生会長としての野村陽向の仕事ぶりについて、同級生のひとり (学生 H) は、「頭が固いというマイナスイメージだが、機密的な必要事項とか、伝えたり流したりしてはいけない事項について本当にしっかりと守っていた。……(中略)……本当に非常識なぐらい仕事をしていた」と述懐している。この発言は、

野村陽向の強い責任感と猛烈な仕事ぶりを示すものといえるだろう。しかしその一方で、「人を頼りはするが、人に頼って変なことになるのだったら自分でやる、人に頼るのがあまり得意ではなかったか。本当に自分で何でもする学生だった」とも指摘している。その指摘は、野村陽向が仕事をひとりで抱え込みがちであることを示唆するものといえるかもしれない。

そうしたなかで、野村陽向は学生会長としての重責を痛感する出来事に遭遇している。それは、2019年の秋に開催されたくぬぎだ祭の準備として行われた「テント講習会」で、高専の学生がテント組み立て時に誤ってポールを寮食堂関係者の車にぶつけてしまうという事件であった。

その際、事件の当事者ではないにもかかわらず、野村陽向は、いくらか違和感を抱きつつも学生会を代表して被害者に謝罪に出向かねばならなかった。すでに複数の学生がヒアリングにおいて指摘しているように、この事件を契機として、野村陽向は、「学生会で起こったことについては、学生会長が全て責任を負わされることになる」という考えを強く持つに至り、翌年のコロナ禍におけるくぬぎだ祭中止を強く主張する遠因となった可能性がある。

イ 学業成績の不振

以上のような活発な学生会活動の一方で、高専入学後、野村陽向の学業成績は芳しいものとはいえなかった。当初、高専卒業後に大学編入、さらに大学院進学を考えていた彼であったが、入学後、学年が上がるごとに低下していく学業成績から考えると、そうした将来のプラン実現も危うくなっていた。当然、自身の将来に対して不安を感じていたはずである。

もしかすると、そのような不安から逃れるために、あるいは、学業不振のエクスキューズとして、ますます学生会活動に没頭したのかもしれない。

2020年度、3年生となった野村陽向は学生会長として2期目を続投した。ある同級生によれば、前年においては、「大変だけど楽しい」と語っていた学生会長業務であったが、2020年6月に休校が空けて登校再開となった6月頃より、「2期目はやらなきゃよかった」と漏らすことが多くなったという。また、別の

同級生も、「3年生になってから愚痴が増えた」と指摘している。

当時、野村陽向が遭遇した困難な出来事が2つあった。1つは、同年5月から8月にかけて、コロナ禍におけるくぬぎだ祭開催をめぐる文実との激しい対立、議論が続いたことである。野村陽向は、開催を主張する文実に対して、学生会を代表する立場から、学生の健康維持、ならびに感染拡大防止を考慮して開催中止を強く主張したのである。平行線の議論を重ねるなかで「学生会 vs. 文実」という対立図式となったが、ここに高専教員Aが関与したことをきっかけとして、対立が感情的に煽られる事態へと発展したように感じられる。最終的に、同年8月中旬には、くぬぎだ祭は感染拡大防止対策をした形での開催という結論に落ち着いたものの、関係した者に多くの気まずい空気を残す結果となったようである。もともと野村陽向自身もかつて文実として活動しており、当時のメンバーの中にも親しい関係の仲間が少なくなかったが、これを機に心理的な距離感が生じた。

そしてもう1つの出来事は、2020年7月に発出された新学生会費使用法の実施である。これは、各団体が必要とする物品の発注・納品・検収、物品配布を、学生会が一括して行うものであり、かつての学生会費に係る会計業務の問題点を解決するとともに、コロナ禍において感染拡大の原因となり得る各団体との金銭の直接的な受け渡しをなくすという目的から実施された。しかしこの新会計使用法は、野村陽向が発注・納品・検収をひとりで抱えることとなり、学生会長業務の著しい増大につながるとともに、各団体にとっては物品購入手続きの煩雑化としか感じられなかった。こうした新制度への不満は、前のくぬぎだ祭開催をめぐる対立で芽生えた心理的距離感も相俟って、野村陽向への不満となって、一部で学生会長続投阻止の動きにつながった。

ウ 上記アおよびイによる心身状態の変化

(ア) 睡眠時間の短縮

前述した一連の出来事は、野村陽向の精神状態を著しく疲弊させた。すでに述べたように、野村陽向は、学生会長2期目に入ってから学生会業務に関す

る愚痴が増えたが、その疲弊ぶりは他覚的にも気づかれるようになっていた。たとえば、ある同級生は、「(野村陽向が) 明らかに寝ていないのだなという顔で、マスク越しからも隈がひどいのが分かった」と述べている。

以上の供述は、過剰な業務をこなすために意図的に睡眠時間を削っていたのか、それとも、不眠に悩んでいたのかは不明であるが、睡眠時間が著しく短縮していた可能性を示唆する。

(イ) 精神活動の停滞

この時期における野村陽向の精神状態を知るうえで無視できないのは、学業成績の著しい低下である。すでに述べたように、学業不振は将来の進路に関する不安を高め、その不安から逃れる、あるいは、学業不振のエクスキューズとしますます学生会活動に没頭した可能性はある（くりかえしになるが、中学時代とは異なり、そうした活動は、高専においては評価されるものではない）。

とはいえ、野村陽向の学業不振は、高専 3 年進級以降に急激な深刻化を呈している。GPA の推移を見てみると、1 年時 3.7、そして 2 年時 2.7 だったものが、3 年時前期にはなんと 1.3 にまで低下し、教師や同級生から心配をされる状況となっているのである。この急激な GPA 低下は、学生会活動に没頭し、学業に割く時間が足りないだけでは説明がつかない。完全に登校をやめ、いっさいの学業を放擲した者であればいざ知らず、たとえ形式的とはいえ、登校して授業に出席していた者がとる成績ではない。

こうした顕著な成績低下は、何らかの心身状態の変調により精神活動が停滞し、能力が一時的に低下していた可能性を強く示唆する。

なお、野村陽向の心身に何らかの変化が生じていたことの傍証として、2020 年 8 月には、コンビニエンスストアのバイト業務をいわゆる「ドタキャン」していることが挙げられる。彼は業務態度の律儀さと責任感とで雇用者から高い信頼を得ていたが、2020 年 8 月に、彼らしくない無責任な欠勤をし、雇用主に意外な印象を与えている。のみならず、あれだけ雇用主から囑望されていたアルバイトのその後のシフトを全てキャンセルする、という唐突とも感じられる

行動をとっているのである。この異例な行動はこの時期に過度に疲弊し、バイト業務が困難な心身の状態にあったことを想像させる。

(ウ) 体重増加

ある同級生は、野村陽向が「3年生になってから太り始めた」と証言している。これは、ストレスへの対処としてしばしば見られる過食行動を示唆している可能性がある。一般に人は抑うつ気分に入ると食欲に変化を呈し、その様相には個人差があって、食欲が低下する場合と亢進する場合とがあるが、野村陽向の場合には、後者に相当した可能性がある。

(エ) 虚無感・抑うつ気分

2020年9月末の時点で、野村陽向は学生会長としての仕事に一種の強い徒労感を抱いていた。そのことは、野村陽向が、周囲の同級生ら（学生H・学生K）に対して、「本当に自分は頑張っているのに自分の意見が本当に伝わらない」「自分のやっていることを全く認めてくれない」と漏らしていることから明らかである。こうした徒労感の背景には、中学時代までは周囲から高評価を受けてきた生き方や行動に関する価値観が、高専では思うような評価を得られなくなったことが影響しているのかもしれない。

この時期に体験した出来事として、野村陽向が残した遺書に次の記述がある。「この前、とある先生と話した時、生協の企画を褒めてくれた。久しぶりに人に褒めてもらえたと思えた。久しぶりに嬉しいと感じた瞬間だった。本当に嬉しくて泣く寸前だった。でも、今まではこんな感情になることが少なかった。生きる意味がわからなかった」。おそらくこれと同じ出来事に関するものと思われるが、ある同級生によれば、野村陽向が「久しぶりに先生に褒められて一日中泣いた」と語っていたという。「泣く寸前だった」と、「一日中泣いた」と、いずれが真実なのかは今となっては判断のしようがないが、遺書における、「今まではこんな感情になることが少なかった。生きる意味がわからなかった」という文章からもわかるように、この時期の野村陽向は自信を失い、自己評価が著しく低下し、自身の存在価値を強く疑う状況に陥っていたと考えられる。

というのも、中学までは周囲から称賛され、自身の強みとなっていた特質が、高専では評価の対象とならないばかりか、学生会活動への献身がかえって学生間の対立・葛藤を招き、のみならず自身への批判として跳ね返っていたからである。この時期に野村陽向が珍しく示した、きわめてナイーブで脆弱な精神状態は、彼が抑うつ気分を抱く状態にあったことを示唆する。

このことの傍証となるのが、母親の供述である。母親は、9月末頃の野村陽向について、「元気がなかった」「朝、出かけるときに何も言わずに家を後にした（それまでは、朝家を出るときには、必ず「行ってきます」と言っていた）」と指摘している。これは、上述した抑うつ気分を反映した態度であった可能性がある。また、母親は、「一時、頭髮にヘアワックスをつけていたが、なくなる直前にはつけていなかった気がする」とも述べている。これは、抑うつ気分に関連し、生活全般に関する意欲・発動性が低下し、自身の身なりにかまう精神的余裕を失っていたことを示唆しているのかもしれない。

（オ）9月末頃の野村陽向の精神状態

以上をまとめると、野村陽向は、高専3年進級以降、学生会長としての重責を自覚しつつ、コロナ禍における過酷な学生会業務、さらに、そうした業務に対する批判や教員・学生との衝突がもたらす徒労感や孤立感を覚えていたようである。その背景には、自身の学業不振、さらには、学業不振に関係して、中学時代の評価基準と高専の評価基準との違いに気がつかないまま、学生会活動と学業との両立の困難さにも悩んでいた可能性もある。

いずれにしても、そのような体験を積み重ねた結果、遅くとも2020年9月末の段階で、睡眠時間の短縮と精神活動の停滞、体重増加、虚無感、抑うつ気分を呈していた可能性が高いと推測される。

これらは、少なくとも横断的には、うつ病の症状に該当するものである。参考までに、2020年9月末時点で、野村陽向が呈していた可能性の高いうつ病症状を、以下に示す米国精神医学会「精神疾患の診断・統計のマニュアル DSM-5」

（2013；以下の表1）のうつ病（大うつ病性障害）診断基準と照らし合わせてみ

たい。

【表 1:】米国精神医学会の「精神疾患の診断・統計のマニュアル DSM-5」のうつ病（大うつ病性障害）の診断基準

A: 以下の症状のうち 5 つ（またはそれ以上）が同一の 2 週間に存在し、病前の機能からの変化を起している；これらの症状のうち少なくとも 1 つは、1 抑うつ気分または 2 興味または喜びの喪失である。注：明らかに身体疾患による症状は含まない。

1. その人自身の明言（例えば、悲しみまたは、空虚感を感じる）か、他者の観察（例えば、涙を流しているように見える）によって示される、ほとんど 1 日中、ほとんど毎日の抑うつ気分。注：小児や青年ではいらいらした気分もありうる。
2. ほとんど 1 日中、ほとんど毎日の、すべて、またはほとんどすべての活動における興味、喜びの著しい減退（その人の言明、または観察によって示される）。
3. 食事療法中ではない著しい体重減少、あるいは体重増加、またはほとんど毎日の、食欲の減退または増加。
4. ほとんど毎日の不眠または睡眠過多。
5. ほとんど毎日の精神運動性の焦燥または制止。
6. ほとんど毎日の易疲労性、または気力の減退。
7. 無価値観、または過剰あるいは不適切な罪責感がほとんど毎日存在（単に自分をとがめる気持ちや、病気になったことに対する罪の意識ではない）。
8. 思考力や集中力の減退、または決断困難がほとんど毎日存在。
9. 死についての反復思考（死の恐怖だけではない）、特別な計画はない反復的な自殺念慮、自殺企図、または自殺するためのはっきりとした計画。

B: 症状は臨床的に著しい苦痛または社会的・職業的・他の重要な領域における

機能の障害を引き起こしている。

C: エピソードが物質や他の医学的状态による精神的な影響が原因とされない。

上述した診断基準と照合してみると、2020 年 9 月末日の時点で野村陽向が呈していた 5 つの症状——体重増加（「3. 食事療法中ではない著しい体重減少、あるいは体重増加、またはほとんど毎日の、食欲の減退または増加」）、睡眠時間の短縮（「4. ほとんど毎日の不眠または睡眠過多」）、精神活動の停滞（「ほとんど毎日の精神運動性の焦燥または制止。」）、虚無感（「7. 無価値観、または過剰あるいは不適切な罪責感がほとんど毎日存在）、抑うつ気分（「1. その人自身の明言か、他者の観察によって示される、ほとんど 1 日中、ほとんど毎日の抑うつ気分」）——は、そのままこの A 基準の 5 項目に該当する。

ただし、これら 5 つの症状が出そろってから 2 週間以上を経過する前に、野村陽向は自殺しているので、厳密にはうつ病と診断するのに十分な症状の持続がない。それでも、少なくとも 9 月末の時点での横断的病像としては、野村陽向は、うつ病に相当する心身の状態にあったと考えることは十分に可能である。

（3）近位の要因

ここでいう「近位」とは、自殺直前の状況という「時間的」な近さを意味すると同時に、自殺行動に対する因果関係上の近さをも意味する。つまり、前項の「中位の要因」として認められた野村陽向の気分や認知のあり方を、不連続なまで急激に加速させ、致死的な行動を誘発させるに至らしめた直接的要因を、「近位」と定義する。したがって、この「近位」の要因には、必然的に、「その出来事がなければ自殺行動は発生しなかった可能性が高い」という推測も含んでいることとなる。

以上のように定義した場合、野村陽向の自殺行動における「近位」とは、2020 年 10 月 2 日の 22 時半、野村陽向が学生 N と学生 O から監査実施の話を知らさ

れた時点から始まると考えるべきであろう。

ア 監査実施の通告から自殺までの野村陽向の行動

2020 年 10 月 2 日（金）の 20 時半過ぎ、学生 N は LINE を介して野村陽向に「監査の件で話をしたい」と連絡したが、21 時 21 分に野村陽向は、「いますぐは無理」を返信した。22 時半頃、野村陽向は、学生 N と学生 O からの再度の連絡を受けて、30 分弱、Teams のテレビ電話を介して話した。その際、野村陽向は、二人からポイントの利用、購入物品の使用目的や所在に関しての質問を受けるとともに、10 月 5 日（月）の午前 8 時に学生会室で監査を実施することを通告された。その後まもない 23 時 52 分～23 時 57 分、LINE を介しての学生 F とのやりとりから、野村陽向は、学生 F が学生 O から学生会費で購入したパソコンに関する聴取を受けたことを知った。

翌 10 月 3 日（土）11 時 59 分、野村陽向は、Twitter [REDACTED] に次のような投稿をした。「突然ですが、最近自殺したいなあと思うようになってしまいました。何か嫌なことがあるとここで死ねたらなあとか楽になるかなとか辛いことが多いわけではないと思っていますが、学校の学生会で過剰タスクであったり学校の課題もテスト前で多く精神的に追い詰められているのかもしれない」。

同日 12 時 30 分、学生 F からの LINE メッセージがあり、同日 20 時に電話で話す約束をした。その後、14 時 6 分に、[REDACTED] にて、後に自殺の手段として用いることとなる荷造りロープを購入した。その直後、15 時から 16 時にかけて、野村陽向は、学生 U と LINE を介するやりとりで、翌日、府中駅で会う約束をしさらに 16 時過ぎから 30 分弱、学生 U と電話で話した。後に遺書において、「最後に学生 U に直接と話できてよかった。／あれは私からの最後の引継ぎ」と記しているのは、このときのことを指している可能性がある。

同日 20 時頃、学生 F からの電話を受けて 9 分間ほど話をした。この電話の後、野村陽向は、LINE トークを介して学生 U に、「学生 F くんは完全に監査側

かな」「さっき電話したんだけど、口調と質問内容が完全に監査」というメッセージを送った。

10月4日（日）時間は不明であるが、この日から遺書の執筆を開始しており、翌日未明までに完成したと考えられる。そして早朝の7時前から30分あまり、学生UとLINEでタブレットのデータに関するやりとりをした。

その後、9時40分頃から30分ほど、野村陽向は学生Uと府中駅近くで会い、学生UよりiPhone一台を受け取った。学生Uと別れた直後の10時過ぎから同日の21時過ぎまでのあいだ、野村陽向はLINEを介して断続的に学生Uとやりとりをしていた。やりとりの内容は、主に電子機器のデータ初期化に関するものであった。なお、同日21時半頃に、学生Uから電話を受けているが、野村陽向はこれには出ておらず、それ以降、LINEメッセージのやりとりもいっさいなくなった。

時間が前後するが、この日の14時46分、学生Fより、オートロック設置許可に関する事実照会のLINEメッセージが届いている。さらに同日の21時頃、学生FからLINEメッセージで、本件の責任を学生会メンバー全体でとられる可能性を知らされた。また、野村陽向への不信感の表明、会長退任の提案、さらには副会長である学生F自身の自殺をほのめかすようなLINEメッセージが送信されている。しかしこのメッセージを野村陽向が確認したかどうかは不明である。

同日、21時37分に、学生NからのTeamsを介して厳しい語調の連絡があった。「令和2年10月5日23時59分以降の提出は隠蔽と見なし、報告します。また、監査委員会は学校からの指示のもとで行いますので、指示には必ず従ってください。以上」。野村陽向はこれに応答しておらず、この連絡を確認したかどうか不明である。

23時頃、野村陽向の部屋で生じた大きな物音を両親が聞いた。このとき縊首を試みていた可能性が高い。

10月5日（月）2時が推定死亡時刻である。同日の13時頃になって、父親

が野村陽向の自殺を発見した。

イ 自殺直前に置かれていた状況

野村陽向にとって、10月2日夜に知らされた監査の話はおそらく文字通りの「寝耳に水」であったと考えられる。というのも、この監査は、1週間前の9月25日（金）に、高専教員 A が、文実委員学生 M から知った、「野村陽向が学生会費で物品購入した際に得たポイントを私的な買い物に流用している可能性がある」という情報を受けて、野村陽向の知らないところで、迅速に準備されたものだったからである。

高専教員 A の行動は非常に迅速であった。その日のうちに領収書を保管している学生課学生支援係の係長高専職員 A に照会し、ポイント欄がマスキングされた領収書の存在を確認すると、黒田教員、高専教員 E、高専教員 D、高専職員 A との間で情報を共有している。また、9月30日（水）には、高専教員 A は、■■■■年度監査委員の学生 N に野村陽向のポイント私的流用嫌疑の情報を共有し、10月1日（木）には高専職員 A から、■■■■年度監査委員であった学生 O と ■■■■年度監査委員の学生 N に、一連の領収書の調査を依頼している。さらに、野村陽向に監査実施の連絡をした翌日の10月3日（土）には、学生 N と学生 O は、高専教員 A と学生会副会長学生 F を伴って学生会室の調査を行っており、この時点で、ポイント利用に関する領収書の検証、購入物品の所在に関する裏取りが終了していた。

野村陽向は、10月2日の夜に監査通告を受けた時点で、こうした周到な準備がなされている気配を察知した可能性が高い。これは推測になるが、野村陽向は、ポイント利用の問題については半ば認識していたが、自身の学生会活動の自己犠牲的な献身などを理由に自分の中で正当化していたのではないかと推測される。そうした状況において、監査の通知は正当化の期待が一気に崩される出来事であり、「甘い考えだった、それは通らないのだ」という現実と直面し、絶望の淵に立たされたのではなかろうか。

さらに野村陽向を追い詰めたのは、監査実施時期の設定である。通告は1週

間の終わりになされ、実施日は週明け早朝である。しかも、周到に準備を進めている監査側に対して、野村陽向は、週末という事情から学校の状況も見えない。寮生であったならばあるいは話は別かもしれないが、自宅生である野村陽向は、週末では他の教員に相談することもままならない。おそらくは、いわゆる「詰んだ」と感じるような心理状態に陥った可能性がある。

以上のような状況が、翌日 10 月 3 日昼頃には、Twitter に「突然ですが、最近自殺したいなあと思うようになってしまいました」という投稿に示唆されるような自殺念慮の出現へと促した可能性が高い。その際、自殺念慮の背景要因として、自ら「学校の学生会で過剰タスク」と「学校の課題もテスト前で多く」と学校生活にかかわる二つの要因を挙げているが、ここからは、学業を犠牲にして没頭していた学生会活動にも行き詰まり、高専生としてのアイデンティティが失われる危機に瀕する事態にあったと推測される。

その結果、同日の午後には自殺の手段となるロープを購入するなど、自殺の準備と思われる行動をしている。もしかすると、この時点では自殺の意図は必ずしも確実に固まっていなかった可能性もある。しかし、同日の夜、学生 F との電話のやりとりを通じて、学生 F が監査側を支持している気配を感じとった時点で、野村陽向は自分なりの正当化が独りよがりなものであることを悟り、責任をとるつもりで自殺の意志を固めたと思われる。そして、翌 10 月 4 日には、学生 U と「最後の引き継ぎ」のつもりで対面するとともに、遺書の作成に着手し、同日深夜から翌 5 日未明に自殺行動を実行している。

3 自殺へと至るプロセスに関する考察

以上をまとめると、自殺直前において、野村陽向は、高専生活において精力的に取り組んできた学生会活動において失脚の危機に瀕し、自身を糾弾する「包囲網」ができていたと感じていたと思われる。そのため、今後、高専には自身の居場所がないと感じていた可能性が高い。また、学生会活動への没頭と引き換えにあまりにも学業を犠牲にしてきたために、将来、自身の進路・将来に関

しても全く展望が立たず、閉塞された状況に置かれていたのだろう。そして、この閉塞状況から脱出する唯一の手段として、自殺を考えるに至ったと推測される。以上の野村陽向の自殺要因に対して、遠位・中位・近位といった3要因がそれぞれどのように影響したのかについて詳述する。

まず、野村陽向は、正義感と責任感が強く、リーダーシップのある性格の持ち主であった。こうした性格特徴は通常の生活においては肯定的な意味を持つものであるが、ひとたび自身は何らかの失敗をした場合、正義感や責任感により批判や攻撃の矛先が内向したり、すべての責任を自分ひとりで被ろうとしたりする危険性を内包している。その意味で、これらの性格特性は、状況如何では自殺に対して遠位の促進要因となり得る。

さて、このような性格特徴を持つ野村陽向は、将来は大学編入・大学院進学という志を抱いて高専に入学したが、入学後には学業よりも学生会活動に専心し、早くも高専2年生時に学生会長に就任した。3年時にも学生会長2期目を続投することとなったが、ちょうどコロナ禍と重なった。この期の開始早々、学生らは、学生生活上最も大きなイベントであるくぬぎだ祭の開催の是非に直面することとなった。この点、くぬぎだ祭の実行のための組織である文化祭実行委員会が（中止ではない）延期の判断をしたのは当然のことともいえるが、これに、本来危機管理上、責任ある立場から判断しなければならないはずの学校側の高専教員Aが、学生委員会での担当であったということもあり、学生と同化して対応するという状況が生じた。その結果、テント事件以降、学生会長の責任をますます強くしていた野村陽向は、学校の危機管理上の責任も背負われる形で（この問題については後述する。）、気負った対応することとなり、くぬぎだ祭開催をめぐる教員や学生との衝突が多くなっていった。自身の業務に関する徒労感、さらには、「わかってもらえない」という被害感が、負う必要もなかった責任感の中で、大きくなったと推測される。加えて、オンラインが中心となる環境の中で、通常より、野村陽向の孤立感が加速した可能性も否めない。

この時期、野村陽向は孤立感と自己喪失感を体験していたと考えられる。小学校・中学校を通じて生徒会活動こそが自らのアイデンティティであり、周囲から評価・称賛され、自己有用感、自己肯定感の根拠であったところが、高専ではそれが通用しないということにとどまらず、学校としての責任まで背負わされた結果、そのふるまいは、学生に対して責任と権限を有する教員でありながら学生のようにふるまう高専教員 A と対立関係を生じることにもなった。学生会活動への献身が、皮肉にも学生間の対立・葛藤を招き、教員から評価されなくなってしまうという自身への批判として跳ね返ってくる一方で、高専において評価される肝心の学業の方は深刻な不振状態に陥っていたからである。

以上のような心理状況で、日に日に増大し、過重となっていく学生会業務と対峙し、業務を一人で抱え込んだ結果、心身が疲弊し、そして遅くとも 2020 年 9 月末の段階で、横断的にはうつ病と診断可能な心身の疲弊状態を呈するに至った。この心身の疲弊状態が、野村陽向の自殺に対する中位の要因となった。

そして、2020 年 10 月 2 日の夜、何の前触れもなしに野村陽向は、自身がポイントの私的流用の嫌疑をかけられていることを知り、週末を挟んだ月曜日（10 月 5 日）の早朝に監査を実施することを一方的に通告されたのである。野村陽向は、監査側が自分の知らないうちに周到に準備を進めてきたことを察知したはずである。しかも、監査は、監査委員会という学生組織が主導する形をとっているが、学生に対して責任と権限を持つ学生委員会の高専教員 A が主導するもので、監査は全て学校からオーソライズされたものとなり、野村陽向に対して気を遣う様子も見られたが、それはむしろ周到性を形成しただけで、容赦のないものであった。つまり、高専入学後、精力的に取り組んできた学生会活動において失敗し、その失敗を糾弾する「包囲網」の存在を意識したのであろう。

学生会内での正式な監査による追い込みは、学生会の中で地位を築いてきた野村陽向にとっても最もダメージの大きい方法であり、この一連の出来事が近位の要因として自殺に直接的影響を与えたと考えられる。善意から様々な業務

を一手に引き受けることにより徒労感や被害感、心身の疲弊状態は、この監査通告によっていっそう強まり、一気に高まったと推測される。週末ということで他の教員に相談する機会もないまま（もっとも、例えば、高専教員 A に弱音を吐き、または黒田教員に相談をすれば監査は止まったかも知れないが、これまで作られた関係性からすると、野村陽向がそのような選択をするとは考えにくい。）、自力での解決を余儀なくされるなか、学生会業務の仲間である学生 F がすでに監査側の立場に傾き、自身に批判的な発言をしているのを知ったわけである。野村陽向は、自身が孤立無援の状態に置かれていると感じていたであろう。

加えて、今後、高専には自身の居場所がないと感じ、自身の未来像を全く肯定的なイメージを持てなくなっていた可能性が高い。中学時代まで自分を支えてきた自己評価の基盤はすでに崩れており、監査の結果、たとえ高専に残れたとしても、学校内では、監査への学校の関与からすでに学生間の問題にとどまらないこととなり、半ば罪人のような不名誉な扱いを受ける可能性は否めない。それに、そもそもの本分である学業は深刻に不振な状況であり、将来、自身の進路・将来に関しても全く展望が立たない。少なくとも現状では、高専入学当初の計画であった大学編入・大学院進学という目標は非現実的なものとなっている。

すでにうつ病の症状が出そろそろほど疲弊した心身の状態にあった野村陽向には、こうした孤立無援感や居場所がないという感覚は、何もののにも干渉されないまま、自分の存在価値を完全に否定する確信へとなってしまったであろう。このことは、野村陽向の遺書にも明らかである。

「精神的に様々な要因で追い詰められてた。／もちろん当人にはそんなつもりはないし、むしろ私の受け取り方が悪かった。／でも、私の全てを否定されたように感じる。／今まで私がやってきたことは何だったのか。途中から進む方向を間違えたかもしれない。／でも、なにを間違えたか分からないし本当に間

違えているのかすらわからない」

さらに、前に遠位の要因として挙げた正義感や責任感から、他の学生会メンバーを守るために自分が犠牲になって責任を負おうという意志が生じている。こうした感情の一端もまた遺書に記されている。

「全ては私に責任がある。／ここまで責任感を持って行ってきたが、今日のこの日で疲れてしまった」

「学生会の備品である iPhone X と iPhone XR、iPad を持ち出したのは私です。／作業で持ち帰ったとはいえ、戒告をうけるのはわかってるけどこうでもしないと作業できない。／他の役員へも作業するのであれば持ち帰るのも黙認していた。／これは全て私の責任。／机の上に置いてあるのがそう。／そのほかの学生会の運営に関する一切の指示は全て学生会室も含め私の指示で間違いありません。／副会長並びに委員は指示に関して全く関係ありません」

米国の臨床心理学者トーマス・ジョイナーは、自身が提唱する「自殺の対人関係理論」において、自殺念慮を構成する要因として「所属感の減弱」と「負担感の知覚」に注目している。前者は、「自分の居場所はどこにもない」「自分は誰からも必要とされていない」という感覚を指しており、後者は、「自分の存在が周囲に迷惑となっている」「自分がいない方が周囲は幸せになれる」という感覚を意味する。ジョイナーによれば、この両者の感覚が重複した際に自殺念慮が生じるという。さらに、その人自身が持つ「獲得された自殺潜在能力」（これまでの生活で獲得した、「身体的疼痛への心理的耐性」や「死に対する恐れのないさ」）が大きければ、自殺念慮の強度が比較的小さくとも自殺行動が生じるし、逆に「獲得された自殺潜在能力」が小さくとも、自殺念慮が十分に大きく、自殺の手段・方法へのアクセスが容易であれば、自殺行動が生じるとしている。

このジョイナーの考えを野村陽向に当てはめてみると、まず、学生会長とし

での活動に徒労感や、学校内での孤立感（あるいは、「理解されていない」という感覚）を抱き、これまで自分を支えてきた自己評価の基盤が瓦解して、自身の存在価値を強く疑っている点で、所属感の減弱は高度であったといえる。また、野村陽向は、遺書からも、自身が自殺することで、自分がこれまでリーダーシップをとってきたことの裏返しとして自分が不正の全てを背負い、学生会の他のメンバーを守ることができるという考えに固執し、死という解決策によって自身の周囲に利益をもたらさうと考えていたことは明らかである。したがって、負担感の知覚も高度に存在していたといえるであろう。以上から、野村陽向が自殺念慮を抱くのは、当時、彼が置かれていた状況を考えると、当然の帰結であるように感じられる。

もちろん、単に自殺念慮が存在するだけでは、人は自殺行動を起こさない。むしろ、身体的疼痛や死そのものへの恐れ、さらには、残される家族などへの配慮から、多くの場合、自殺念慮を抱きつつも実際に自殺行動を起こすのを躊躇する。しかし、野村陽向は2020年9月末の時点で、横断的にはうつ病と診断できるような症状が出そろっており、心身は疲弊・消耗し、精神活動は停滞した状態にあった。こうした精神状態においては、意志決定は衝動的、短絡的に傾きやすく、同時に、高まる心理的苦痛によって身体的疼痛や死に対する怖れが相対的に曖昧化され、自殺念慮の行動化に対する心理的閾値が下がりやすい。

以上を整理すると、次のようになる。週末に提示された監査予告は、その先に予想される展開によって野村陽向の自己評価の基盤を一気に崩すとともに、高専生として肯定的な未来像が一切想像できない状況へと追い込んだ。その状況のなかで、すでにうつ状態を呈し、心身の疲弊・消耗が顕著であった野村陽向は、短絡的に自身の名誉を守る方法が「ひとりで責任を負うこと」と結論した可能性がある。このような状況により、野村陽向は、自殺学研究者エドウィン・シュナイドマンのいう「心理的視野狭窄」（自殺以外にこの閉塞状況から脱出できる解決策はないと盲信する心理状態、他行為選択性を失った自殺直前の心理状態）に陥り、最終的に自殺行動へとおよんだと考えられる。

第5 本件自死までの検証

1 本項の目的

東京高専の3年次に自殺をした本件学生の野村陽向は、その生育歴を見ても、標準的またはそれ以上に健康的に育ち、周囲から見ても前途有望な学生であったともいえる。それだけに、野村陽向が自殺をするということについて、誰も想像だにせず、逆に言えば、野村陽向が自殺をしたということは、それだけ背負いきれない苦痛があったものと考えざるを得ない。野村陽向の自殺の原因については、第4で検討したので、本項では、野村陽向が東京高専に入学して以降、とりわけ学生会長への立候補以降、野村陽向が自殺に至るまでの問題点を指摘し、検討することとしたい。

2 本件の背景について

(1) 野村陽向と学生会活動

野村陽向は、2018年11月に行われた学生会長選挙で、2019年度の学生会長に選出された。[REDACTED]は、当時4年生の学生Pであった。

通例では3年生から出るはずの立候補者がなかなか出ず、野村陽向は、学生Pから推薦されるかたちで立候補した。野村陽向は、2018年度の学生会活動で活躍しており、学生Pからすると、1年生ではあるものの学生会のことをよく知っている野村陽向に立候補してほしいとの思いがあった。

野村陽向は、2年生で学生会長に就任したが、2年生が学生会長を務めることは異例であった。野村陽向は、小学校・中学校を通して、学級や生徒会等の活動を通じて社会性を身につけ、リーダーシップの強さ、正義感、使命感、責任感において実に高く評価されてきた。野村陽向にとって、学生会長に立候補することは、小学校・中学校での自分らしさをそのまま貫くことであって、自然なことであった。

しかし、野村陽向の社会性に対する評価は、東京高専では異なっていた。「累

加記録」の学級担任等の所見欄には、学生会活動を含む学校行事に手を出しすぎて勉学に手が回らない（1年次）、勉強をおろそかにしているところがあった（2年次）と記載されている。学生会活動、学生会長としての活躍は、むしろ学業を成し遂げることへの障害として捉えられ、少なくとも学業と両立されなければ意義がなかった。3年制の高等学校1、2年生の年齢に当たっていても、東京高専では、5年制の1、2年生として、いわば大人扱いされ、人格的成長に対する教育的観点からの評価がされなかった。

小学校・中学校での評価との相違を、野村陽向は認識していたのか、明確な認識はなかったのか、いずれにしろ、3年次も学生会長を続投し、コロナ時代の厳しい学生会活動を背負っていくが、自分の存在価値を実感できない苦悩が野村陽向を追い込んでいった。特に、従来、大学1年生に当たる4年生が学生会長を務めるところ、2年生で学生会長に就任した野村陽向にとって、これまで受けてきた高い評価を得られないことは苦悩を深めた。

（2）テント事件 2019年秋

2019年度のくぬぎだ祭の準備として行われた「テント講習会」で、野村陽向が、学生会長が負う責任の重さを強く受け止めるきっかけになった事件が起こった。文実の3年生が責任者となって行われたテント講習会において、参加学生の過失で寮食堂関係者の自動車を傷つけたという事件であるが、そもそもこうした講習会が行われる空間と駐車スペースが同一の場所であることに、高専の管理上の問題があることは明らかである。もっぱら自動車を傷つけた学生個人の責任にしなかったことは評価できるものの、学生会長である野村陽向に責任を負わせる対応は、責任感の強い野村陽向にとって、「学生会が判断し行った結果について高専は責任を負うことはなく、学生会の代表である会長が責任を負わなければならない。」と確信することになった可能性が高く、コロナ禍でのくぬぎだ祭の開催の是非についての野村陽向の判断や対応に影響を与えた可能性がある。

（３）学生会の会計問題への取り組み 2019 年から 2020 年 9 月

学生会長に就任した野村陽向は、学生会会計処理の問題に気づきその改革に着手している。領収書の不備、使途不明な飲食物等の購入に加え、約 300 万円の余剰金も発生しており、これまで放置されてきた問題である。野村陽向は、2019 年度において、担当の高専教員 E とともに相談し、学生会室の備品を購入するなど、余剰金の処理に当たっている。2020 年度においては、余剰金を約 30 万円までに圧縮するとともに、使途不明金を特別損失金として計上し、会計の正常化を図っている。

野村陽向は、さらに、前任者までの学生会費に係る会計業務の問題点を解消する等のため、学生会費の使用法の改革にも着手した（新会計使用法）。コロナ禍ということも影響していると思われるが、これまでの毎月の各団体との現金及び領収書の受け渡しをやめ、各団体が一年単位での物品請求リストを学生会執行委員会に提出し、学生会執行委員会会計係が一括して各団体の必要物品を発注した上で、納品検収を行った上で、各団体に配布し、各団体の領収書と残金を学生課に提出するというものであるが、実際の運用においては、実質的に、学生会長である野村陽向が一人で負担を負う形であった。

こうした学生会会計の一連の改革の実施において、例えば、年度末（2019 年度末）になって収支に相違が出たときに、野村陽向は、自身で 4、5 万円の補填をしていたともされているが、他方で、こうした取組みについて、学生を所管する教員組織である学生委員会において、運用状況が悪いとして指導の対象ともされている（2020 年 4 月 28 日第 1 回学生委員会）。教員が、新会計使用法について把握したのは、2020 年 8 月 4 日のことであるが、その時点では、すでに新会計使用法は学生に周知されており、黒田教員、高専教員 A、高専教員 E、高専教員 D 及び高専職員 A は、野村陽向がやがて「音を上げるだろう」との観測の下、様子を見ることとしている。ただ、この時点で、5 名の教職員が把握していた新会計使用法の内容は、学生会執行委員会会計係が組織的に行うというも

のであり、野村陽向が一人で購入・発注作業を行うという認識ではなかった。

文実の各部門は、8月31日までに「利用物品請求書」を学生会会計部に提出し、それらを学生会会計部で精査した上で、学生課に提出する「学生会費出金依頼書」が作成された。9月6日に、野村陽向は、高専職員Aへ、作成した「学生会費出金依頼書」を提出し、同月10日に、高専職員Aは、野村陽向へ、現金165万8467円を交付している。高専職員Aは、各部門に分けて交付する例年どおりの方式で考えていたため、野村陽向ひとりがその現金を預かることをすぐにイメージできなかったとするが、新会計使用法を理解していれば、少なくとも学生会の担当者が現金を管理することは容易に想像できたはずである。

なお、[]の[]である学生Uは、学生会会計部が、申請された必要物品の精査、物品購入、納品検収を行うものと考えており、物品購入の発注作業については、自分一人で行うと考えていた野村陽向の認識と異なっていた。いずれにせよ、こうした新会計使用法は、学生会費会計の改革の一環であったとはいえ、野村陽向に過大な負担と責任を負わせるものであったことは間違いのない。

（４）コロナ禍でのくぬぎだ祭問題 2020年4月から8月

ア 学生会執行部とくぬぎだ祭実行委員会の対立

2020年4月及び5月はコロナ感染拡大防止のため全校休校となり、学生会活動はオンラインに限定された。くぬぎだ祭については、4月に文実内で開催の方向で決定され、開催日の延期等について検討された。

5月に入って、文実委員学生ABが、野村陽向に、開催日を延期することを学生委員会へ進言することを要求する文書を提出し、それを受けて、野村陽向が、黒田教員に、開催日の変更を提案する文書を提出した。そこには、11月中旬への延期、代替イベントの提案、代替イベントも含め中止の3案が挙げられ、この3案について学生会側と文実側で協議した上で「6月8日以降に学生会としての方針を学生委員会に提出したい」という文言がある。

この提出案につき、高専教員Aから、文実側及び学生会側に、学校の方針とし

て第1案（延期案）を採用することが伝えられた。また、学校は、文実に対し、飲食を伴う模擬店、第一体育館での催し、外部来客者の受け入れの3点において、自粛する方向での開催シミュレーションの検討を求めた。

しかし、テント事件を経て、学生会における責任の所在が学生会長にあることを痛感した野村陽向は、くぬぎだ祭の開催自体について、慎重な態度を取った。コロナ禍に突入し、くぬぎだ祭開催で生じる危険の予測がつかない状況で、人の生命身体などに危険が及んだ場合の責任は計り知れず、学生会長として負いきれるものではないからである。よって、学生会側ではくぬぎだ祭中止の方向で議論が進んでいった。

6月13日に、学生Fが、高専教員Aへ、LINEで、15日にくぬぎだ祭等に関して黒田教員、高専教員E及び高専教員Aに報告したいことがあるとの申し出をした。（なお、後述の通り、この13日の学生FとのLINEで、高専教員Aが学生Fに対して送った言葉がハラスメントに該当するとして、高専教員Aによるハラスメント問題の発端となった。）

15日に、野村陽向と学生Fは、黒田教員に、くぬぎだ祭中止を要請する文書を提出した。現段階では11月の情勢が不明であって第2波も予想されること、クラスターの発生を完全には防止できないこと、仮に対策がなされたとしても三密の状況は避けられないこと等を挙げ、主催者として、安全確保のためには中止が妥当と述べる。

6月25日に、学生Fが、文実側に、くぬぎだ祭中止を学校に要請した旨を報告した。文実との協議を無視したもので、文実が開催シミュレーションを検討している中での中止要請は不当であるとして、文実側は中止要請の取り下げを強く求め、結局、野村陽向もこれを受け入れた。

6月26日に、野村陽向は、黒田教員に、中止案を取り下げた上で、文実との話し合いの場を設け、2つの団体での見解をまとめるという内容の文書を提出した。

イ 文実側と学生会側との協議

7月に入って、学生案を学校へ提出する前に、文実側と学生会側メンバー、黒田教員、高専教員 E 及び高専教員 A とで、二度、対面での会議が開かれた。学生会側は、感染症対策に実効性があるのであれば活動許可を出せるとの回答であった。二度の会議では、感染予防対策の実効性がポイントとなった。

ウ 文実が感染症対策を検討し開催の方向性が定まる

その後、学生会側は、文実側の感染症対策には実効性がないと判断して、感染症対策の実効性に関してさらに検討することを要請した。そこで、文実側では、感染症対策の実効性を高めるよう検討し、再度検討された結果がまとめられた。その結果を受けて、8月7日、夏休み前の授業最終日に、高専教員 E も参加して、文実側と学生会側とのオンライン会議が開かれ、ここで学生会側が文実の文化祭開催に向けての準備活動を許可することになった。

8月24日に、学生 AB から、黒田教員に、「くぬぎだ祭の開催シミュレーションについて」という文書が提出された。これは、文実において、飲食を伴う模擬店、第一体育館での催し、外部来客者の受け入れの3点についての自粛案と、部門ごとにまとめられた詳細な「感染症対策の実行性について」からなる。文実から提出されたこの内容で、学校においても了解が得られ、2020年度のくぬぎだ祭の開催に向けての方向性が決まった。

(5) 高専教員 A によるハラスメント問題 2020年6月13日から19日

6月13日(土)に、LINEで、高専教員 A と学生 F とがやり取りした際に、高専教員 A が学生 F に送った言葉がハラスメントに該当するとして生じた問題である。

ア 学生 F から高専教員 A への LINE

13日(土)、学生 F が、LINEにおいて、くぬぎだ祭に関し、黒田教員、高専教員 E にも報告に行くことを申し出た。そのため、高専教員 A が、まずは担当の高専教員 A のところに行くという手順で進めてほしいと伝え、黒田教員に報告に行くことにつき、「まさか学生会も暴走してないよね?」、文実との「連携

不足な上に学生会の独断で書類作ってくるんだったら、学生会としての信用が落ちるってこと理解しておいてね」と述べた。

高専教員 A から学生会に対して「暴走」「独断」「信用が落ちる」等の言葉が出たが、学生 F は「分かりました。」と答えて、高専教員 A との LINE のやり取りは終わった。

イ 高専教員 A から野村陽向への LINE

一方、学生 F からの LINE の後、高専教員 A は野村陽向へ、学生 F からの LINE の内容を確認して、黒田教員に報告に行くのは、「学生会執行部の独断？」との LINE を送った。野村陽向は、「独断」に関して、「主催者として学生や来場者の安全を第一に考え役員 10 名の全会一致での決定です。文実はいくまでも学生会の組織であり、開催行事について管理・運営を行う団体であると把握しています。冷静に判断するために学生会の役員の議決」を取った、「準備期間の短縮や新型コロナウイルスの感染拡大などの影響を考慮し、中止にすべきであると役員が考えたのではないのでしょうか。」「学生会長として役員の総意がある以上」「この総意を無視することこそ暴走であり、独裁ではないのでしょうか」と答えた。

野村陽向は、主催側として、「前年もそうですが（調査委員注：これは「テント事件」を指す）、主催側に運営への口出しをさせず事故が起きれば主催の責任になっている現状でこのコロナが蔓延しているこの世の中で開催の方針を進めるのは事故を起こす可能性が高すぎです。しかも、今回の件で事故が起きれば謝罪や弁償では済みません。」と伝えた。

野村陽向は、高専教員 A が学生 F に送った「暴走」「独断」「信用が落ちる」について、「ハラスメントに近いものを感じます。」「とても傷つきました。」と述べた。高専教員 A はすぐに「こちらの言葉選びが悪かった、申し訳ない」と詫言った。野村陽向は「この発言に関しては今度第三者を交え高専教員 A の発言趣旨をお伺いしたいです」と返した。

高専教員 A は、「ハラスメントだと思われたことに関しては、委員会に提出し

て貰えれば、事実釈明の後、正式に謝罪させていただきます」と述べ、「ただ、もう一度、文実と中止に向けてでもいいので、協議の場を設けることをお願いできませんか」と尋ねた。野村陽向は「文化祭の方針については顧問・主事に今回の件を含め報告し文化祭に関する要望書を提出した上で高専教員 E の判断に従います」と述べた。

ウ 高専教員 A から学生 F への LINE

野村陽向との LINE の後、高専教員 A は学生 F に LINE を送り、「名誉を傷付けたこと、謝ります」「こちらからも学校に報告し、そちらからの報告書類にこちらの伝えたかったことを添えて、正式な謝罪文とさせていただきます」と伝えた。

エ 野村陽向と黒田教員のメールのやりとり

野村陽向は、黒田教員に、「学生会の活動を行っている中でハラスメントとも取れる言動を間接的に受け、学校に行く前に早急に解決したい事案です。」とのメールを送り、至急の面談を希望した。黒田教員は、15 日（月）を提案し、学生 F と一緒に行くことになった。

ほどなく、野村陽向は、ハラスメントの申入書を送って、学校長宛に作成したが、学校長まで提出する気は微塵もない、大ごとにしたくない、黒田教員で止めてくださいとのメールを送った。

オ 野村陽向作成のハラスメント申入書

野村陽向が作成したハラスメント申入書は、校長に宛てられたもので、6 月 14 日付のものと 15 日付のものが残っている。両書面では共通して、高専教員 A より学生会活動中にアカハラを受けた精神的苦痛を報告している。

15 日付のものは、さらに、高専教員 A に対して「不適切な発言の撤回と議決を出した役員全員への謝罪、発言趣旨の書面回答」を求め、「個人としてのハラスメントに対する意識低下が招いた結果」とであると指摘し、学校に対しては「本件に関することをホームページに記載し対応を公表すること」を求めている。

カ 高専教員 A の謝罪

15 日（月）に、野村陽向と学生 F が黒田教員を訪ねた。黒田教員が、この件

をハラスメントとして申し立てる意思について確認したところ、野村陽向と学生 F は、申し立てをするつもりはないと答えた。

続けて、黒田教員は、高専教員 A の謝罪の場に同席した。高専教員 A は、黒田教員同席のもと改めて謝罪した。野村陽向と学生 F は高専教員 A からの「謝罪文」をその場で受け取った。「謝罪文」の中で、高専教員 A は、学生 F 及び野村陽向との LINE でのやり取りで「暴走」「独断」「信用が落ちる」等の言葉を用いたのは、学生会側と文実側で協議した上で結論を出してほしいという願いからだったと記している。そして、「当該学生に謝罪し、可能であれば話し合うことで、今後の学生生活を健常に送って貰えるように努める。そして、すべての学生に対し、学生自身の決断を尊重する気持ちを再度確認したい。最後に、教員として扱うに相応しい言葉を習得し、常日頃より使えるように修練する」と結ばれている。

この高専教員 A の謝罪の後、6 月 19 日（金）に、野村陽向は、黒田教員に対して、ハラスメント問題についてはもう気にしていないと話した。

（6）新会計使用法の提案と実施

ア 野村陽向による新会計使用法の提案

野村陽向は、前任者までの学生会費に係る会計業務の問題点を解消する等のため、新会計使用法を検討した。

新会計使用法とは、2019 年度まで行われていた毎月の各団体との現金及び領収書の受け渡しをやめ、各団体が一年単位での物品請求リストを学生会執行委員会に提出し、それを学生会執行委員会がまとめて学生課に提出して、学生会費から現金の支給を受け、その現金で学生会執行委員会会計係が一括して各団体の必要物品を発注した上で、納品検収までを行い、その後各団体に配布し、各団体の領収書と残金を学生課に提出するという方法である。

2020 年 6 月に、野村陽向は、高専職員 A に、新会計使用法について相談している。相談を受けた高専職員 A は、野村陽向に、学生会執行委員会会計係で発注から納品検収までを一括して執り行うことは大変過ぎて無理があると助言し

た。

イ 2020年7月10日付「今年度の学生会費使用方法について」

6月に高専職員Aに相談した後も、野村陽向は、学生Uの協力のもと新会計使用法の策定を進め、学生Uと野村陽向が話し合っ、新会計使用法を文書にまとめた。それが、学生Uが「各委員会、部活動の長」に宛てて発出した7月10日付の「今年度の学生会費使用方法について」である。その文書には、新会計使用法への移行を判断した基準として「新型コロナウイルス感染症の感染原因の1つである「金銭の受け渡し」が原因となることからこのような判断をしました。」とある。

ウ 教員による新会計使用法の把握

野村陽向と学生Uは、学生委員会の教職員に相談することなく、7月10日付の2種の書面を決定事項として、各委員会、部活動の長に発出していた。

このことを黒田教員が把握したのは8月4日だった。新会計使用法について、黒田教員、高専教員A、高専教員E、高専教員D及び高専職員Aが集まって以下のように協議がされた。学生会執行委員会会計係で、発注から納品検収までを一括して行うのは大変な作業である、しかし、既に申請の手続き等も周知されており、これを白紙に戻してルールを作り直すのはさらに過剰な作業となる。よって、8月31日までの申請期間となっている文実の分だけは時間的に急ぐからその方式で一度やらせよう、そしてしばらく学生会の様子を見よう、ということになった。この時点で、5名の教職員が把握していた新会計使用法の内容は、学生会執行委員会会計係が組織的に行うというものであり、野村陽向が一人で購入・発注作業を行うという認識はなかった。

エ 新会計使用法の実施

文実の各部門は、8月31日までに「利用物品請求書」を学生会会計部に提出し、それらを学生会会計部で精査した上で、学生課に提出する「学生会費出金依頼書」が作成された。9月6日に、野村陽向は、高専職員Aへ、作成した「学生会費出金依頼書」を提出した。同月10日に、高専職員Aは、野村陽向へ、

現金 165 万 8467 円を交付した。高専職員 A は、各部門に分けて渡している例年どおりの方式で考えていたため、野村陽向ひとりがその現金を預かることをすぐにイメージ出来なかった。

オ 野村陽向一人による購入・発注作業

7 月 10 日付の書面から、学生 U は、学生会会計部が申請された必要物品の精査、物品購入、納品検収を行うものと考えていたが、野村陽向は、物品購入の発注作業は自分ひとりで行うつもりだった。学生 U が野村陽向と作業の主体について認識が異なっていることに気が付いたのは、実際に物品を発注する直前で、9 月以降だった。周囲は、野村陽向一人での購入・発注作業を心配して協力を買って出たが、野村陽向は、一人で、必要物品を店舗やオンラインで購入した。

カ 発注の状況

11 月 16 日に、黒田教員が、学生 U に、くぬぎだ祭関係の物品の発注について問い合わせたところ、学生 U は、黒田教員に、発注確認のページ（スプレッドシート）のスクリーンショットを送っている。そのページで、文実の各部門の必要物品が全て発注されていることが確認できる。そして、その総額は、54 万 6272 円となっている。

キ 納品の状況

その後、納品の状況は、黒田教員、高専教員 D によって確認され、支払い済みの物品約 60 万円分についての納品が確認された。

（7）会計監査問題

ア 発端：9 月 25 日

9 月 25 日（金）に、高専教員 A は、学生 M から、野村陽向が学生会費で物品を購入する際に付与されるポイントで私的な買い物が出来るという話をしていたということを聞いた。

高専教員 A が、黒田教員に相談して、学生委員会所属の教職員全 5 人で集まって、レシートを確認すると、2019 年 12 月分の学生会執行委員会のレシート

の中にポイント部分がマスキングされたレシートが確認できた。

その学生委員会の集まりでは、このようにポイント部分をマスキングしたのはどうしてか、どのくらいのポイントがあったのか、何に使ったのか、その辺りを明らかにしようということになった。まずは、監査委員の学生に、マスキングされたポイント部分について調べてもらおうということになった。監査委員の学生には、高専職員 A から、マスキングされたレシートを渡して、調査を依頼するという事になった。

イ 監査委員への依頼：9月30日から10月2日

9月30日（水）、寮の前で、退勤時に、高専教員 A が、学生 M と立ち話をしていた時に、■■■■年度の監査委員の学生 N が通りかかった。ここで高専教員 A は、監査で調べてほしいことがあると言って、学生 N に学生会の会計問題（ポイントの不明な使用）の話をした。また、高専教員 A は、■■■■年度の監査委員の学生 O を呼び出して、同様の話をした。

10月2日（金）、学生 N と学生 O は、高専職員 A から、レシートのコピーを受け取った。この時、高専職員 A は、学生 N と学生 O の 2 人に、監査委員で確認はしてもらうが、誰が悪いとかではなく、このように消されているのはどうしてであるのかという状況をあくまでも見てくださいますとのお願いをしている。

ウ 監査委員によるレシートの確認作業

学生 N と学生 O は、レシートを受け取って、内容を確認した。そして、学生 N と学生 O の 2 人は、ポイントの利用状況を確認し、その他に、使用目的が不明な物品が購入されていることを見つけた。

エ 10月2日深夜、野村陽向への通話

20時35分に、学生 N は、Teams を用いて、野村陽向に、「収支報告書について聞きたいことがあるので、5 日以内に時間を作ってほしい」とのメッセージを送った。

寮生であった学生 N と学生 O は、当日の舎監が高専教員 A であることを知り、舎監室を訪ねて、12月のレシートから分かった不明点を話した。

22 時 21 分に、野村陽向から学生 N に返信があり、電話での通話であれば、今から受けられるとのことで、Teams のテレビ電話で通話することになった。

電話を架ける前に、学生 N と学生 O は、舎監室の高専教員 A に、これから野村陽向に 2019 年 12 月の購入物品について質問することを報告した。高専教員 A は、2 人に対して、野村陽向に対して問い詰めるような質問の仕方をしないように、逃げ道を作っておくようにとの指導をした。この時、舎監室には、学生 M も来合せていた。

学生 N と学生 O は、舎監室前ロビーからテレビ電話を架けた。通話は約 30 分間行われ、23 時頃に終了した。学生 N と学生 O は、野村陽向に、その通話で、ポイントの利用、一部の物品の使用目的や所在について尋ねた。野村陽向は、学生 N と学生 O へ、問われた物品の使用目的を答え、ポイントの使用は学生会則に規則はないので問題はないと説明した。

学生 N と学生 O は、野村陽向へ、監査を行いたい旨を伝え、野村陽向の意向により、10 月 5 日（月）午前 8 時から、野村陽向本人の立会いの下で、学生 N と学生 O が学生会室へ行き監査を行うことになった。

オ 10 月 3 日朝、学生会室を確認

10 月 3 日（土）、9 時頃、学生 N は学生 F を伴い、寮の学生 O の部屋を訪ねた。学生 N と学生 O は、学生会室の説明役を学生 F に依頼し、野村陽向から昨晚聞いた内容を確認するため、10 月 5 日（月）の監査の前に学生会室を確認するとの考えだった。

土曜・日曜・祝日は教職員にしか鍵を貸し出せないとのことで、舎監業務が終わる高専教員 A を待って、警備員から学生会室の鍵を借り受けた。

9 時半頃、学生 N と学生 O は、学生会室内を確認するために入室し、学生 F は室内の説明役として入室した。高専教員 A は、鍵を借りた立場上、同行した。

学生会室の入口ドアには、内部から電子錠が取り付けられ、学生課から鍵を借り受けずに入室できるようになっていた。高専教員 A は、電子錠のことは聞いておらず、学校の許可が出ていないからと、撤去して学生課に預けた。学生

会室内はエアコンがつけられたままになっていて、かなり室温が下がっていた。学生会室外・室内には、監視カメラが設置されていた。

学生 N と学生 O は、昨晚、野村陽向から学生会室にあると思うと聞いた iPhone1 台の所在を確認しようとしたが、見つからなかった。2019 年 12 月に学生会費で購入した iPad3 台の所在は確認できた。

カ 10 月 3 日午前午後、学生 F らと高専教員 A とが話す

学生会室を出た後、高専教員 A、学生 N、学生 O、学生 F は、第 1 棟ロビーで、学生会の今後を気に掛けている学生 F の話を聞いた。4 名は、10 時半過ぎから 14 時頃まで話した。

学生 F は、学生会長が副会長を選ぶのではなく、各部門や委員会の長を執行部のメンバーに選び、いろいろな学生で組織された運営体制に改善したい等と話した。

また、不正があった場合の学生の懲戒についての話が出た。高専教員 A は、学生 F から学生の懲戒について質問を受け、退学、停学、訓告及び教育的指導の 4 種類があることを説明した。また、今回の件に関して、全て悪いことだと知っていてそれでもやっていたのだったら、最悪のパターンとして停学とか退学とかの意見が出る可能性はあるかもしれないとも話した。

学生 F は、不正があった場合、学生会活動や文化祭準備が停止しないか等を心配していた様子だったが、高専教員 A は、学生 F に、学生会長である野村陽向が矢面に立たないように配慮して学校が問題の解決をすることは可能であると話した。

学生 F は、野村陽向が状況をしっかりと説明できれば、後輩たちを守れるかもしれないとの話になったときには、その点に関しては野村陽向に説得してみるとも話した。

キ 10 月 3 日：監査書類の準備

16 時頃から、学生 N と学生 O は、レシートのマスキング部分、野村陽向との 10 月 2 日（金）夜の通話内容、10 月 3 日（土）の学生会室で確認したことをも

とに、野村陽向に確認する項目を整理した。20 時頃、手書きの段階での監査書類を高専教員 A に見てもらった。学生 N と学生 O は、高専教員 A から、確認項目毎に野村陽向の言い分も確認し、学生会活動として妥当であれば認めるよう助言を受けた。学生 N と学生 O は、学生会長だけでなく 9 名の副会長全員に対しても監査事項について回答を求めたいと話した。

ク 10 月 3 日夜、学生 F から野村陽向への電話

その夜、学生 F は、寮から野村陽向に電話を架けた。学生 N と学生 O は、そばでその電話の様子を見聞きした。

学生 F が、野村陽向に、ポイントの件を問うと、野村陽向は、ポイントの利用についての規則がないことや事前に高専教員 E の了解を得たことを話し、問題がないと学生 F に説明した。また、野村陽向は、iPhone や iPad 等は、学生会活動の一環として外部との通信や購入物品の事務処理のために使用していると話した。学生 F は、会計業務を一人で抱えるのではなく、もっと他の人に仕事を振っていかないといけないのではないかと伝えた。また、学生 F は野村陽向に今のやり方では野村陽向にはついていけない等と伝えた。

この学生 F からの電話は、高専教員 A の提案だった。高専教員 A は、自分から野村陽向に電話してもおそらくうまく伝わらないだろうから、仲のいい学生 F から諭すのがよい、また、やってしまったのであれば早めに認めて、早めに謝って、やってないのであればすぐに証拠を出したほうがよいということを野村陽向に話してほしいと学生 F に言っていた。

ケ 10 月 4 日夜、学生 N から野村陽向への連絡

21 時 37 分、学生 N は、野村陽向へ、Teams を用いて、「金曜日にお伝えしたポイント利用の明細についても必ず持ってきてください。その他、心当たりのある物があれば必ず持参してください。令和 2 年 10 月 3 日 23:59 以降（この後、00:30 に 5 日に訂正）の提出は隠蔽と見なし、報告します。また、監査委員会は学校からの指示のもとで行いますので、指示には必ず従ってください。以上」とのメッセージを送った。

コ 10月4日：監査書類作成の準備

この連絡を前後して、10月4日（日）に、学生Nと学生Oは、10月5日（月）に野村陽向に最終的な確認を行う項目をまとめる作業を行っている。そこには寮生の学生Mも参加している。

野村陽向への連絡の後、10月4日（日）夜、学生Nと学生Oは、高専教員Aと、監査書類に関して、チャットでのやり取りをしている。このやり取りを通して作成されたのが、令和2年度10月5日付「令和元年12月度の学生会執行部収支報告書の監査について」である。

学生N・学生Oが作成した監査書類を、高専教員Aに送ったところ、高専教員Aからは、すぐに「よくできている書類だと思います！」との返事が来た。また、高専教員Aは、「別紙があれば、学生委員会での説明が省けるので、なお有り難い」「証言や証拠の欄があってもいいかな」とのアドバイスをしている。そして、「ありがとう！」（高専教員A）、「ではがんばります！」（学生N）、「試験前なのにお疲れ様！明日もよろしくお願いします」（高専教員A）とのやり取りがある。

サ 10月5日朝、野村陽向が登校しない、黒田教員への報告

10月5日（月）8時を過ぎても野村陽向が登校してこない。そこで9時頃、学生Nと学生Oは、学生課を訪れ、野村陽向に話を聞くことになっているが、野村陽向が現れないと高専職員Aに伝えた。高専職員Aは監査内容を知って予想とは違っていることに驚いた。高専職員Aは、黒田教員に連絡した。

10時頃、学生Nは、黒田教員に、「野村陽向が約束した時間に現れなかった」、「学生会執行部の2019年12月分のレシートからポイント2、3万円分の減少があることが分かった」、「ポイントの問題以外にも用途不明な物品の購入が確認された」、「会長と副会長9名に対してポイントの問題も含め9項目について確認したいことがある」こと等を報告した。

黒田教員は、学生Nからの報告を受けて、ポイントの確認以外にも確認したい項目があることを知った。黒田教員は、学生Nに、試験前1週間に入るので、

今回の確認はいったん延期しようと言えた。

15 時頃、学生 F は、高専教員 A に付き添われ、黒田教員に、「10 月 3 日（土）朝、学生会室で物品の所在確認等をした」、「学生会室に学校の許可なく電子錠が取り付けられていた」、「学生 F が、10 月 3 日（土）夜に、ポイント使用や用途不明の物品などについてきちんと説明する必要があるのではないかと野村陽向に伝えた、また、今の野村陽向のやり方では副会長としてついていけないと野村陽向に伝えた」、「学生 F は、高専教員 A に学生の懲戒について質問し、高専教員 A より説明を受けた」こと等を報告した。

黒田教員は、学生 F に動揺がみられたので、今回の確認の目的は、ポイントの使用状況を確認し、適切に使用するルール作りを進めることであると伝え、そんなに心配する必要はないと学生 F に伝えた。

（８）野村陽向の自殺

野村陽向は、10 月 2 日（金）夜に監査委員から予算執行にかかる監査の通告を受けた後、監査委員と約束した監査実施の 5 日（月）8 時直前の、5 日（月）2 時頃（死亡推定時刻）に自宅の自室で自殺した。遺書は、4 日（日）から 5 日（月）にかけて書いていた。

3 検討

（１）検討の視点

本件は、高等教育機関である東京高専での出来事の中で、学生が自殺に至った事件である。

東京高専は、教育機関であり、在学関係にある学生に対する安全配慮義務を有している。教育活動における安全配慮はもとより、学生生活・学生活動における安全配慮も含まれる。日常的な安全配慮としては、学校設備の安全性はもちろん重要であるが、学生が被害を受けずまた被害を与えないための環境整備も必要である。学生生活・学生活動における安全配慮の中には、2020 年に始まった新型コロナウイルス禍における授業の実施、学校施設の利用、学校行事の

実施等の判断が含まれることはいうまでもない。さらに、学生が学校に登校できない、授業が実施されない等の制限下の状況の中での学生へのケア、学生生活・学生活動への配慮もまた必要であるといえる。

ところで、後に見るように、東京高専に在籍する学生は、年齢区分でいうと、義務教育に続く高校生世代と、その後の大学生前半（または短期大学）の世代の学生である。義務教育終了後、高度な専門教育への移行期と習得時期に当たるといえるが、東京高専の教育課程は、高等学校を経て大学または短期大学に進学する者に比して移行期の課程が短いことが特徴で、その分より高度な専門性を身につけることができるという特徴を持っている。他方、子ども及び青年の成長過程でいうと、思春期・青年期という人格形成において重要な時期をまたぐもので移行期への配慮に欠ける場合、人格形成に大きな影響を与えるというリスクも有している。

ややステレオタイプな言い方をすれば、後期中等教育に当たる高等学校は、義務教育課程（前期中等教育）を経てきた者の学力及び人格的成長を、「教育」として受け止め、次の段階へ繋ぐ役割を持つ一方、その後の大学等の高等教育においては、大人であることを前提としてより高度な専門性の習得を目指すものとなっている（もちろん、想定された典型的な成長を常に前提に出来ないことから、近年、大学においても課題に対して対応するさまざまな取組を行っている。）。これを標準とした場合、東京高専を含む高等専門学校は、こうした段階的または移行的課題について若干の移行期間をもうけつつ、成長過程においてもより早く大人になることを促し、早期の専門性修得を求めることから、その分、高等学校を経て大学等に移行する課程に比して、「学生」に負荷をかける構造になっている（意義があると同時にリスクがある。）。

こうした点を踏まえると、高等専門学校である東京高専においては、高等学校が有してきた移行期としての役割に欠ければ、とりわけ人格形成において、義務教育までの教育的成長と、大人を前提とした高度な専門教育の間に人間成長的なギャップが生じ、せつかくの早期の専門教育との不適合を生じる「学生」

が出るリスクがあることを十分踏まえる必要がある。そして、少なくとも中等教育の時期が終了する 1～3 年生までの期間においては、より手厚い人格的配慮を、教育面のみならず、学生生活面においても行う必要がある。

他方、高等専門学校である東京高専は、大学・短大と並ぶ教育機関でもあり、教育面、生活面双方において、移行期への配慮を重視しつつも、学生としてその自主性、自立性または自律性、自治性を重んじることは重要なことである。学生の考えや意見を尊重することなく、学生の行動や活動に、無原則に介入することはあってはならない。無原則な介入には、いろいろな形態がありうるが、例えば、本来学生または学生同士が決めるべきことがらについて、教員が一方に荷担する形で、他方に圧力をかけたり、直接圧力をかけないまでも、一方の学生を通じて圧力をかけたりするようなことは、仮にそれが学生組織の正当な手続の一環であるとしても、それを濫用した介入に当たる。また、逆に、本来、学校が果たすべき役割、責任、義務を果たさないことは、学生への対応に欠けるにとどまらず、学生の発達段階からすると、学生が過大な責任または責任感を負うことにもなり、学生をそれが故に追い詰めることになることにも留意する必要がある。

こうした学生の自主性等を前提とすると、上記学校の安全配慮義務の他、学校が果たすべき役割、責任、義務の範囲を明確にすることが重要である。例えば、学生活動が学校行事として行われる場合、その自主性を確保するためには、十分な財政措置と学生の意思に従った運用が必要である。学生の年齢としても、支出の決定等の運用、さらには執行の適正化など学生に任せる部分が大きくなるのは当然であろう。しかし、全体として相当額の金銭が運用されることを考えると、最終的な責任を学生に負わせるのは妥当ではなく、その責任は学校が追うべきものである。学校がそれを怠ることはもとより、本来学校が果たすべき事柄を学生にやらせるようなことは、学生の自主性をゆがめまた阻害することになる。

なお、学校が責任を果たすという場合、それは組織的な決定として行われる

べきは当然である。教員がそれぞれの判断で場面に応じて学生、学生会活動に対応することはありうることであり、重要なことでもある。しかし、学校が果たすべき責任の範囲について組織的に決定と確認または共有がなされていることが前提で、それがなく、例えば学生委員会の委員や、学生活動の担当というだけで振る舞えば、それが逸脱している場合であっても、学生には、学校の意向と映り、学生あるいは学生会活動が無用に萎縮させることになる。

（２）コロナ禍のくぬぎだ祭問題―高次の判断者としての野村陽向

くぬぎだ祭問題を左右した新型コロナウイルス感染症については、2020年4月7日に7都道府県に第1回緊急事態宣言が出され、流行の第1波のピークが4月11日にあり、4月16日に対象地域が全都道府県に拡大された。5月4日には緊急事態宣言の期限が5月末に延長された。5月25日に緊急事態宣言は全面解除されたが、治療法などが不明のまま、7月末から8月初頭をピークに第2波が到来した。

新型コロナウイルス感染症拡大初期の混乱期に、くぬぎだ祭を延期の上平常開催するか縮小開催するか、また中止するかの決断は、くぬぎだ祭開催を原因とする感染拡大が内部高専生及び外部来客者の人命にもかかわるという深刻な結果までも想定した上での決断となろう。

となれば、開催を巡っては、学生らの協議に委ねるのではなく、東京高専が、感染拡大による重大な結果を見据えて、開催か中止かの判断をすべきであった。重大な決断の責任は学生に負わせるべきではないからである。しかし、東京高専は開催を巡る判断を学生の協議に委ねた。

野村陽向は、学生会で起こったことは学生会長がすべて責任を負うという強迫観念をテント事件以来持っており、コロナ禍でのくぬぎだ祭開催によって、人命にもかかわる結果が出たとして、その責任は学生会長として到底負うことはできないと考え、中止という判断を行った。野村陽向の判断過程は、本来、高専側がたどるべき判断過程である。

一方、高専教員Aは、くぬぎだ祭の開催実施を前提として活動するところの

くぬぎだ祭実行委員会（文実）担当教員として、開催に向けて文実の活動を後押しする立場にあった。開催か中止かで対立する、文実と学生会との議論にあって、高専教員 A は文実側に身を置いた。

ここでは、野村陽向が延期か中止かの双方を見据える高次の判断者の立場におり、高専教員 A は対立当事者の一方に与する立場に止まっていた。むしろ立場が逆転していたといえる。高専教員 A は学生の位置におり、野村陽向は本来高専に任されるべき高次の判断者の位置にいたといえる。

高専教員 A によるハラスメント問題は、中止論の野村陽向を、文実との協議もなく中止論を先導したと糾弾する高専教員 A との間での確執であったが、ここでも高専教員 A は、対立当時者の一方に与する立場を押し出し、より高次の判断を行おうとする野村陽向を追い詰める結果になっていた。

なお、東京都教育委員会は 5 月 28 日に「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】 ～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」を策定した。そこには、都立高校等に関して「12 月までに実施予定の、児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う活動（文化祭、体育祭等）、宿泊を伴う行事や校外での活動は、延期又は中止にする。」との記載がある。

野村陽向は、6 月 15 日に黒田教員に中止を申し出る書面（6 月 9 日付）を提出したが、その書面は、上記ガイドラインの当該記載部分を根拠にして、中止を要望するものであった。

上記ガイドラインを参照して判断するのは、本来、東京高専の責務であった。しかし、野村陽向の中止論は、文実の後ろ盾となっていた高専教員 A に阻まれてしまったといえる。

（3）新会計使用法の提案と野村陽向が背負った過大な管理責任

学校行事としてのくぬぎだ祭の自主性を確保するために、物品の購入や諸経費の支出等の使途の決定は学生が自律的に行う必要がある。しかし、現実的に相当な額のお金を扱うとなると、最終的な責任は学生に負わせるべきではなく、

学校が負うべきである。

新会計使用法は、コロナ禍で対面での受け渡しを極力避ける目的以外に、学生会会計業務にミスや不明点を出さないための会計の適正な管理を確立しようとするもので、人に任せず自分一人でやるという、野村陽向の強い責任感、使命感がここでも貫かれた。

そして、「その他、会費の取扱については、会長がその都度決定する。ただし、審議委員会の承認を得るものとする」（「東京工業高等専門学校学生会会計に関する細則」10条）とされており、この会長権限によって新会計使用法は導入されたと見ることができる。

しかし、野村陽向が、自主的に会費の適正な管理を行うだけの責任感、使命感を有しているとしても、教職員は、新会計使用法実施の前提として、学生会費の約 166 万円を野村陽向一人にその管理方法も確かめずに手渡ししており、野村陽向に一学生が負う以上の過大な責任を負わせている。

また、教職員は、新会計使用法の実施を、野村陽向が一人で発注作業に入る前に把握していたのであるから、教職員としては、本年度から新たに始まった新会計使用法の実施については、高専の責任において注視すべきであり、過度の負担を学生が負う場合には適切に支援しなければならなかったにもかかわらず、それを怠り、その結果、野村陽向一人が過度の業務を自ら背負ってしまうことになったのである。

（４）会計問題と懲戒処分 of 示唆

野村陽向への、学生会費の会計を巡る監査が進められることになった際に、高専教員 A は、学生 F からの問い掛けに応じるかたちではあったものの、野村陽向に対して懲戒処分の可能性があることを示唆していた。

懲戒処分及びその他の懲戒は、学生に対して不利益を課すものであり、「教育的配慮に基づき必要な限度にとどめられなければならない」（東京高等専門学校学生の懲戒及び指導に関する細則 2 条）とされ、その権限行使には「適正かつ公正な運用を図る」（1 条）こととされている。

本件においても、10月3日、高専教員Aが学生Fの質問に対して懲戒処分及びその他の懲戒について説明しているが、こうした抑制的かつ慎重な運用や、学生側の手続き上の権利についての説明が十分になされたのかについては不明である。少なくとも、高専教員A本人からは「学生会長である野村陽向が矢面に立たないように配慮して学校が問題の解決をすることは可能である」旨の説明をしたとの証言があるが、こうした抑制的かつ慎重な運用や、学生側の手続き上の権利について説明したとの証言は得られていない。

（５）組織的対応から逸脱した高専教員Aの監査主導

学生会活動において、具体的に学生会活動に関わる学生の行為に関して学生を指導する必要性が生じた場合には、学生会活動を指導する立場の教員全員が情報を共有した上で、組織的に対応すべきである。組織的に共有されない個別の対応では、一教員による偏った状況把握がなされ、それに基づいて指導方針が誤られる可能性がある。適切な指導のためには、組織的対応によって、問題状況の客観的な把握、指導方針の多角的な検討がなされなければならない。

ただし、高専教員Aの対応は組織的に逸脱した対応と見られるが、本来組織的対応の責任は学生委員会にあるところ、学生委員会において十分に情報が共有されず、また、他の教員においても協力的であったとは言えず、学校の組織的対応に問題があったと言わざるをえない。

9月25日に、学生委員会の教職員によって協議されて決められた調査範囲を逸脱した監査を、高専教員Aは、監査委員らの背中を押す形で、独自に推し進めた。組織的対応で出発した監査であったが、組織的対応から外れた高専教員A独自の個別判断に取って代わられた監査となった。

さらに、高専教員Aによる、学生会費の不適切な利用であるとの独断的判断は、学生である監査委員を手持ちの駒のように動かすこととなった。これはまさに、野村陽向が自身の存在をかけていたといえる学生会活動の、その組織内部の監査機能を利用して、学生が学生を裁くという野村陽向の自尊心を根本から覆す苛酷な方法を取ったものであった。

なお、東京高専で行われた学生へのヒアリング調査で、監査委員の学生が、高専教員 A からの指示による仕事であるとしつつ、野村陽向を追い詰める自覚があったことが、確認されている。

（６）いかにすれば野村陽向の自殺を回避できたのか

いかにすれば野村陽向の自殺を防ぎ得たのかについて検討する。ただし、東京高専における学生会運営のあり方や学生支援のあり方といった大きな対策ではなく、ここでは、事件当時の現状において野村陽向のポイント私的流用嫌疑が問題化した際、学校側がどのような対応をすれば、野村陽向の自殺を防ぎ得たのかについて検討する。

野村陽向が監査通告を受けてから一気に自殺へと至った最大の要因は、近位の要因として挙げられている一連の出来事が、すべて週末に発生している、という点にある。金曜日の夜に、週明け月曜日早朝に監査を実施するとの通告を受けたわけである。寮生ならばいざ知らず、自宅生の場合には、他の教員に相談するいとまもなく、精神的に追い詰められ、性急に破壊的な解決策をとってしまうのは、ある程度、予測可能であったように思われる。

刑事事件の捜査であればいざ知らず、あくまでも学校内、それも学生会に限定した問題である。これまで長いあいだ学生会費の会計に関して学校の関与は限定的であり、これまでずさんであった会計についてなぜ監査をそこまで急ぐ必要があったのか、この点については理解しがたい点がある。

そもそも、学生同士の監査という方法を採用したことの妥当性についても疑問が残る。学生の監査委員が動くとなれば、最終的には学生総会での報告を要する事態へと発展し、その報告は一種の「公開処刑」の様相を呈するであろう。

さらに、野村陽向の弱みを発見し、正義への快感もあったのであろうか、攻撃的態度を加速していった高専教員 A の教育者の行動としての問題も見逃すことは出来ない。しかも、高専教員 A 自体があくまで黒子に徹して前に出なかったことが、監査担当の学生たちの暴走を制御できない事態を招いたとも考えられる。教育の現場で、何をすべきか、教育者として立ち止まるべきであったに

もかわらず、そうした抑制を行うことなく、正義のための仕事として忠実にそれを行おうとした監査委員の無邪気さ（イノセント）に乗じて、まるで詰め将棋を行うかのようにコマを動かしていったことが野村陽向への攻撃性を増した要因であるともいえる。

その意味でも、今回の監査実施方法は、少なくとも未成年に該当する年齢の学生に対し、あまりにも教育的配慮を欠いたものであるといわざるを得ない。明らかな悪意にもとづく、再々の注意によっても改善されない私的流用であったならば例外であるが、ルールの決まっていなかったことによって生じた本件に関しては、まずは教職員が野村陽向に対して個別指導から始めるなどの配慮が必要であり、これを行っていたのであれば学生の自殺という悲劇は防ぎ得たであろう。

第6 本件自死発生後の事実関係

1 自死発生後の学校の対応

（1）遺族への対応

ア 自死発生直後の遺族への対応

（ア）訃報と対応

2020年10月5日（月）、17時頃に遺族より訃報が伝えられると、19時30分頃、高専教員C（担任）が野村陽向の父に電話連絡し、自宅訪問を申し出たが、「今日は遠慮してほしい」とのことだった。

10月7日（水）14時、新保校長、黒田学生主事、高専教員C（担任、ハラスメント委員会委員長）が弔問。このときに野村陽向の父より学校側に遺書の存在が伝えられ、内容を全文読み上げられた。野村陽向の父より、自殺に至った原因の究明について、第三者委員会による調査を要望し、後日要望書を提出するとの発言があった。新保校長より「きちんと調査してご報告する」と返事があった。また、新保校長の返事は野村陽向の父によれば「原因はわからない。遺族の気持ちに寄り添って原因を調査し対応する」というものだった。

（イ）10月11日の保護者会の対応

10月8日（木）朝、野村陽向の父から高専教員C（担任）宛に話したいので来校するとの連絡があったため、同日13時20分に予定していた学生向け全校放送を中止した。14時に野村陽向の父が来校し、40分ほど生協店長と面談し、その後1時間ほど高専教員Cと面談した。野村陽向の父からは「保護者会では何を説明するのか」「保護者会では不確実なことは説明しないでほしい」などの質問・要望があったが、野村陽向の父自身は「参加をしない」と話していた。なお、野村陽向の父によれば、この面談の際に臨時保護者会で正確に説明をするのであれば、遺書を提出する旨の話をしたところ、高専教員Cからは、そんなに詳しく話をしないとの返答があったとし、遺書を提出はしなかったという。

10月11日（日）13時より1時間、野村陽向の在籍クラスの臨時保護者会を開催したところ、野村陽向の父を含む31家族36名の出席があった。8日は「参加しない」と答えていたため、東京高専としては野村陽向の父の参加は想定していなかったが、野村陽向の父は、開始時刻間際に来校し、保護者会に参加した。初めに黙とうを行い、新保校長及び電子工学科長より状況説明があったが、「原因は不明であり、今から調査をする」という説明だった。ウェルネスセンター（学生相談室）より学生に対するケア、カウンセリング体制について説明があり、翌週からの定期試験における配慮について説明があった。これについて、野村陽向の父は「私を目の前にして、配慮のかけらもない話が続いた」という。その後の質疑応答の中では、保護者より、「学校側からどのような目的で保護者を集めたのかよくわからない」という質問、「香典はクラスで取りまとめるのか、個人で行うのか」という質問、「今後中間報告も含め、臨時保護者会は開くのか」という質問があり、最後の質問については、新保校長より「今後、わかったことがあれば、臨時保護者会は開く」という回答があった。野村陽向の父からの発言で、遺書の存在について話があり、また「中学卒業時に両親に宛てた手紙」が読み上げられた。保護者会終了前にも野村陽向の父より発言があり、保護者会の内容について「用意したものを読み上げているだけ」「メンタ

ルケアの資料が配られているが、このようなものを出されても息子は帰ってこない」等不快感を表明した。

（ウ）通夜式での対応

10月12日（月）18時より執り行われた通夜式に新保校長、高専教員Aら教職員十数名が参列。式の中で野村陽向の父が参列者全員に向けて、「遺書」を読み上げ、学生会活動に関する悩みや苦痛が自死の原因だったのではと述べた。20時頃より1時間程度、通夜式後に野村陽向の父の希望により、高専教員Aと面談。当初東京高専側は新保校長もしくは黒田学生主事の同席を求めたが、野村陽向の父の強い意向により高専教員Aを残して退席した。なお、野村陽向の父によれば「二人はすぐに退室された」という（野村陽向の父及び母は、高専教員Aを見捨てたように感じ、高専教員Aにもそのように述べたとされる。）。

面談においては、高専教員Aに関わることを次次のことが指摘された。

- ① くぬぎだ祭開催をめぐるパワハラ問題
- ② （執行委員会への監査に際して）学生Fに対して備品の持ち出しは訓告以上の処分となる可能性を示唆したこと
- ③ これに対して、以前、学生ABが逸脱行為（飲酒についてSNSに投稿）をした際には訓告以上にならないから安心しろと対応したこと

野村陽向の父はこの3点から、野村陽向の「自殺せざるを得ない状況につながる流れ」を確信できたとしている。

10月13日（火）9時からの第5回臨時調査会（同会は自死発生当日の夕刻から東京高専で立ち上げられた。校長・筆頭副校長・主事、部長・課長らが参加している。）で、通夜式の状況と通夜式後に野村陽向の父から高専教員C（担任）に入った電話について報告があった。野村陽向の父は高専教員Aの心のケアを高専教員Cに要請するとともに、高専教員Aによる野村陽向に対する対応が本事案の原因と考えており、告別式の前に学校として校長から直接または文書での謝罪を求めていることが伝えられた。この要請について協議し、事実確認をこれからする段階で「原因」を認めて謝罪することはできないとし、現時点で

は「当該学生が悩んでいたことに学校として気づけなかったこと」についての謝罪として対応することとした。

（エ）告別式での対応

同日 13 時より執り行われた告別式に、教職員 10 名が参列した。野村陽向の父から「遺書」が読み上げられた。学校側は野村陽向の父に求められていた謝罪文書を準備していたが、その場では野村陽向の父から求められなかった。野村陽向の父は火葬の後、葬儀場に戻って謝罪を受けようと思っていたが、関係者はいなかった。

10 月 14 日（水）、野村陽向の父は高専教員 C（担任）に連絡し、謝罪も見解もないようだがどういうお考えなのかと問いただしたところ、高専教員 C は「学校長が告別式の焼香の時にお詫び申し上げたと思っていました」と述べたという。また野村陽向の父より黒田学生主事との面談を希望するメールが届いた。このメールの中で野村陽向の父は文書か東京高専の HP 上での謝罪を要望したと思われる。また、東京高専による教職員への調査結果については、せめて火葬前に遺族に説明すべきだったことを厳しく伝えた。

（オ）校長による謝罪文

10 月 15 日（木）13 時 20 分頃に野村陽向の父が来校し、新保校長、黒田学生主事、高専教員 C（担任）と面談。野村陽向の父の希望で、黒田学生主事より野村陽向のハラスメント相談、学生会の監査について説明を行った。その際、野村陽向の父は野村陽向が作成したハラスメント申立書の提出を求めた。また、監査を「指導」した教員について野村陽向の父が尋ねたところ、黒田学生主事は「調査する」と返事をしたが、のちに「黒田学生主事が監査を主導し、上級生の監査員（学生 N、学生 O）に指示していた」ことが分かり、このことで野村陽向の父は不信感を抱いた。

面談終了後、新保校長より遺族宛（野村陽向の父及び母宛）のお詫び文を野村陽向の父に手渡し読み上げた。野村陽向の父は、持ち帰り、家族と一緒に確認するが、納得はできないと思う」と話した。なお、お詫び文で野村陽向の母

の名前の表記が誤っていた。

「何よりもまず深くお詫び申し上げます。この度は、大切なご息様をお預かりしていながら、陽向君が深く悩んだり苦しんでいる時に心の変化に気づけず、陽向君を助けることができなかったことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

これまでの対応において反省すべき点があったことを認識するとともに、私たちに何が足りなかったのか、そして私たちがこれからどう変わっていかねばならないのかについて、真剣に向き合っていく必要があると認識しています。学生との接し方において、もっと気持ちを汲み取ることができていたらとの反省に立って、教員の意識を改めていきたいと存じます。

これから事実関係の調査を行い、その結果をお伝えするとともに、調査結果を踏まえて、再びこのようなことが起こらぬよう私たちがなすべきことをまとめ、それを実行してまいります。

私たちは、ご家族のご指摘を真摯に受け止め、深い反省に立って、校長をはじめ教職員一同が力を尽くしてまいります。

どうぞご家族の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。」

その後、黒田学生主事と高専教員 C とともに野村陽向の父は学生会室を訪問した。部屋は「現場保存のため」冷房が効いていたが、冷房を切るよう、野村陽向の父は勧めた。防犯カメラが多くあり、機器の保管場所は鍵付きキャビネット、各トレイにデバイス名のラベルがあったので、野村陽向の父は「備品を管理しようとする意図」が伺えたと黒田学生主事に伝えた。

イ 遺族の確認・要望事項に対する対応について

校長からのお詫び文に対して、野村陽向の父が 10 月 16 日（金）13 時 51 分、新保校長にメールをし、納得しない旨と、ハラスメント申立書の開示も含む 12 の要望・確認事項を提示した。

その中の「1. 何に対する謝罪なのか」において、「陽向君が悩んでいることに気づけなかったこと」ではなく、「学生会活動での過重な労務、教員によるパワーハラスメントで精神的苦痛を陽向君に与えてしまったこと」です。ひなたの遺書、私が関係する教員の方に伺った話から、明らかですので、修正いただきたい。また謝罪の対象者として、私および私の妻に加えて、「野村陽向」を追記いただきたい。私の妻の名前が間違っていますので修正いただきたい（野村陽向の母）。」との要望が示されている。

これに対して、同日 17 時より行われた第 7 回臨時調査会で対応について協議し、メールを受け取ったこと、氏名の間違いの詫び、「確認及び要望事項」については追って回答する旨のメールを新保校長より返信することとした。校長はその旨、20 時 52 分にメールで返信した。12 の要望・確認事項に対して新保校長からは 10 月 19 日（月）11 時 10 分に回答のメールを送信した。

「本校といたしましては、ご要望事項等にお応えするために、事実関係の確認と背景調査を実施する必要があると認識しています。

ご自宅の弔問、お通夜、告別式でお聞きした内容から、学生会活動に関することを中心として、関係者（教職員、学生等）への聞き取り、記録等の確認を行っていきます。関係教員とのことについても、この調査の中で明らかにしてまいります。

このため、本校に、第三者が参加する調査会を設置することとし、「設置要綱骨子（案）」を作成しました。

（添付ファイルをご覧ください。）

委員の人選を行う前にご覧いただき、ご意見やご要望をお聞かせいただきたいと思います。……〔略〕……」

この時点で、要綱案では設置期間は令和 3 年 3 月末日までの予定で、委員としては、第三者の立場である委員 3 名のほか、東京高専教員 2 名の入った調査会の設置が想定されていた。このメール及び人選案について、野村陽向の父は要望・確認事項についての返信はなく、ハラスメント申立書の開示もなく、「第

三者委員会とも呼べないズブズブの人選案」を送ってきたととらえ、憤りを感じた。

10月20日（火）0時1分、野村陽向の父より新保校長にメールがあり、16日に送った12項目の確認・要望事項については項目ごとに回答を求める旨と、特に「9」番目のハラスメント申立書の開示については速やかに求めると伝えられた。同日10時40分、新保校長、黒田学生主事、高専教員C（担任）らで野村陽向の父からのメールの対応について協議した。

同日（時間帯不明）、前日の新保校長から野村陽向の父へのメールと同じ内容のメールが高専教員C（担任）から野村陽向の父へ送られた。野村陽向の父は新保校長のメールと同様の問題を感じた。

10月23日（金）午前中（野村陽向の父の認識では26日（月）午前中だが、前後の高専機構・東京高専の対応の内容から、23日（金）が正しいと考えられる。）、野村陽向の父は、文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係に電話し、東京高専の対応があまりにも不誠実であることを説明し、厳しく指導するように伝えた。担当者の■■■■は高専機構に連絡し確認させるとの対応をした。これを受け、同日、高専機構から野村陽向の父に電話があり、この電話で野村陽向の父は東京高専を指導しハラスメント申立書の開示を速やかに行うよう再度要請した。

一方、高専機構本部学生総括参事より、野村陽向の父が文部科学省に訴えた旨、新保校長に連絡が入ったため、東京高専では18時より打ち合わせを行った。野村陽向の父の訴えの内容は「息子が提出したハラスメント申立書の開示を要求したが、東京高専はこれを拒否した」というものだ。開示請求に応じるべきか、同日午前に協力を依頼した弁護士に相談することとした。

10月26日（月）、9時40分より野村陽向の父が求めているハラスメントに関する資料について学生主事や学生主事補らが急ぎ取りまとめることとした。10時45分の高専機構本部との相談をふまえて、ハラスメント申立書2通と高専教員Aの謝罪文書の写しを高専機構本部に提出して、高専機構本部として野村陽

向の父に渡すこととした。高専機構本部として、翌日、訪問した野村陽向の父に3つの文書を手渡している。それらに対する説明文書を、現在行われている関係教職員への聞き取り内容をもとに大塚筆頭副校長が作成し、翌日には野村陽向の父に渡すこととした。

同日、高専機構の担当者機構職員 A より野村陽向の父に連絡があり、翌日、東京高専が同申立書を開示し、郵送する旨連絡があった。文部科学省と高専機構が間に入ったことで東京高専が開示請求に速やかに応じたことに、野村陽向の父は不快感を感じた。

10月29日(木)10時、高専機構本部の学生総括参事なども初めて加わって、第9回臨時調査会が開かれた。高専機構本部より、野村陽向の父が東京高専の対応への不満と憤りを高専機構本部に対して述べていることが報告された。特に、20日の野村陽向の父からの「謝罪文に係る質問」への回答が出されなければ、東京高専として用意したハラスメント申立書に関わる説明を聞くつもりはないとの意向が報告された。東京高専としては、八王子市教育委員会や弁護士のアドバイスを受けつつ対応していく旨、報告した。また、文部科学省作成のガイドラインに沿った動きをすべきであるが、この初動に大幅な遅れが出ていることを確認した。同日11時10分より、「謝罪文に係る質問」の回答作成を行い、関係教職員・学生の聞き取りスケジュールを作成した。同日16時30分、新保校長らが弁護士を訪問し、「謝罪文に係る質問」の回答について相談をし、第三者としての弁護士の紹介を依頼した。

同日、校務執行会議がメール審議で催され、黒田学生主事より、本件に関する調査会の設置に伴い、再発防止・要望に関する方針を策定し実施するまで当分の間、学生会の活動を見合わせることにし、くぬぎだ祭も中止することについて審議依頼があった。審議の結果、案の通り了承された。

2020年11月5日、10月16日付で遺族より学校に送付され(20日付で項目ごとの回答要請がなされ)た12の要望・確認事項についての東京高専としての回答を高専教員 C (担任) が野村陽向の父にメールで送信し、合わせて高専機構

本部にその旨報告した。1～8項目はお詫び文の文面・内容に関する確認及び修正依頼であるが、学校としての回答は、関係者への背景調査を実施し、また10月19日付「設置要綱骨子（案）」の示した第三者を入れた調査会の設置と調査をもって、回答あるいは報告をするとのことだった。9項目目は2020年の高専教員Aによるハラスメントについての関連文書の提出要求で、すでに10月26日に高専機構より提出済との返事であった。10項目目は、高専教員Aによるハラスメントに関わる出来事の経緯の説明について、文書での提出を要請するもので、学校による教職員を対象とする調査結果として一連の出来事が時系列で回答された。11項目目は再発防止の恒久対策について謝罪文に記載することを要請するもので、これについてもまずは事実確認や背景調査・分析を行ってから回答するとの回答だった。12項目目は高専教員Aと遺族の自宅にて面談の機会を要請するもので、これについては「学校として、教職員にご要望のような指示を行うことはできません。ご理解を賜りますようお願いいたします。」とした。翌日、「謝罪文に係る質問」と同じものを印刷して、野村陽向の父宛に郵送した。

11月13日（金）、基本調査の進捗状況を野村陽向の父にメールで送信した。

11月16日（月）、野村陽向の父が東京高専に来校し、会議室で高専機構本部の担当者（平尾課長、下田参事）と面談、場所を事務部長室に移し、三浦事務部長と学務課と面談した。三浦事務部長が高専機構との窓口になっているとことで野村陽向の父としては挨拶をするつもりだったが、三浦事務部長はハラスメント申立書や学生会の監査の件などの詳細を承知しておらず、黒田学生主事が承知しているとのことだったため、野村陽向の父は黒田学生主事を呼ぶよう要請した。黒田学生主事は帰宅していたため、呼び出すことはできないと三浦事務部長は述べたが、このことに野村陽向の父は、民間の企業ではありえないことだと述べた。野村陽向の父は改めて臨時保護者会、高専機構による第三者委員会の設置、調査結果も含めこれまでの経緯を東京高専のHPに掲載することを要求した。

11月17日（火）17時、第11回臨時調査会にて、野村陽向の父が11月15日（日）夜に文化祭実行委員へ電話連絡をし、質問をしていたことについて情報共有。実行委員は知っていることだけ話し、別の学生を紹介してほしいと要望があったため、名前の挙がった学生本人に野村陽向の父の連絡先を教えたとのことであり、これを受けた学生は、連絡するか迷っているとのことであった。弁護士からは父親の行動を止めることはできないので、過剰に反応せず自然体で対応するようアドバイスがあった。

ウ 東京高専による基本調査

2020年11月13日、野村陽向の父宛で新保校長より基本調査の進捗報告の文書が作成された。教職員4名と学生6名（他2名）についての聞き取りが終わり次第、12月4日（金）を目途に中間報告する予定であることが伝えられた。

2020年12月4日（金）付で、東京高専による基本調査中間報告が作成された。同7日（月）、東京高専は遺族に中間報告書を説明した。

12月28日（月）16時より、基本調査報告書を東京高専が高専機構立会いの下、野村陽向の父に説明した。東京高専は新保校長、三浦事務部長、元井学生課長、高専機構からは平尾学務課長が出席した。新保校長は、「結果として追いつめ状況を作ったことは申し訳なかった。調査によって指導監督が十分でなかったことは明らかになっており、この点についてはお詫び申し上げる。/反省すべき点に対して、学校として非がなかったとは申し上げられない。この認識の下、再発防止に取り組んでいきたい。」と述べた。野村陽向の父は、自身と黒田学生主事・高専教員Aとのやり取りについて記載がないなど、調査報告書の内容に不満を持っており、追加調査等を要望した。また、今後は（学生には非はないという趣旨で、）学生の聞き取り調査は行わなくてよいが、第三者委員会の調査において中間報告をするなど求めた。

（2）学生・保護者への周知・ケア

2020年10月6日（火）、12時30分に緊急教職員集会を開催し、新保校長より野村陽向の死亡が報告されるとともに、在校生のケアについて全教職員に指

示があった。これを受け、同日 15 時より野村陽向のクラスにおいて臨時ホームルームを実施し、担任から野村陽向の死亡を伝えるとともに、心のケアについて説明した。さらに同日 16 時 40 分より学生会・生協学生委員会関係学生の臨時集会を実施し、黒田学生主事から野村陽向の死亡を伝えるとともに、心のケアについて説明した。

10 月 9 日（金）10 時 30 分、新保校長のメッセージを全校放送し、「本学学生が死亡したこと、不安や心配はひとりで抱え込まないこと、周りには理解してくれる人が必ずいること、周りにいる東京高専の教職員はみなさんを大切に思い、力になりたいと思っている」など伝えた。

10 月 11 日（日）13 時より 1 時間、野村陽向の在籍クラスの臨時保護者会を開催した（既述）。

10 月 12 日（月）、臨時保護者会に参加しなかった保護者向けに当日配布資料等を配布した。

10 月 13 日（火）9 時からの第 5 回臨時調査会で、通夜式に参列した学生の動揺が大きいことが認められるため、改めて個別にカウンセリングを実施することにした。通夜式に参列した学生は十数名だった。同日 17 時からの第 6 回臨時調査会においても、告別式参列の学生（十数名）を含む在校生のケアについて議論した。野村陽向の交友関係が広がったため、関係する学生も広く、各学科長が出席する運営会議にてケアについて周知することとした。

10 月 14 日（水）15 時 30 分より令和 2 年度第 7 回運営会議が行われ、本件発生からの状況報告がされた。各学科長に、本件が原因で試験に対応できなかった学生に対し、追試や課題の対応をすること、また、これらを行う際には学生の都合を優先するなど依頼した。

10 月 16 日（金）17 時より第 7 回臨時調査会を行い、9 日の全校放送を聞いていない学生がうわさで事実認識をすることについてカウンセラーより懸念が示され、放送を聞けなかったクラスについては担任よりホームルームで校長メッセージを読み上げてもらうこととした。

10月19日17時、第8回臨時調査会を実施し、野村陽向の所属クラスの学生の反応などから、ケアの必要性を確認する必要もあるので後期授業開始最初の1週間の全日対面授業実施が決まった。

11月9日（月）16時、第10回臨時調査会が行われ、今後野村陽向在籍クラスの保護者への報告については個別面談とし、集会形式の保護者会は行わないこととした。

11月17日（火）17時、第11回臨時調査会にて、保護者会の開催については中間報告後の開催を検討することとした。

11月、東京高専後援会会長名で、東京高専新保校長宛に本件についての要望事項が作成された。これに対する新保校長から後援会会長あての回答が、2021年3月19日に作成された。要望事項は「(1) 原因と再発防止について」「(2) 調査計画について」であり、(1)の原因については「学生会活動における悩みではないかと推察しますが、特定できる原因までは分かっていないところです」としている。また再発防止策として学生会費の経理・決算作業を学生課にて行うことを述べているが、「保護者様が『基本調査』の内容に納得されていないため、再発防止策については、具体的な実行はまだされておられません」としている。(2)については、すでに基本調査を提出済であるが、「現在、第三者委員会の設置について、高専機構本部と相談しながら準備しているところ」としている。

なお、野村陽向の自死の背景について、野村陽向当人や家庭に問題があったとする流言が、学生や保護者の間で流れている。そうした情報源は複数名の教員（高専教員A、黒田教員）であるともされ、野村陽向や家族に対する同情的な雰囲気や、学校に対して背景説明を迫るような雰囲気が保護者の間では存在しない原因となっている。

（3）ハイリスクの学生への対応

10月5日21時～24時に高専教員Aの部屋で学生Fは野村陽向の自死後の頭の整理をしている。

学生 F は退寮し、自宅にて主に母親と過ごすようになる。父親は LINE などこまめに連絡を取っている。

10 月 16 日（金）17 時より行われた第 7 回臨時調査会で、15 日に事実関係についての調査を行う学内担当者が決まり、すでに関係教職員の聞き取りが開始されたことが報告された。関係学生の聞き取りについては未だ動揺が大きい学生も多くメンタル面を考慮しながら行うことになることが報告された。また、動揺が続いている学生については今後カウンセリングを継続していくことが確認された。

11 月 4 日（水）第 11 回校務執行会議が行われ、本件発生後の学生の様子について共有された。電子工学科 3 年生では 2 名が前期末試験を全科目受けられていない。機械工学科ではショックが大きい学生が 5 名、1 名は自宅療養中との報告がある。前期末試験を受験できなかったのは 20 名ほどに上り、「追試験等についての特別対応」が教務主事より示されている。

11 月 5 日（木）16 時、聞き取り調査についての中間報告を実施するとともに、まだ聞き取りができていない関係者について協議した。その際、中心人物と思われる学生 F は特に動揺が大きい学生の一人であり、ウェルネスセンターと連携を取りながら、しかし、出来るだけ早い時期に聞き取りを行うことが確認された。

学生 F のショックが強いと感じられたので、カウンセラーのアドバイスを受けつつ、保護者とも連絡を取りながら聞き取り調査を開始したい旨、高専教員 C より学生 F 父にメールで連絡がなされた（2020 年 11 月 9 日）。これに対し、学生 F 父は、「学生会担当教諭からの不要なヒアリングに関して、特に注意していただければと思います」と返事があった（2020 年 11 月 10 日）。

2021 年 2 月 4 日、第 17 回校務執行会議で、電子工学科より 3 年生 1 名について情報共有あり。気持ちの落ち込みが激しく、深刻な状況。担任、前担任、ウェルネスセンターと連携して個別面談を継続。現時点では、学習に向き合うことは困難。まず日常に回復できるようにサポート。

(4)「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針〔改訂版〕」に則った組織的対応

ア 事件・事故報告

2020年10月5日(月)17時頃、遺族より東京高専に野村陽向の訃報が伝えられると、東京高専は17時30分ごろに臨時調査会を設置した。臨時調査会のメンバーは、校長、筆頭副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、ウェルネスセンター長、事務部長、学生課長、総務課長、学生課課長補佐、学生課学生支援係長だった。直ちに第1回臨時調査会を開き、情報共有と今後の対応について協議をした。その後、18時30分頃、高専機構本部に対して学生課長より事件・事故報告【第一報】を発信した。19時30分頃、担任より野村陽向の父に電話連絡し、自宅訪問を申し出たが、「今日は遠慮してほしい」とのことだった。

10月6日(火)、12時30分に緊急教職員集会を開催し、新保校長より野村陽向の死亡が報告されるとともに、在校生のケアについて全教職員に指示があった。同日17時より第2回臨時調査会が開催され、緊急ホームルームについての状況報告や、ウェルネスセンター長よりカウンセリング体制拡充の説明があり、弔問の予定とその後の全学生への周知の方法について協議した。弔問予定は7日(水)14時とし、全学生への周知は8日(木)と9日(金)の2日間、校内放送によって行うこととした。また、保護者会を週末に実施することについて弔問の際に保護者から了解を得ることとした。

10月7日(水)16時、事務部長、学生課長が高専機構本部に出向き、学生総括参事、学務課長、学務課専門職員に、【第一報】後の東京高専の動きを口頭報告した。

同日17時、第3回臨時調査会を開き、弔問の際の状況について情報共有するとともに、10月11日(日)に野村陽向の在籍クラスの臨時保護者会を実施することについて遺族の同意を得たことが報告された。10月7日(水)ころに案内状が保護者向けに発送されたことが報告され、臨時保護者会で話す内容について審議した。

10月9日（金）17時5分に第4回臨時調査会を開催し、11日の臨時保護者会について検討し、葬儀詳細は学校から関係学生に周知することとした。またウェルネスセンターより臨時のカウンセリング体制について報告があった。10月12日（月）からの前期末試験を予定通りに実施することとし、学生には無理をしないよう、試験を受けられずとも追試等の措置を行うので安心するようにと伝えることとした。

10月13日（火）9時からの第5回臨時調査会で、野村陽向の父からの謝罪の要請についての対応を協議し、また、野村陽向の父が要望した「第三者を入れた調査」（遺族の要望は、「第三者委員会」による調査であった。）を行うが、体制を整えるのに時間がかかるため、先に学内で関係教職員及び学生への聞き取りを開始することとした。

同日17時からの第6回臨時調査会においても、告別式参列の学生を含む在校生のケアについて議論した。また、「学生会主催」の文化祭の開催の是非について、学生会執行部と文実の意向等を確認したうえで、改めて審議することとした。

10月14日（水）15時30分より令和2年度第7回運営会議が行われ、本件発生からの状況報告がされた。各学科長に、本件が原因で試験に対応できなかった学生の対応を依頼した。

10月15日（木）10時30分、新保校長、黒田学生主事らで高専機構本部に向き、理事、局長、学生総括参事、学務課長、学務課専門職員に前回報告以降の状況を口頭報告した。

10月16日（金）17時より第7回臨時調査会を行い、同日に野村陽向の父から届いた謝罪文に対する対応を協議し、メールを受け取ったこと、氏名の間違いの詫び、「確認及び要望事項」については追って回答する旨のメールを新保校長より返信することとした。調査体制のうち学内担当者については、15日に新保校長より臨時調査会のメンバー外の教員2名（高専教員F、高専教員G）に依頼したことが報告された。この2名による関係教職員の聞き取りは、同日より

すでに開始されたが、関係学生の聞き取りについては未だ動揺が大きい学生も多くメンタル面を考慮しながら行うことになる」と報告された。さらに、学生のカウンセリング、9日の全校放送を聞いていない学生への周知について協議した。

10月19日（月）11時10分、野村陽向の父からの12の要望・確認事項に回答するメールの中で、新保校長は第三者が参加する調査会の設置の骨子案について提示し、意見を求めた。骨子案では設置期間は令和3年3月末日までの予定で、委員としては、第三者の立場である委員3名のほか、東京高専教員2名の入った調査会の設置が想定されていた。

同日13時、事務部長と学生課長が高専機構本部に出向き、15日以降の状況報告を行うとともに、学校側の代理人となる弁護士および、調査会に加わる第三者（弁護士、学識経験者等）を紹介してほしい旨の相談をした。

同日17時、第8回臨時調査会を実施し、高専機構本部での相談の結果、調査会に加わる第三者は東京高専側で探さなければいけないことを確認した。その他進捗について情報共有した上で、野村陽向の所属クラスの学生の反応などから、ケアの必要性を確認する必要もあるので後期授業開始最初の1週間の全日対面授業実施が決まった。

10月23日（金）10時、新保校長らが高専機構本部の顧問弁護士に相談するために法律事務所に訪問した。一連の経過を説明し、今後の支援を要請した。同日18時より高専機構本部学生総括参事より、野村陽向の父が文部科学省に訴えた旨、新保校長に連絡が入ったため、打ち合わせを行った。野村陽向の父の訴えの内容は「息子が提出したハラスメント申立書の開示を要求したが、東京高専はこれを拒否した」というものだった。ハラスメントの申立書や教員の謝罪文書が法人文書であるなら開示請求を東京高専で受け、機構本部に確認したのち、機構本部から回答することになる。開示請求に応じるべきか、弁護士に相談することとした。

10月26日（月）、9時40分より新保校長らで打ち合わせを行い、野村陽向の

父から文部科学省に訴えがあったとの情報共有、野村陽向の父が機構本部を訪問するとのことについて情報共有をした。学生主事や学生主事補らが所有しているハラスメントに関する資料について急ぎ取りまとめることとした。10時45分に校長らが高専機構本部に出向き、状況報告を行った。12時より、校長らが機構本部より伝えられた事項について校内の打ち合わせにて共有した。ハラスメント申立書2通と高専教員Aの謝罪文書の写しを高専機構本部に提出して、高専機構本部として野村陽向の父に渡すこととした。それらに対する説明文書を、現在行われている関係教職員への聞き取り内容をもとに大塚筆頭副校長が作成することとした。同日17時20分、大塚筆頭副校長が関係教職員への聞き取りがすでに終了している分について内容を確認し、説明文書を作成した。20時30分、説明文書の内容を確認し、翌日のできるだけ早い時間に、高専機構から渡された文書についての経緯をまとめた説明文書を作成した旨、野村陽向の父にメールを送信することとした。このメールについては、翌日9時に高専教員C（担任）より野村陽向の父に送られている。

10月27日（火）9時50分より新保校長らで打ち合わせをし、通夜式参列後の野村陽向の父と高専教員Aの面談の状況を確認した。11時より、事務部長、学生課長で八王子市教育委員会を訪問し、調査に参加してくれる学識経験者の紹介を依頼する目的だったが、教育委員会としてはまずは背景調査を行うべきということで、学校としての対応・方向性についてアドバイスを受けた。

10月28日（水）10時40分、大塚筆頭副校長らが打ち合わせを行い、八王子市教育委員会の訪問内容を共有し、これをもとに今後の聞き取り調査の指針を改めて作成することとした。

10月29日（木）10時、高専機構本部の学生総括参事なども初めて加わって、第9回臨時調査会が開かれた。高専機構本部より、野村陽向の父が東京高専の対応への不満と憤りを高専機構本部に対して述べていることが報告された。東京高専としては、八王子市教育委員会や弁護士のアドバイスを受けつつ対応していく旨、報告した。また、高専機構は、東京高専が文部科学省作成のガイド

ラインに沿った動きをすべきであるにもかかわらず、この初動に大幅な遅れが出ていることを確認している。

11月5日（木）10時、高専教員C（担任）より野村陽向の父に「謝罪文に係る質問」の回答を送信し、合わせて高専機構本部に報告した。同日16時、聞き取り調査についての中間報告を実施するとともに、まだ聞き取りができていない関係者について協議した。

11月6日（金）14時、第三者を含む調査会への参加依頼のため、事務部長と学生課長で東京学芸大学心理学講座の教授を訪問した。

11月9日（月）16時、第10回臨時調査会が行われた。聞き取り結果より過去の学生会費の運用状況をまとめ、学生会備品の管理状況を確認することとした。学生会費に関わる関係学生への聞き取りは、黒田学生主事が行うこととした。大塚筆頭副校長が作成した報告書案について、新保校長より時系列から項目別に直してはと提案があった。

11月10日（火）16時、事務部長、学生課長が高専機構本部に出向き、現在の状況報告をした。高専機構本部より、基本調査の具体的な進捗状況について示されたい、とアドバイスがあった。

11月17日（火）17時、第11回臨時調査会。報告書は11月末を目標にまとめ、学校が把握した事実のみで作成することとした。会計監査についての関係学生への聞き取りは黒田学生主事が行うこととした。

11月23日（月）、東京高専より、事件・事故等発生状況報告書【第二報】が高専機構に送られた。なお、高専機構は【第二報】を事案発生後1週間程度で提出すべきことをガイドライン（前）にて定めており、このタイミングでの【第二報】提出はそれに対して著しく遅れていた。高専機構としては、東京高専と直接対面している場で、調査の遅れについて度々指導していた。

イ 基本調査

基本調査初期の経緯は以下のとおりである。

2020年10月15日（木）に、高専教員F（学生主事経験者）と高専教員G（ハ

ラスメント防止委員会委員長経験者）の 2 名を校長が聞き取り役として任命した。

関係教職員 6 名の聞き取りは 10 月 15 日（木）～11 月 10 日（火）までに各者 1～2 回実施、関係学生 7 名の聞き取りは 10 月 21 日（水）～11 月 17 日（火）までに各者 1～2 回実施した。ただし、のちに、関係教職員のうち 1 名が本件とは無関係とわかったため、聞き取り調査は実際には実施されていなかったことが判明し、2021 年 6 月 17 日付で谷合校長より野村陽向の父にお詫び文が送られている。

2020 年 12 月 4 日に野村陽向の父に宛てて「基本調査中間報告」が提出された。

2020 年 12 月 18 日付で、基本調査中間報告にさらに聴取した内容を加えたものが提出された。これは 12 月 4 日提出の中間報告に、10 月 2 日（金）から 5 日（月）にかけての会計監査準備に関する経緯を付け加えたものである。この第二報の作成にあたっての追加の関係学生への聞き取りは 12 月 11 日（金）に行われた。

2020 年 12 月 28 日付で、野村陽向の父に宛てて「基本調査」報告書が提出された。「本校として反省すべき点および再発防止のための取り組みを 18 ページ以降に記述」している。この 18 ページ以降が追記部分にあたる。

基本調査報告書では反省すべき点を 3 点にまとめている。第 1 に、「学生会費の会計報告に関する課題および執行方法の変更に関すること」では、学生会費の会計報告書が未提出になっていたことについて積極的な指導助言を行わなかったこと、新会計使用法の導入にあたり、その問題点を丁寧に説明することが不足していたという。第 2 に、「学生会費の配分及び管理に関すること」では、新会計使用法の導入により野村陽向に一括で渡した現金が多すぎたこと、新会計使用法の導入にあたりポイント利用のルールが未整備だったことが反省点として挙げられた。第 3 に、「臨時の監査の進め方に関すること」として、平日の夜間や土曜日・日曜日の活動のあり方について、反省すべき点があった、とし

た。

基本調査報告書では、再発防止のための対策として3点を挙げた。第1に、「学生会のあり方を見直し、学生会長に業務や責任が集中しない体制」とすること、第2に、「学生会費の経理方法を見直し、学生が現金を扱わない方法に改め」ること、第3に、「学生会に新たに顧問（教員）を配置し、複数の教員による指導・助言の機会を強化」することである。

ウ 基本調査終了後、第三者委員会設置まで

2021年2月18日付で野村陽向の父より新保校長宛に質問事項が送られており、翌19日に学校から回答している。同じ内容について再度野村陽向の父より質問事項が送られたため、3月22日付で新保校長はこれに回答している。

1項目目は2020年5月にリモート開催された学生総会での質疑応答に関する高専教員E主事補の指導内容についてであり、「個々の回答について具体的指示は行っておりません」との回答だった。2項目目は、現学生会に責任のない過去の使途不明金に関する学校の管理責任についての認識を問うものであり、「学校が資金管理をする性格のものではありません」が「指導が十分でなかった」点について反省を述べた。3項目目は、過去の学生会の使途不明金に関し前学生会長と話をしなかった理由についてであり、「呼び出しに応じてくれない状態が続き、結果として確認ができないままとなりました」とした。4項目目は、会計監査の実施時間帯についてだけではなく学校が適切に監査の計画・管理・指導を行っていなかったことについての中間報告書（正しくは基本調査報告書）への明記を要請するものであり、これに対しては「基本調査」で述べているとおり、と回答した。

2 高専機構の対応

（1）本件発生以後、第三者調査委員会設置まで

2020年10月27日（火）、前日に高専機構より申立書が郵送されると聞いた野村陽向の父は、高専機構に受け取りに行くと電話連絡をし、訪問をした。野

村陽向の父は初めて高専機構を訪問したが、建物の入り口のオープンスペースに通され、そうした対応に不快感をもった。高専機構は普段保護者対応を行わないため、保護者を通すような部屋がなく、また、文書を手渡すだけの対応と思っていたので、オープンスペースに通した。高専機構の担当者は平尾課長、下田参事である。平尾課長らは同年 6 月に発生した高専教員 A のハラスメントについての文書開示の求め（前述の 12 の要望・確認項目の 9 番目）に応じ、高専機構より 3 つの文書（6 月 14 日付・15 日付のハラスメント申し入れ書、6 月 15 日付の高専教員 A 作成のハラスメント説明文書）を野村陽向の父に渡した。野村陽向の父は、二人に遺書を手渡し、黙読を求めた。東京高専には遺書は渡していないこと、これまでの東京高専とのやり取りを説明した。最近是新保校長ではなく別の教員から連絡が来るようになったことを指摘した。学生会長から学校長あてにハラスメントの申立書を書いた事例があるかとの問いかけに、下田参事より「そのような事例はない」との返事があり、そうだとするならば大事であったはずだ、と野村陽向の父は捉えた。高専教員 A からはパワー・ハラスメントと通夜の際に説明を受けたが、申立書ではアカデミック・ハラスメントと書かれていた。また、高専教員 A からの「文書を出せば謝ってやる」という趣旨の LINE の発言について、申立書には記載があったが、謝罪文では記載がなかった。残りの 11 の要望・確認事項について回答するよう東京高専に厳しく指導することを高専機構に要求した。その後、「真摯に対応する」と東京高専から回答を得たと平尾課長から野村陽向の父に連絡があった。

10 月 28 日（水）、連絡をしてきた平尾課長に、「遺族には寄り添わないが、文科省には寄り添うという東京高専の対応は高専一般の傾向なのか」と野村陽向の父が問うと、課長は「対応が良いところもあります」と返事した。平尾課長としては、報告に時間がかかっていることや、遺族への回答・対応の在り方に問題を感じており、その点についてそのように述べた。野村陽向の父は、平尾課長が東京高専の対応はひどい、と認識していると理解した。

11 月 5 日（木）、野村陽向の父は高専機構に対していくつかの要望を行った。

・10月16日に手渡した12項目に対する回答は東京高専の正式文書での提出をすること

・第2回の臨時保護者会を、全学生の保護者対象に開催すること

・野村陽向が亡くなる直前の監査についても調査を行うこと

・監査を指導した教員、監査委員の学生、被監査部門の学生会のメンバー個々と野村陽向の父が面談すること

同日、東京高専から12項目についての回答が野村陽向の父に届いたが、今後の調査の必要性を指摘する内容であったため、高専機構に「いつまで調査するつもりなのか」の確認を求め、東京高専案の第三者委員会については希望しない旨を伝えた。

11月13日（金）、野村陽向の父は高専機構に対して状況を報告するように要求したところ、同日東京高専から野村陽向の父に聞き取り調査が完了していない旨回答があった。その際、12月4日を目途に中間報告を行うことが野村陽向の父に伝えられた。

11月16日（月）、野村陽向の父と東京高専にて平尾課長、下田参事、そして三浦事務部長と面談した。野村陽向の父は臨時保護者会開催、高専機構による第三者委員会の設置、調査結果も含めこれまでの経緯を東京高専のHPに掲載することを要求した。こうした要望に対し、基本的に保護者会の開催や諸事項の東京高専HPへの掲載は東京高専自身が判断する事柄ではあるが、遺族が強く要望していることや、経緯を気にしている人もいたのではないかと感じることから、要望を実現してもよかったのではないかと平尾課長や下田参事は考えていた。一方で、第三者調査委員会の必要性は感じていたが、その設置はこれまでも各高専が行ってきたところであり、高専機構が設置した前例はなかったこと、高専機構が設置してしまうと東京高専側が調査期間中、本件について「他人事」のように思ってしまうのではないかと懸念、高専機構は調査委員会設置・運営が可能なマンパワーがないことなどから、基本的には東京高専が調査委員会を設置するのが良いのではないかと考えていた。

12月28日（月）、東京高専が同日付の基本調査報告書を遺族に説明した。この際高専機構は立ち合いをした。この基本調査報告書を受け、遺族から追加調査の要望があり、高専機構の坪田理事が高専機構を設置者とする調査委員会の設置を決断したことから、高専機構が第三者委員会設置に向けて検討を始めた（2021年1月～3月）。

2021年3月～7月、委員の依頼や委員候補と遺族との面談など、第三者調査委員会の設置準備を進めた。

（2）第三者調査委員会設置

2021年8月8日、東京高専の自死事案に係る第三者調査委員会は第1回の会合をもった。委員は、野村武司（弁護士、委員長）、原口暁美（弁護士）、藤平敦（教育学研究者）、松本俊彦（精神科医）の4名である。事務局は高専機構の中におかれることとなっており、遺族の意向を確認することとなった。同会合では、第三者調査委員会設置要項（案）も協議対象となっている。

高専機構で本件を担当している機構職員Aより野村陽向の父に高専機構HPに第三者調査委員会設置について掲載したい旨連絡をした。その際に掲載内容の草稿を送らなかったこと、野村陽向の父より要請されるまで東京高専のHPには掲載が検討されていなかったことについて、野村陽向の父より指摘を受けた。

2021年8月12日、高専機構HPに、本件に関わる第三者調査委員会設置について記載された。

「令和3年8月8日（日）国立高等専門学校機構本部事務局に
「東京工業高等専門学校の自死事案に係る第三者調査委員会」を設置し、
1回目の委員会が開催されました。
委員会は4名の外部委員で構成され、東京工業高等専門学校の学生が
令和2年10月5日に亡くなられたことに関する事実関係や背景を明らかにし、
学校として必要な改善に関する提言を行うことを目的としており、
令和4年3月末を目処に報告書がまとめられる予定です。」

また 2021 年 8 月 17 日、東京高専 HP に本件に関する第三者調査委員会設置について掲載された。「令和 2 年 10 月に本校学生が自死するという事案が発生しました。この度、本件にかかる調査・検証を行うため、国立高等専門学校機構本部に外部委員で構成される第三者調査委員会が設置されましたのでお知らせいたします。本校としては、第三者調査委員会の調査に対し、真摯に対応してまいります。」。

（３）第三者調査委員会設置後

第三者委員会が設置されたら、記者会見を開くと高専機構の下田参事から聞いていたが、第三者委員会の設置者が高専機構となったので、記者会見はできないと野村陽向の父に話した。下田参事によれば、記者会見を開く主体は東京高専であるので「東京高専が会見を開くという判断をすることは可能性としてある」というような意味でそのように述べたが、実際には東京高専は開催しない、という判断をしたということである。高専機構が主体となって会見を行うという前提に立つならば、まだ調査を行っておらず会見できるような内容がないので、その時点での会見実施は考えられない、としている。

野村陽向の父より、8 月 20 日に文部科学省宛に電話で質問・意見が寄せられた。要望内容としては、第 1 に、第三者委員会設置の高専機構・東京高専 HP 掲載をめぐって（既述）。第 2 に、記者会見の実施予定について。第 3 に、そもそも学校側が非を認めれば第三者委員会による調査は必要ない、ということ。第 4 に、2021 年 3 月の高専の自殺について国会答弁の際のバックデータなどについてであった。これに、文科省側が対応しないうちに、23 日に改めて 11 項目の質問が寄せられた。

この 23 日の質問事項についての回答が文部科学省よりなされている。第 1 に、遺族の意向を踏まえつつ人選を進めたものであること、またいずれの推薦であっても第三者として中立的に調査をするものであることで、委員会の中立性は担保されている。第 2 に、第三者調査委員会設置公表について草稿を提示しなか

ったことについてお詫びをし、修正すべき事柄については速やかに修正する。東京高専は高専機構の公表後に公表する方針だった。第 3 に、高専機構としては記者会見は東京高専が実施すべきと考えているが、東京高専は実施予定がないとのこと。第三者委員会による記者会見は今後の検討事項。第 4 に、保護者会の実施については、学校の基本調査について疑義や明らかになっていない点があることから第三者委員会の設置に至っており、この第三者調査結果が公表された段階で学校として対応を説明する機会を設けることを予定している。第 5 に、東京高専が当初提示した第三者委員会の案には高専の教員も人選されていたことについて、東京高専としては第三者も参加する調査会を想定しており、純粋な第三者委員会ではなかった。第 6 に、新保校長と元井学生課長の異動について、人事に関することなので答えられない。第 7 に、基本調査のための関係者聞き取りシートについての開示請求について、不開示事由に該当する部分以外については開示可能と判断した。第 8 に、ハラスメント申立書の開示をめぐり東京高専がなかなか応じなかったことについて、野村陽向が「学生主事で止めてほしい」と伝えていたため判断に時間を要した。第 9 に、高専機構の自殺率に関するバックデータについて、開示請求手続きがなされれば応じることができる。第 10 に国立高専の自死事案で第三者委員会が設置されたこれまでのケースについて、設置は 1 件のみで、期間は 2 年 8 か月、再設置委員会が立ち上がり 10 か月を経過したところ。第 11 に、第三者委員会に遺族の代理人弁護士を入れる要望について、文部科学省は権限をもたないが、第三者委員会は公平性・中立性の確保が重要であると考えている。

2021 年 8 月 30 日、野村陽向の父から情報提供を受けた市民オンブズマン群馬より、高専機構宛に、法人文書の開示請求があった。請求のあった法人文書は、2020 年度末で東京高専を退任した新保（元）校長の退任に関わる情報の一切を示すものである。

2021 年 10 月 1 日、高専機構より、市民オンブズマン群馬に対し、新保（元）校長の退任に関わる文書として、「校長の退任について（整理メモ）」と「人事

異動伺（決裁文書）」が開示された。異動内容は、「定年退職」とされている。

2021 年 10 月 18 日、市民オンブズマン群馬より高専機構に対し、「公開質問書 東京高専学生会長の自死について」が提出され、16 に及ぶ質問項目が挙げられた。市民オンブズマン群馬は回答の締め切りとして同年 12 月 1 日を提示した。この質問書に対し、高専機構は 11 月 17 日に回答を行っている。その質問内容と高専機構の回答をまとめると、以下のとおりである。

質問 1 第三者調査委員会の調査結果について

調査結果開示時期設定の根拠、草稿の事前の遺族への確認、委員会開催に関連する高専機構・東京高専との協議を示す文書の開示

〔回答〕自死に至った経緯や背景をできるだけ早く明らかにし、遺族に報告すること、また一部の学生が卒業することから、来年 3 月を目途に取りまとめを依頼している。草稿の事前の遺族への確認は第三者委員会に協議を依頼する。文書の開示は、規則に則り対応する。

質問 2 第三者調査委員会の設置期間について

設置期間 7 か月で報告書を提出した実績の有無、実績がある場合その文書の開示

〔回答〕実績はない。

質問 3 ホームページにおける本件の掲載について

第三者調査委員会の設置期間を削除し真摯に対応すること（機構 HP、東京高専 HP いずれも）、期限の削除に関わる訂正メッセージの HP での掲載

〔回答〕設置期間の削除は関係者の了承を得られれば修正するよう提案済（東京高専も同様）。一高専に関わる訂正メッセージをトップページに固定することは、HP の性質上難しい（高専機構 HP は全国 51 の高専情報を扱うもの）。

質問 4 第三者委員会設置に伴う記者会見実施について

野村陽向の父に対して第三者委員会設置時に記者会見を実施する旨説明があったところ、それが翻ったことについて、事実の有無、経緯、機構としての認識

〔回答〕高専機構としては HP 掲載情報以上の発表内容がないので、当初から記者会見を予定していない。

質問 5 保護者会の実施について

本件に関する第 1 回保護者会時に 2 回目の保護者会を実施するよう野村陽向の父より要望があり新保校長が「実施する」と明言したにもかかわらず第 2 回が実施されないことについて、事実の有無、理由、機構の認識

〔回答〕東京高専としては一部保護者から調査結果が出たら報告してほしい旨の要望があった。第三者調査が開始している今全保護者に対する基本調査の説明などを行うのは適切ではない。これらについて高専機構は承知していない。

質問 6 東京高専による当初の第三者委員会設置の経緯について

遺族の第三者委員会設置の要望に対して、高専の教員も含まれた委員会案を東京高専が提示したことについて妥当性、いじめ防止ガイドラインとの適合性、東京高専の意図、機構の把握のタイミングと同意

〔回答〕2020 年 10 月の調査委員会についての東京高専案は内部調査のための委員会であると認識しており、いわゆる第三者調査委員会ではない。東京高専の対応は文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に沿った対応。東京高専による調査の実施を高専機構は承知していた。

質問 7 ハラスメント申立書の開示について

野村陽向の父が三浦事務部長より「東京高専として出さないと決めていた」旨の発言について妥当性、いじめ防止ガイドラインとの整合性、経緯、その後の開示に至る経緯に対する認識

〔回答〕文部科学省から問い合わせがあった際に、学生本人が作成した文書なのでその法定代理人に文書を渡すことは差し支えないのではないかと伝えたため、ハラスメント申立書を渡すことになった。それ以外については高専機構としては把握していない。

質問 8 基本調査報告書提出時の校長見解について

新保校長が「学校側に非がなかったとは言えない」と述べたことに関する機構の認識、その他遺族と東京高専・高専機構との間の面談の議事録やメモの開示

〔回答〕第三者調査委員会による調査と評価が必要と考えているので現時点での回答は差し控える。文書開示は、規則に則り対応する。

質問 9 学生会の監査に関する基本調査報告書の記載について

監査の問題について「時間が遅かった」と東京高専が矮小化していることについての機構の認識、監査について東京高専が把握も指導もしていなかったことの認識の妥当性、以上のことが自死の一因にあたることについて基本調査報告書に明記することの要請

〔回答〕第三者調査委員会による調査と評価が必要と考えているので現時点での回答は差し控える。東京高専の反省すべき点については、基本調査報告書に記載している。

質問 10 教職員の人事異動について

新保元校長の異動の理由、決定時期、元井学生課長の異動の理由、2名の異動について遺族に連絡がなかったことの妥当性

〔回答〕人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあることから回答を差し控える。校長及び学生課長の異動は、必ずしも事前に伝える必要はないとの認識。

質問 11 東京高専の学生会監査委員会の指導について

2015年度以降監査委員会を指導した顧問の人数、それぞれの担当年度・役職の開示の可否

〔回答〕学生主事と学生主事補が指導してきた、各年度1名ずつで延べ12名。

質問 12 国立高専における自殺に関わるデータについて

国立高専全体と東京高専のそれぞれの自殺率、自殺未遂率、留年率、退学率(2013年以降、高校・大学と比較したデータ)、国立高専での自死の人数

〔回答〕法人文書に関しては、規則に則り開示請求に対応する。高校及び大学のデータについては、厚生労働省及び警察庁のデータを高専機構では参照している。

質問 13 東京高専での 3 件の自死事案について

東京高専と高専機構における自殺防止対策・ハラスメント防止対策

〔回答〕東京高専では、カウンセラー増員、相談日増加、ソーシャルワーカーの採用、精神科医との業務連携などで学生相談体制を強化し、2020 年度には学生相談室をウェルネスセンターに改組した。高専機構では 2018 年度に学生支援体制を強化し、2020 年度にいじめ防止等対策のポリシー改訂といじめ防止等ガイドラインの制定を行った。教職員にはハラスメント研修を毎年実施し、研修成果の定着状況を確認する取り組みを行っている。自殺予防については学校に対する啓発文書の送付などを実施。

質問 14 学生会室の現場保存の状況について

学生会室の現場保存の状況

〔回答〕現時点では当時のまま保存しているが、別に臨時の学生会室を設けたので備品等今後移動させる可能性がある。金庫については業者に依頼して解錠した。

質問 15 高専機構の組織的問題について

遺族に対する居留守、虚偽の電話対応、思い込みによる誤った対応など遺族の意向を踏まえていない行為、本件の情報の共有のありかた、第三者委員会を適切な機関に移して設置することの提案、速やかな対応

〔回答〕情報の共有が適切になされるように対応する。第三者調査委員会、第三者性を一層担保するために事務局業務を弁護士に依頼し、高専機構が関与しない形で行うよう遺族に提案をしている。文部科学省からは東京高専を設置している高専機構が第三者調査委員会を設置することは当然であると回答を得ている。

質問 16 本件についての法人文書開示の可否

高専機構が東京高専から受けた報告・連絡・相談、高専機構が文部科学省に行った報告・連絡・相談、高専機構が東京高専に行った報告・連絡・相談の法人文書開示の可否

〔回答〕 開示請求については、規則に則り対応する。

なお、質問 10 に関わって、新保校長の退職に際し、高専機構の下田参事は新保校長に対し、「遺族に退職の挨拶をすべき」と指導を行ったが、新保校長は行わなかった。また新校長の赴任の際にも同様に遺族への挨拶をした方が良いと指導したが、第三者調査委員会の調査中なのでしない、とのことだった。

2021 年 10 月 10 日、第 3 回第三者調査委員会を開催し、委員会の事務局として、東京三弁護士会多摩支部に 2 名ほどの補助員を依頼することとなった。

2022 年 1 月 23 日、第 5 回第三者調査委員会を開催し、山口俊樹（弁護士）、小久保真夕（弁護士）が委員会事務局を務めることになった。また、今後遺族代理人とのやり取りは事務局が行うこととなった。

2022 年 4 月、高専機構 HP に、第三者調査委員会の報告書提出予定日の延長が記載された。「令和 3 年 8 月 8 日に設置した「東京工業高等専門学校 of 自死事案に係る第三者調査委員会」（以下、「第三者調査委員会」という。）について、当初、令和 4 年 3 月末を目途に報告書がまとめられる予定と発表しましたが、現在も外部の有識者で構成された第三者調査委員会による調査が継続しており、報告書の公表時期は未定です。」

（４）第三者委員会設置要項制定

2022 年 2 月 8 日、高専機構理事長裁定で「東京工業高等専門学校の自死事案に係る第三者調査委員会設置要項」が制定された。同委員会は本件に関する「事実確認、背景を明らかにするための調査を行い、その要因の分析・検証を行うとともに、必要な改善に関する提言を行うことを目的」としており、高専機構の本部事務局に設置する（1 条）。同委員会は、「一 自死に至る事実経過の検証 二 自死の背景・要因の解明 三 学校の事案前・事案後の対応の検証 四 学校運

営及び学生指導における必要な改善方策に関する提言 五 その他前各号に関連して必要と認める事項」の中から「調査・審議する内容は、第三者委員会において決定する」が、「本自死事案学生法定代理人親権者(以下「遺族」という。)の意見を考慮するものとする」とされている(2条)。

委員には、「学識経験者、医療関係者、弁護士等の学校事故対応の専門的知識及び経験を有する者であって、本自死事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者」の中から理事長が委嘱するものとされているが、その選任の際にも「遺族の意見を聴取して決定する」ものとされている(3条)。また、調査の経過や報告書の作成経過は遺族に対し適宜説明する(10条)。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、「学校及び機構は、調査報告書の内容をホームページ等の手段により公開するものとする。ただし、公表にあたっては、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人の権利利益を害する恐れのあるものについては除くものとする」とされる(11条)。

この要項は、「令和4年2月8日から施行し、令和3年8月8日から適用する」(附則)。

なお、2022年5月16日、6月25日、9月26日に、この設置要項の立案過程において、遺族らに対する意見聴取や説明が一切なされなかったことについて、遺族より抗議と説明を求める文書が第三者調査委員会に提出されている。ただし、高専機構の平尾課長は設置要項立案途中において設置要項案を遺族に提示したところ、諸々意見をもらっていたことから、設置要項の策定に時間を要したとしている。下田参事も、遺族に案を見せていないということはないのではないかと話している。本件については、高専機構より回答する旨、6月26日の第三者調査委員会にて、野村陽向の母のヒアリングに付き添って来訪した野村陽向の父に対して野村委員長より回答した。第三者調査委員会は、野村陽向の父に対し、11月23日、「ご連絡では、当委員会に対して抗議をいただいているところですが、設置要項の制定主体が高専機構であることをご理解いただき、「聴取や説明が行われなかったこと」については、高専機構にお問い合わせく

ださい。」と文書にて返答した。

（５）第三者調査委員会委員交代

2022 年 4 月 28 日、藤平委員より野村委員長に東京高専関係者との過去の関係性について申し出があった。翌 29 日、第 14 回の第三者調査委員会において、藤平委員より、新保前校長と谷合現校長との関係性、委員選出の経緯について説明を受け、藤平委員は以降の委員会には出席しない措置を取ることを決定した。藤平委員の退席後、委員会の存続の可否につき、野村委員長から遺族に意向確認を行うことになった。学会推薦の手続きを取ると時間がかかってしまうので、委員長からの推薦でよいかという伺いを遺族にし、了承を得て後任を探すことになった。

2022 年 5 月 16 日、遺族代理人・[REDACTED]より調査委員会事務局宛に通知が届く。第 1 に、第三者調査委員会との面会希望、第 2 に、聴取済み学生の氏名の提示依頼、第 3 に追加の聞き取り対象者の希望、第 4 に、第三者調査委員会の設置要項の遺族への提示等である。

2022 年 5 月 20 日、野村委員長より福嶋尚子に第三者委員について打診。同 27 日に Zoom にて遺族と野村委員長、福嶋とで面談。第三者委員着任について了承を得る。

2022 年 5 月 23 日、藤平委員の辞任届、提出。

2022 年 6 月 5 日、第 16 回の第三者調査委員会において、福嶋尚子（教育学研究者）が委員に着任。

委員交代の件について公表することを、遺族は繰り返し高専機構に要望してきた。調査委員会としては、藤平委員本人の申し出により事実が発覚し、委員交代を委員会として申し出ていることから、委員会の公正性・中立性を示すためにも、遺族と同様に委員交代の経緯を公表することを高専機構に強く要望している。しかし、この点について未だに公表はなされていない。

（６）学生会室の使用

本事案発生後、野村陽向らが学生会活動において日常的に使用していた学生

会室が使用禁止とされ、その後暫定的な学生会室が教職員の目の届く空きスペースを利用して設置されている旨、第三者調査委員会は 2022 年 3 月の学生ヒアリングでの来校の際に説明を受けている。その際、第三者調査委員会としては、「現状保存の必要があるかどうかを尋ねられ、その必要がない旨、東京高専側には口頭で伝え」た。しかしながら、第三者調査実施のために学生会室が使用できない旨、東京高専より学生に対して説明がなされていると、野村陽向の父は学生より聞かされている。第三者調査委員会は学生会室の使用を妨げてはいないことを確認し、学生に対して虚偽の説明がなされていることについて指摘をする文書を、2022 年 11 月 23 日に東京高専に向けて提出した。

第 7 東京高専及び高専機構についての検証

1 沿革、教育内容等

(1) 東京高専

国立東京工業高等専門学校（東京高専）は、独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づいて設立された独立行政法人国立高等専門学校機構（高専機構）が設置する 51 の高等専門学校（高専）の 1 つであり、学校（学校教育法 1 条のいわゆる「1 条校」）の高等専門学校に当たる。高等専門学校は、学校教育法 115 条で、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的」とし、「その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」とされている。大学・短大という他の高等教育機関とは異なり、高等専門学校は中学校卒業で入学でき、修学年限は 5 年間であり、5 年間の一貫教育により、一般科目と専門科目を効率的に学び、大学より 2 年早く卒業できることを特徴とし、実験・実習を重視した、理論と実践を兼ね備えた技術者を養成しているとされる。

高専は、大学・短大とは異なるしくみであり、こうしたしくみができた背景としては、二つの要請があったとされる。第 1 に、大学制度の変容である。戦後教育改革において戦前あった旧制の学校種が大学へと移行したものの、大学

側と社会の側の両面から大学とは異なる学校制度が求められた。すなわち大学側は、真に大学の地位にふさわしい物的施設や有資格の教授陣がそろっていないこと、社会の側からは、女子の高等教育機関として大学とは別の学校制度が求められたことと短期間の専門職業人養成機関に対する需要があったこと、家庭の経済的負担の軽減の必要性があった。こうしてできたのが、1950年（昭和25年）の2年制短期大学制度であり、戦後教育改革の中で目指された六・三・三・四制は開始早々に高等教育段階において変更を迫られていたのである（犬丸直『高等専門学校制度と関係法令の解説』第一法規、1962年）。

第2に、昭和30年代における第二次産業の著しい伸長、安い労働力から高く優秀な労働力への雇用構造の転換に伴い、深刻な技術者不足と理工系学校卒業生の奪い合いが生じ、高等教育卒業程度の技術者の量的確保と質的向上が国家としての至上命題となった。特に、戦前の中堅技術者養成を担っていた工業専門学校が戦後すべて大学に昇格したため、中堅技術者養成機関がいわば空白状態となっていた。その意味もあって成立した短期大学があり、その中には少ないながら工業関係もあったが、2年間の教育課程の中では、専門教育のみならず一般教育も施す必要があり、専門職業教育機関としては無理があったとされる（前掲、犬丸本）。

その後、大学の一種であり続けたいとした短期大学とは別に、大学とは別の新たな高等教育機関として、高等専門学校構想が形になったのである。その際、修業年限は5年制、前期や後期という区別を設けないこと、教育課程・教員組織等については「高等学校に準ずる」ものという考え方に立たないこと、学校の目的は「研究」ではなく「深く専門の学芸を教授し」として大学との違いを明らかにすることなど、現在の高専制度の根幹部分が具体化されていった（前掲、犬丸本）。

そして、1962年（昭和37年）、高等専門学校は学校教育法上のいわゆる「一条龙校」として法制化された（文部省『産業教育百年史』ぎょうせい、1986年）。現在の学校教育法では「第10章 高等専門学校」が設けられ、その冒頭に、「高

等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする」(115 条)と規定されている。高等学校の入学資格を有する者(同 118 条)、すなわち中学校卒業程度の若者が入学し、修業年限 5 年であるから(同 117 条)、高校 1 年生から大学 2 年生までの年齢の青少年が通う、高等教育機関である。

制度創設時の 1962 年には国公立合わせて 19 校(国立 12 校、公立 2 校、私立 2 校)が発足し、その後も国立を中心に発足が相次いだ。現在は全国に国立高等専門学校は 51 校あり、東京高専はその一つである。

東京高専は 1965 年(昭和 40 年)に発足し、本件が起こった 2020 年度(令和 2 年度)には発足より 55 年を超える歴史をもつ。一学科 40 名の定員であり、5 学科(機械工学科、電気工学科、電子工学科、情報工学科、物質工学科)を有することから、一学年は 200 名定員、5 学年までの本科学学生だけで 1,000 名が在籍している。2020 年度の本科卒業生(令和 3 年 3 月卒業)188 名のうち、就職をしたのは 102 名、専攻科や他大学の 3 年次編入など進学をしたのは 81 名に及ぶ。技術者養成が高専制度の目的だが、現在では卒業生の進路も多様化し、技術者としての就職だけではなく、進学を目指して入学・在学する学生も増えてきている。なお、こうした進学志向の高まりは東京高専だけではなく、全高等専門学校の本科卒業生のおよそ 4 割が進学しているため、進学する者に対する高専教育の在り方が政策上の論点ともなっている(高等専門学校の充実に関する調査研究協力者会議「高等専門学校の充実について」2016 年 3 月)。

ア 高専教育

高専は、高校と大学 1~2 年生の学校段階が融合した 5 年制の教育機関であるが、その制度発足の経緯から、後期中等教育機関である高等学校が「高度な普通教育及び専門教育」(学校教育法 50 条)を施すことを目的にしていたのに対し、高専は「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」(115 条)、すなわち専門教育の方により重きを置いていることに教育課程上の特徴がある。ただし、高等専門学校設置基準上は「授業科目は、その内容により、各

学科に共通する一般科目及び学科ごとの専門科目」(16 条) とに分けられており、高校において施されている「高度な普通教育」は、高専では「各学科に共通する一般科目」として実施していることになっている。しかし、高校における「高度な普通教育」と高専における「各学科に共通する一般科目」は異なる点も多い。

第 1 に、高校の場合は学習指導要領に準拠して「高度な普通教育」が施されるが、高専の「一般科目」は学習指導要領の適用を受けない。また、高校と異なり、検定教科書を使用する義務もない(学校教育法 34 条は適用されない)。

「高等専門学校は、当該高等専門学校及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」(高等専門学校設置基準 17 条)とされ、各高専に教育課程編成について大幅な裁量がある。

そもそも高等専門学校設置基準制定時には、専門科目と一般科目について授業総時数が設定され、科目ごとの標準時数も別表で示されるなど、教育課程編成に強い縛りがあった。一般科目における国語等の文系科目、保健・体育や芸術などの実技系科目は「高等学校におけるほとんど最低の時間しか割り当てられていないから、これらの授業時数を削ることは、よほど特別の理由でもない限り不適當である」とされていた(犬丸直『高等専門学校設置基準と関係法令の解説』第一法規、1962 年)。こうした配當時数に関する強い縛りが設置基準の改正とともに緩和され、さらに内容に関わっても学習指導要領の拘束を受けない、という特殊な教育課程編成が現在では可能となっている。このことは、高専ならではの自由度の高い教育課程編成が可能となる点で長所ともとらえられるが、他方で、本件と関わりのある「学生会」活動に本来なら「高等学校学習指導要領」の「第 5 章 特別活動」が適用されるべきところ、これが適用されないという事態を生み出している。

他方で、第 2 に、工業系の高専の場合、一般社団法人・日本技術者教育認定機構(JABEE)のプログラム認定を目指している、あるいは実際に認定されてい

るところもあり、この JABEE 認定は教育課程の編成・実施・評価等に大きな影響をもたらす。認定基準は「基準 1：学習・教育到達目標の設定と公開」「基準 2：教育手段」「基準 3：学習・教育到達目標の達成」「基準 4：教育改善」であり、何重もの審査を経て認定に至り、認定後も基準をクリアできなければ認定が終了することとなる。JABEE 認定プログラムを終了した学生については国家資格である「技術士」の資格試験の第一次試験が免除される（一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）ウェブサイト）。JABEE 認定を目指すことは教職員にとって重い事務負担を負い、また教育課程編成や授業方法において認定に足る水準を目指していくという点で非常に重要な意味をもつとともに、例えば学生にとっても「成績評価の合格点の切り上げ、つまり合格点が 50 点から 60 点になること」（緒方優「高専における学生生活の支援のあり方についての一考察」2006 年）などより高度なことを求められることについての負担や、到達目標に達するための努力や心労が学業上の悩みとして現れることもある。一般的な高校のいわゆる「赤点」に比べると相当高いハードルになるからである。東京高専は 2006 年に専攻科の「創成型工学教育プログラム」が JABEE 認定を受けているが、2019 年度をもって認定有効期間が終了している（東京工業高等専門学校ウェブサイト「JABEE 修了認定の取り止めについて（お知らせ）」）。

このように、高専における教育課程編成は法令や学習指導要領上の拘束をほとんど受けない代わりに、大学と同等の JABEE を始めとする様々なプログラム認定などに強い影響を受けており、その中で、高専の高度な職業教育に対して、特別活動や学生指導の面については力を入れにくい状況が、一般的にあると考えられる。

イ 教職員組織

高校において教諭として勤めるには高等学校教育職員免許状（教員免許）を有していなければならない（教育職員免許状 2 条、3 条）が、高専で教授、准教授、講師などとして勤めるには、教員免許は不要である（高等専門学校設置基準 11 条、12 条、13 条）。高専で教授を務めるのに必要な資格は、博士の学位を

有する者、専門職学位を有しその分野に関する業務の実績を有する者、大学または高専で勤めたことがある者などである（同 11 条）。特に、高等専門学校設置基準の制定された際には、学位をもたずとも所定の教員歴を有し教授上の能力があることを選考権者、あるいは文部大臣が認定することで「広く有能な人材を求める」制度設計となっていた。ただし、教員免許の失効・はく奪は欠格条項にあたり、教授等としては採用されない（犬丸直『高等専門学校設置基準と関係法令の解説』第一法規、1962 年）。そのため、教員免許を取得する過程において、教科の専門性だけではなく教職の専門性に関わる知識・認識を学び高める経験を経ることなく、高校生と同世代にあたる高専の低学年に対して教員として相対することになる。

「東京工業高等専門学校 学校概要 データ冊子」に掲載されている「組織図」（2021 年度版）によれば、東京高専は校長のもとに筆頭副校長 1 名、副校長 7 名（総務・企画担当、情報担当、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、事務部長）がいる。それぞれの副校長が補佐あるいは主事補、主任を指名して、それぞれの分掌の委員会を構成している。本件に最も関わる分掌としては、学生主事が主宰する「学生委員会」がある。高校などで一般的な生活指導委員会・生徒指導部会などにあたる委員会である。これは 2 か月に 1 回程度の頻度で開催され、学生会、文化祭、体育局を担当する 3 人の主事補がいる。主事及び主事補 4 人で集まることはほぼなく、個人で相談する程度であった。その他に、コロナ禍の対応は校長、副校長らで構成する「リスク管理室」が行っていた。このリスク管理室での検討を踏まえ、コロナ禍では最終的には校長判断で決めるという体制がとられていた。

また、各分掌（委員会）や学科、職員の間での意思決定や連絡調整が行われていたのは「校務執行会議」である。東京高専に職員会議は基本なく、それぞれの委員会ごとの協議・提案がなされ、学校の執行部（副校長・校長）で決裁という手順で意思決定がなされる。この校務執行会議が職員会議に代わる意思決定機関であったといえる。月に 1 度の定例の会議が行われていたほか、臨時の

メール審議が度々行われていた。最終的に 2020 年度のくぬぎだ祭の中止を決定したのも同会議である。

さらに、一般的に、高専には職員室がなく、教員は個別に研究室をもっており、そこに在室している。高等学校設置基準上は、「教員室」「研究室」両方が規定されており、そもそも一般科目担当の教員は教員室、専門科目担当の教員は研究室に在室することが想定されていたものの（前掲、犬丸本）、現実としては、どちらの科目担当であっても個別に研究室をもつ、という方式が高専では一般的であったようである。学生が、教員に相談したい場合、個別の研究室を訪問することになる。そのため、教員同士の情報共有や打ち合わせが物理的に行われにくい。打合せや相談、情報共有などは、会議室を使って行われることもあるが、突発的には立ち話等でなされることが多い。本件においても、学生と教員との面会の場は、研究室、寮のロビー、体育館等が多かった。会計監査に至る学生主事、学生主事補らによる相談も、学生課に集まり立ち話により行われた。

ウ 学生生活

教育内容や教職員の側面だけではなく、学生の視点から見ても、高専と高校、あるいは高専と先日まで学生らが通っていた中学校での学生生活は異なる点が多い。

東京高専では登校時間は 8 時 30 分と定められており、登校前の活動は認められていない。朝 8 時 40 分より 1 年生のみホームルームが 10 分間行われ、8 時 50 分より 1 限・2 限と 2 コマ続きで 90 分の授業が行われる。1・2 限と 3・4 限の間、5・6 限と 7・8 限の間の休憩は 10 分間であり、昼休憩は 12 時 00 分～12 時 50 分の 50 分間である。1 年生の場合は週 3 回は 5・6 限で授業が終わるため 14 時 20 分に放課、週 2 回は 7 限で授業が終わるため 15 時 15 分に放課である。放課後に部活動・学生会活動などを行っていなければ学校での拘束時間は 8 時 40 分～14 時 20 分と、6 時間弱である。

一般的な公立中学校や高校は 8 時～8 時 30 分に登校し、授業時間は 45～60

分、清掃や学活に多く時間を割き、授業時間が高専に比べて細切れなので都度休憩をとっていると考えると、15 時 30 分～16 時 30 分位で放課となる。特に中学校の部活動の加入率が高いことを踏まえると、朝部活や放課後の部活により、多くの生徒の学校での拘束時間はさらに 2 時間～3 時間程度延びる。10 時間以上の在校時間となっている生徒もいる。

このように考えていくと、高専においては、中学校や高校と比べて授業時間は長い、学校での拘束時間は短い。また中学校と比較して放課後の時間を自由に使える代わりに、友人関係を築くことが容易ではない、という指摘がある。東京高専ではないが、長野高専において 1 年生に対して「友人ができたきっかけ」を問うたアンケート結果がある。回答者数が少ないので細かな数値は参考にならないが、「席が近い」「部活」「寮生活」を上げた回答がそれぞれ 2 割近くであり、「共通の趣味」「自ら話しかけた」が 1 割程度であった（小川裕樹「長野工業高等専門学校 1 年生の学校生活に関する一考察」『長野工業高等専門学校紀要』51 号、2017 年）。つまり、寮や部活に入っていない場合、たまたま教室で「席が近い」学生などに「自ら話しかけ」ていかないと、なかなか友人関係が築きにくいということがいえる。東京高専の場合も、寮に所属している学生同士は平日の昼食も寮生は寮でとること、休日、夜間も共に過ごすことから、寮生同士のかかわりは深まりやすい。しかし、自宅通学の学生同士ではそうした時間の共有が難しく、また、寮生と自宅通学の学生が親しくなることも寮生同士に比べてはるかに機会が少ない、ということになる。自宅通学の場合、部活動や学生会活動などに積極的にならないと、友人関係を築くことが容易ではない。

また、東京高専の場合は、2 年生以降は学科ごとにクラスが編成されることから、基本的にクラス替えが 4 年間ない、という点も特殊である。これは学級編成について「高等専門学校においては同一の学科につき同一の学年の学生をもって一又は数個の学級を編成するものとする。ただし、教育上有益と認めるときには、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。」 2 一

学級の学生の数は、40 人を標準とする」（高等専門学校設置基準 5 条）とされていることに由来する。設置基準制定時には 5 条 1 項の但し書きがなく、1 年生から学科ごとの学級編成とされていたが（犬丸直『高等専門学校設置基準と関係法令の解説』第一法規、1962 年）、15 歳という発達段階や教育課程の展開を考慮し学級編成の方針が緩和された格好である。その結果、現在の東京高専では 1 年生では複数学科混合の学級編成だが、2 年生以降は学科ごとに学級編成される。文部科学省における学校の適正規模をめぐる政策においては、クラス替え（学級替え）を行えることが適正規模とされる要件として挙げられている（文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」2015 年 1 月 27 日）。その理由として、「教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる」「生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける」「教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる」などが挙げられている。この手引きは公立小中学校を対象としたものであるが、例えば千葉県でも県立高校を対象として「多くの友人・教師との触れあいやお互いの切磋琢磨の機会を確保し、教育課程の柔軟な編成や活力ある教育活動が展開できるよう、学校の規模・配置の適正化を進める」上で、一校当たりの適正規模は「1 学級 40 人換算で、原則都市部で 1 学年 6～8 学級、郡部で 1 学年 4～8 学級」という方針で学校設置・統廃合計画が進められてきた（千葉県教育委員会「県立高等学校再編計画」2002 年）。クラス替えがなく同じメンバーで過ごすことについては、連帯感が強まる、学級の中で切磋琢磨できるなどのメリットも想定されうるが、どちらかと言えば閉鎖性が高まることなどから、政策上は忌避されてきたものと言え、高専の学級編成方針はそれとは異なる方針を取ってきたことになる。

さらに、中学校を卒業してすぐの青少年が入学すると、授業の面でも戸惑いを感じるという指摘がされている。授業時間が中学校時代のほぼ倍にあたる 90 分間であることや、授業の進度が早い傾向にあること、また学習指導要領に拘束されていないために授業内容が高度であつたり著しく専門的であつたりする

ことがその戸惑いの要因である。都城高専での少し古いデータではあるが、1年生の悩み事で最も多いのが「勉強の事」(47%)であって、学年が上がるごとに高専の授業形式に慣れてこの比率が下がっていくことが分かっている(緒方優「高専における学生生活の支援の在り方についての一考察」『都城工業高等専門学校研究報告』41号、2006年)。

こうした高専という学校種ならではの低学年における戸惑いや悩みは、「高専ギャップ」であるとも指摘されている(前掲、小川論文)。さらに、高専に入学すると、少年たちは途端に「学生」と呼ばれ、早い段階で大人と同等の扱いを受け、さらにこの戸惑いや悩みが促進される。これに対し、「従来のように入学当初から学生を『自律的行動のできる学生』として処遇するのではなく、ゆっくり時間をかけて大人になるように『支え育てていく』という教育が必要である」という指摘がある(前掲、緒方論文)。東京高専内でも同様の認識が広がりつつあり、例えば高専教員Dは「学生に好きにやらせたいが、ここ数年学生の意識が低年齢化している。やりたくはないがある程度学校側が管理しなくてはならないかと思っている」と述べている。

エ 学生会

東京高専の学生会は、「学生全員をもって構成」されるものである(「東京工業高等専門学校学生準則」18条)。「学生会は、学校の指導のもとに、学生会の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し本校の教育目的の達成に資することを目的とする」(同19条)とされ、学生会の自発性が規定されるとともに、学校の指導も明記されている。その学生会の指導は、「校長の命を受けて学生主事が総括する」(同19条の2第4項)。さらに、「学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について校長の承認を受け、又事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする」(同19条の2第3項)とされ、会費の執行については校長が関与すべきことが明記されている。

「東京工業高等専門学校学生会規約」では「本会は、学生の自発的活動を通じて集団生活への認識を深め、かつ相互の親睦を図り学生生活を向上させ、本

校教育目標の達成に資するとともに民主国家にふさわしい健全な精神を有する人間を育成することを目的とする」(第2条)としている。

(ア) 学生会長・執行委員会の役割

「学生会長は、本会を代表し、その会務を統括し、本会の決定事項を執行する」(同17条)とされている。学生会「総会」が「最高議決機関」(同22条)であって、学生会長はその執行機関にあたる。

会長と副会長が委員長、副委員長を務める「執行委員会」(同33条)、は「本会の活動を公正かつ円滑に執行する機関である」(同32条)。執行委員会に関する事柄は「東京工業高等専門学校学生会執行委員会細則」に定めることとされている(同37条)。

(イ) 文化祭実行委員会の役割

文化祭実行委員会(略して文実)は「くぬぎだ祭の円滑な管理、運営を行うことを目的として設置された機関」(51条)であって、「(1)文化祭の運営に関すること (2)分担された仕事を担当する各部門を運営すること (3)備品の管理に関すること (4)その他実行委員会が必要と認めること」を「執行する」(同54条)ことを役割とする。このことから、くぬぎだ祭開催の是非・可否を判断する立場にないことは明らかである。

(ウ) 学生会会計

学生会の入会金3,000円、会費年額6,000円については学生会規約中に定めがある(同65条2項、3項)ものの、その徴収方法については「東京工業高等専門学校学生会会計に関する細則」において定められている(同65条4項)。学生会予算は「執行委員会が作成し、審議委員会の議を経て、総会の承認を得る」(同66条)ものであり、決算は「執行委員会が総会に提出し、その承認を得る」(同66条2項)ものとされている。

東京高専学生準則では「学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について校長の承認を受け、又事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする」(同19条の2第3項)とされていることから、総会で承認を得た予算書・

決算書に各々校長の承認を受け、または予算書・決算書を校長に提出をすることとされていることになる。

「東京工業高等専門学校学生会会計に関する細則」は、会費等の徴収方法のみならず、その執行方法を「(支払)」として定めている。そこでの規定は会費の使用を請求する者が「請求用紙」に記入し「〔執行委員会の〕会計係に提出」(同 6 条、〔〕内引用者補)し、会計係が指定した支払日に請求者に対して支払いが行われる(7 条)。会費を使用した者は「領収書」を直ちに会計係に提出する(8 条)。会計係は「出納簿及び団体別納入表を作成」する(9 条)、という手順であり、いわば費用先払い、領収書を後提出という方法であった。これに則り、2019 年度までの会費支払いについては行われてきたのだといえる。

さらに注目すべきは、「その他、会費の取扱については、会長がその都度決定する。ただし、審議委員会の承認を得るものとする」(同 10 条)とされていたことである。新会計使用法の導入は、こちらの会長権限によって行うことも可能であったかもしれないが、本件では会長権限ではなく会計係権限によって行われた。

(エ) 懲戒

東京高専における懲戒については、「東京工業高等専門学校学生の懲戒及び指導に関する細則」に定められている。その細則そのものは、学校教育法 11 条及び学校教育法施行規則 26 条の法的枠組みに基づくものとなっている。「訓告」や「その他の懲戒(教育的指導)」という相対的に軽い懲戒の手続きは、「学生委員会で措置を決定し、速やかに校長に報告する」(10 条)とされている。「その他の懲戒(教育的指導)」は教職員個人として実行するものでありつつも、「学生委員会で措置を決定」するとあり、通常の懲戒よりも慎重な手続きが規定されている。また、学生側には「弁明の機会」(8 条)や「不服申し立て」(13 条)の機会が準備されている。

本件の監査でそもそも問題とされた学生会費執行でついたポイントの使用については、同細則の別紙「懲戒の基準(第 6 項第 1 項関係)」において挙げられ

ている「問題行動」の中には当てはまらない。強いて当てはめるならば「本校の秩序を乱す行為」であって、訓告以上であれば校長が処分名義を負い、教育的指導であれば学生主事が負う。懲戒の種類は「悪質性、重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する」とされている。

そもそも懲戒処分及びその他の懲戒は、学生に対して不利益を課すものであり、「教育的配慮に基づき必要な限度にとどめられなければならない」（東京工業高等専門学校学生の懲戒及び指導に関する細則 2 条 2 項）とされ、その権限行使には「適正かつ公正な運用を図る」（1 条）こととされている。

本件においても、10 月 3 日、高専教員 A が学生 F の質問に対して懲戒処分及びその他の懲戒について説明しているが、こうした抑制的かつ慎重な運用や、学生側の手続き上の権利についての説明が十分になされたのかについては不明である。少なくとも、高専教員 A 本人からは「学生会長である野村陽向が矢面に立たないように配慮して学校が問題の解決をすることは可能である」旨の説明をしたとの証言があるが、こうした抑制的かつ慎重な運用や、学生側の手続き上の権利について説明したとの証言は得られていない。

（２）高専機構

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、高専機構）は、国立高等専門学校（高専）各校の設置・運営を行うため、独立行政法人通則法及び独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づき、2004 年に設立された。現在、全国 51 校、55 キャンパスの各国立高専の運営を統括している。

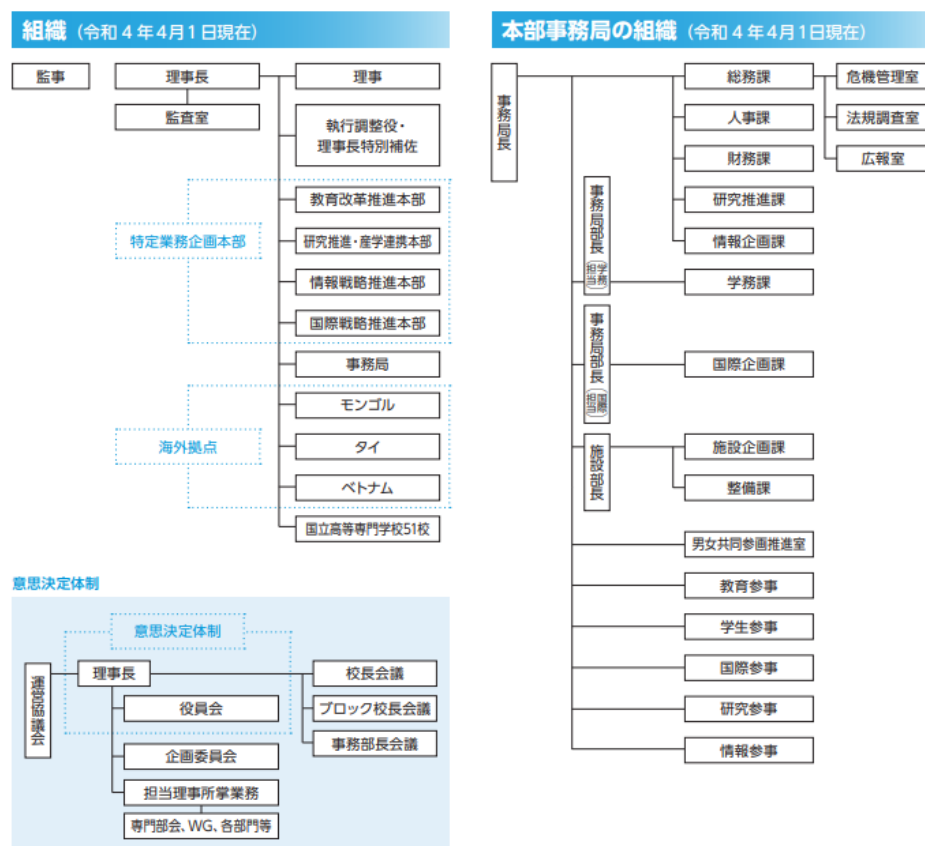
独立行政法人国立高等専門学校機構法の 3 条は、高専機構の目的として「職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成すること」としている。この目的自体は高専制度がつくられた経緯に沿うものと評価できよう。具体的には、高専機構はこの目的を達成するために「一 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること」、「二 学生に対し、修学、進路選択

及び心身の健康等に関する相談、寄宿舍における生活指導その他の援助を行うこと」(同 12 条)を業務としている。教育基本法ほか法令との関係では、この高専機構が「国」とみなされ、これらの法令を準用する、とされている(同 16 条)。

ア 組織構成

2022 年度の事務局組織としては、事務局長の下に総務課・人事課・財務課・学務課などの各課が置かれたほか、これと同列の形で、教育参事・学生参事・国際参事などが列挙されている。機構本部に所属している職員数は 100 名に及ぶが、2020 年までは教員出身の学生総括参事 1 名が学生指導関係の業務を一手に担っていた。しかし、2021 年より学生参事 3 名が追加で配置され、計 4 名が学務課や専門スタッフと連携をとりながら業務を担っている。各高専や学生・保護者などからの連絡を総務が窓口として受け、学生に関わることであれば学務課へ連絡し、学務課の中で内容次第で学生参事あるいは教育参事へ振り分けていく流れである。内容が法務だけであれば事務のみで対応し、参事へは回さないこともある。

高専機構での意思決定は、理事長と理事等で構成される役員会においてなされ、これが校長会議や事務部長会議などで各高専に伝達される仕組みとなっている。



本件事例に関わるような学生支援については、以下の通りの業務計画が提示されている。

「(5) 学生支援・生活支援等

- ① 各国立高等専門学校の学生相談体制の充実のため、カウンセラー及びソーシャルワーカー等の専門職の配置を促進するとともに、各国立高等専門学校の学生指導担当教職員に対し、障害を有する学生への支援を含めた学生指導に関し外部専門家の協力を得て、具体的事例等に基づいた実効性のある研修を実施する。」

具体的には、学生支援関係についての教職員への研修(大きいものは年1回)の企画・運営、現場の学生主事・寮務主事への研修を年3回、担任教員への研修、手引きやマニュアルの作成・改訂などが日常的な業務内容である。学生参事は元教員であり、各自の経験を踏まえてこうした業務を担っており、特別な資格等はないため、このような手引きやマニュアルの作成や改訂にあ

たっては、外部の専門家の協力も得ながら進めている。その他に、各学校で起きた事件の報告（書）を受け、カウンセラーも含めた会議で現場に助言が必要か、どのように助言するかを検討して対応を行う。特に、重大事案（自殺）が起きたときは現場に行って支援するようになった。本事案のときは初動で東京高専には行っていないが、最近はず参事の誰かが出向くことになった。高専では、自殺の疑いが一昨年（2020 年）は十数件、昨年・今年（2021・2022 年）は 3 件程度と減っている。件数が少ないこともあるが、人員が以前より増やされたため、各事案に対応できるようになった。

学生参事として本来取り組みたい業務として、自殺事案の背景等の分析があるが、対応すべき事案の件数が多く、現状ではそこまで手がまわっていない。自殺の要因の一つとして学校側の要因、例えば留年 2 回で退学というルールが要因だった可能性のある自殺案件があったが、そうしたものの背景分析を行って学校にフィードバックが行いたいという意向が学生参事側にはある。留年に関し、人数・率の報告は毎年ある。平均より多い学校には調査を行う。学生や保護者から直接本部に連絡がある場合は、直接学校に行くこともあるが、そうした日常的な指導助言と事案発生時の背景分析とが連動できていない状況である。

イ 高専機構としての日常的な取組

高専機構の学生参事の取組の主なものとして、手引き・マニュアルの作成や改訂がある。2012 年に「コンプライアンス・マニュアル—教職員の行動指針—」を策定し、これを土台として、近年（令和に入った時期から）様々な具体的なガイドラインを各種整備している。例えば、「学生の問題行動等指導ガイドライン」、「保護者対応ガイドブック」はここ 2、3 年で策定されたものである。またいじめ防止対策推進法の制定に合わせて「いじめ対応ポリシー」を、また 2020 年にはそれを「いじめ対応ガイドライン」としてより詳しいものに改訂をした。本件に関わって重要な「自殺重大事案の手引き」は 2017 年 4 月に作成し、2021 年 5 月に改訂している。

これらの手引きやマニュアル類は、本部と各高専をつないでいるポータルを用いて、オンラインコンテンツ（動画）として配信したり、オンラインでの説明会を行ったりしている。また、いじめに関しては大きな問題があったので、全教職員対象の動画を流し、フォローアップ調査を年1回必ず実施している。また、各高専でいじめ対応ポリシーを作り、学生らに対して公表している。

教員は、各種マニュアルやガイドラインなどの資料をポータルサイトに行けばすぐ見られる状態にあるが、逆に言うと、研修に参加しない教員がいたり、上記資料等をまったく見ない教員がいたりということが起こり得ることを学生参事は認識している。さらに、本部での研修に参加できるのは一握りなので、本部研修を受けた者が各高専で研修を行い周知してもらわなければならないが、全教員に対して研修内容を伝えていくことは学校任せになっており、課題である。学生参事としてはその課題を何とか解決したいと考え、現在は教員のスキルマップ（高専の教員であればこの程度のスキルが必要という内容）を作成し、その要件としてコンプライアンスを守ることや適切な学生指導を行えることなどを盛り込みたいと考えている。

高専機構が作成しているマニュアル類や実施している研修について、学生にはほとんど知られていない可能性がある。内容をかみ砕いて各高専で学生に伝えているところもあれば、伝えていないところもある。各高専のいじめ対応ポリシーや法的に公表が必要なものは学生に向けて公表されているが、学生への周知の努力が課題として考えられる。

その他、「KOSEN 健康相談室」という外部機関を備え、学生、保護者、教職員、その家族誰でも相談可能な場所を設けている。この健康相談室は、メンタル系と身体系の両方に対応できる外部の機関に委託しているが、相談件数は四半期で数件（年で何十件）というように多くはなく、また相談の項目については守秘義務があり、高専機構に対する報告はされない。相談があったという報告のみが高専機構になされる。あまり活用されていないという課題があるので、相談ツールにLINEも含める、報告の仕方を変更する等運用方法の再検討を行って

いるところである。

2022年度の業務計画書においては、こうした取組をさらに強化していくことが以下のように掲げられている。

「②－2 法人本部が作成した、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリストの活用や、各国立高等専門学校の教職員を対象とした階層別研修等により教職員のコンプライアンスの向上を行う。」

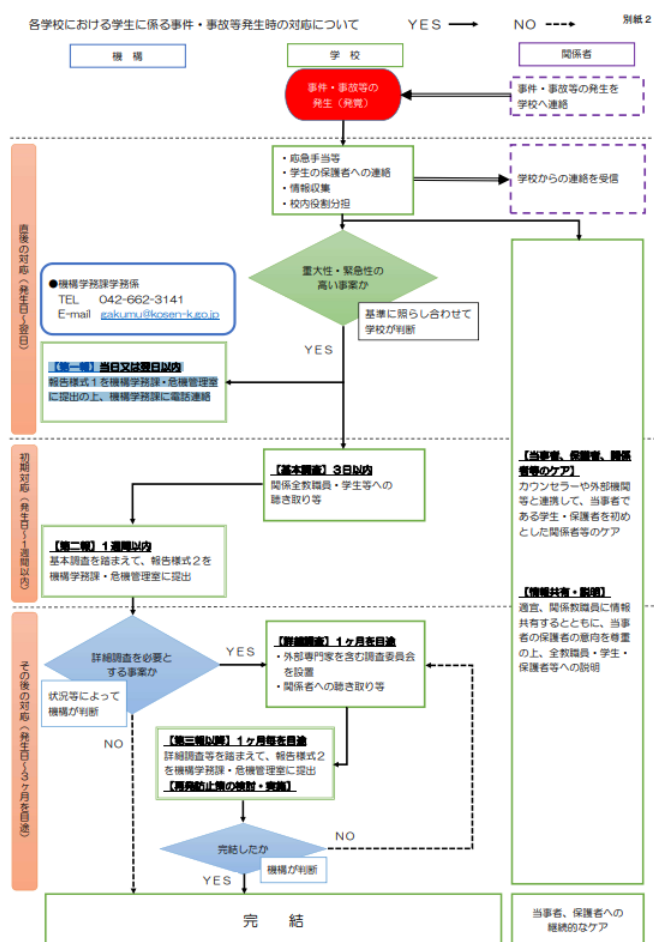
以上のように、各高専における学生支援についても方針を出し、教職員への支援も行っているが、近年新たに取組まれているものも多く、まだ定着していないという問題点やより改善が必要な取組も見られる。

ウ 高専機構としての事案発生時の取組

学生の自死などの何らかの重大な事案が高専で発生した場合の各高専及び高専機構の対応については、「学生に係る事件・事故等の報告について（通知）」を2017年4月（2021年5月改訂）発出したことを契機に、仕組みが定式化されてきた。以下、この改訂前の仕組みを「ガイドライン（前）」、改訂後の仕組みを「ガイドライン（改）」と呼び、それぞれ説明することとする。

（ア）学生に係る事件・事故の対応ガイドライン（2017年4月から2021年4月まで）

ガイドライン（前）においては、「機構への学生に係る事件・事故等報告基準」の2つ目に「学生の死亡（自殺を含む）」すなわち「学生の死亡及び自殺（疑いを含む）すべて」が明示され、未遂に終わった場合（基準の3つ目に明記）を含めて高専機構に速やかに報告するものとされている。ガイドライン（前）には事案発生時の行動がフローチャートにより示されており、「第一報」については、「当日又は翌日以内 報告様式1を機構学務課・危機管理室に提出の上、機構学務課に電話連絡」するものとされている（図）。



連絡を受けた高専機構は、自殺事案については理事長をはじめ執行部に報告し、窓口を担当する総務担当にも一斉に情報共有を行う。学生に関わる案件は学務課案件で、事務と参事のチームで対応する。ただし、高専機構内でどのように対応すべきか、という点についてガイドライン（前）に特に規定はない。

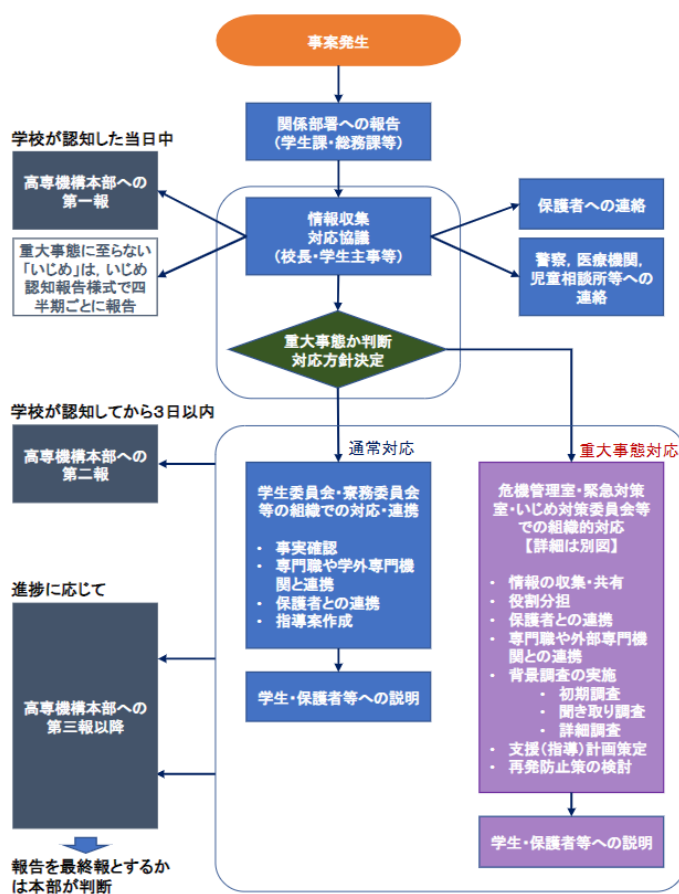
ガイドライン（前）によれば、事案の第一報報告後、各高専では事案についての基本調査（関係全教職員・学生等への聞き取り等）を3日以内に実施し、1週間以内に「第二報」を高専機構に提出する。これを受け、詳細調査が必要か否かについて高専機構が判断をし、必要であれば高専が事案発生から1か月を目途に外部専門家を含む調査委員会を設置することとなっている。詳細調査のための調査委員会は高専が設置するが、その報告などを受け、事案の「完結」を判断するのは高専機構である。調査や対応が不十分である、関係者が納得していないなどの場合には、詳細調査からやり直すなどして、徹底的に事案に取

り組んでいることがすでに方針としてガイドライン（前）には示されている。ただし、高専機構はもう少し調査すべきと考えたのに、学校が調査を終えてしまったケースもあり、ガイドラインの改訂において、高専機構が終わりを判断するという内容をより強調した。

（イ）学生に係る事件・事故の対応ガイドライン（2021年5月以降）

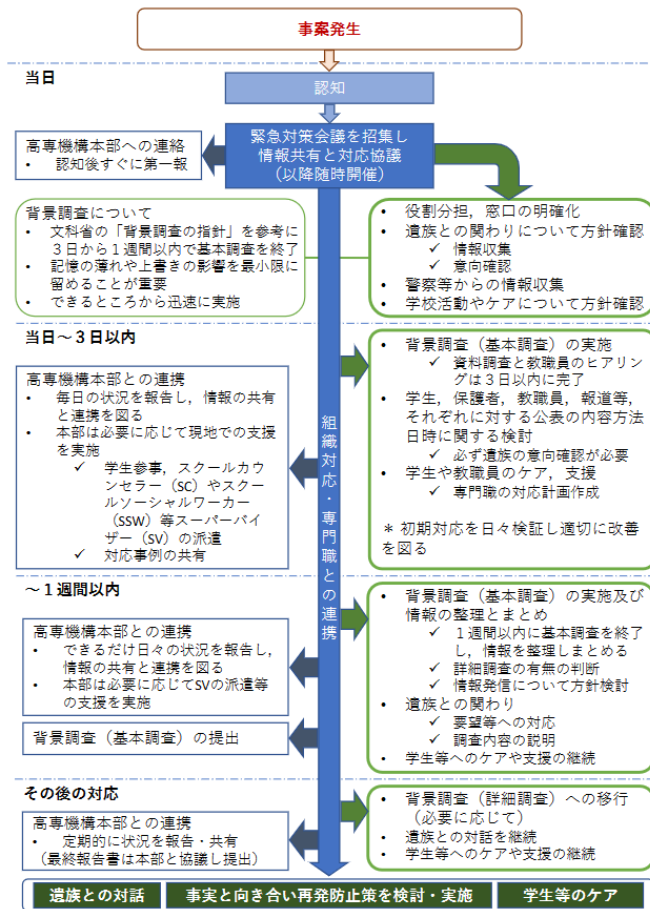
2021年5月に「学生の重大事案等対応の手引き」が改訂・公表された。このガイドライン（改）においては、「学生の自殺・自殺未遂・失踪・いじめ等の重大事案又は事件・事故」が起きた場合についての基本的な対応として「1. 組織的対応・情報共有 2. 背景調査 3. 学生への支援（指導）計画 4. 再発防止策の検討」の4つをあげている。ガイドライン（前）において1～3の要素がやや混在しており、4の視点が欠けていたことを踏まえると、ガイドライン（改）がこの4つを明確に区分して具体的にその手立てを説明している点は大きな前進と考えられる。

学生の事件・事故発生時の対応フロー



具体的な学校の対応はフロー（図）として表されているとおりだが、ガイドライン（改）の公表と合わせて各校が作成する報告の書式も改訂し、この書式を作っていくことで、ガイドライン（改）の示す手続きを漏れなく行うことができるようになっている。高専機構への「第一報」は基本的に事案を学校が認知した当日、そして3日以内に「第二報」、その後1週間に1度を目途に「第三報」「第四報」と報告を行っていくものとされており、最終報の判断は各高専ではなく高専機構が行う。

自殺が起きたときの対応フロー * 対応の詳細及び背景調査の詳細はチェックリスト参照



特に自殺が起きた場合のためのフローチャート（図）が、先の一般的な対応フローとは別で作成された。このフローチャートに示されているとおり、自殺が起きた際の対応は文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（2014年7月）を踏まえた手続きをとることとされている。事案を認知後、早急に緊急対策会議の招集・校内での役割分担をするなどの組織的対応策をとり、背景調査を実施すると同時に、遺族との対話や学生らへのケア・支援を行っていくことが明示されている。事案認知後1週間に各高専がなすべきことが具体的に示されているものと言える。

また、フローチャートとは別に「自殺が起きたときのチェックリスト」も示されており、事案認知「当日」、「3日以内」、「1週間以内」、「その後」というように時系列で、また「1 危機対応の態勢」「2 遺族へのかかわり」「3 情報収集」「4 保護者への説明及び外部への情報発信」「5 心のケア」「6 学校活動」

というように種類分けして各校のなすべきことが示されている。こちらも、突発的に非日常的な対応を求められる各高専にとっては、具体的で参考になるだろう。

こうしたガイドライン（改）の下で、報告を受けた高専機構本部としてはどのような取組を行うか。

まず、各報告については学務課（事務職・教育系参事のチーム）で受け、主として担当する学生参事を決定し、担当の学生参事が、事案発生当日か翌日には事案が発生した高専の現場に訪問することになった。おおよそ1～2日間で基本的な対応が行われているか、初動ですべきことに漏れがないかを確認していく。特に、遺族の意向を確認せず、高専が独断で動いていないかや、関係者が大勢いるので文書等のかたちで共有されているのか、自死した学生と親しい学生への対応、学生たちに対する自死があったという事実の伝え方等を確認し、不足があれば助言する。高専によっては必ずしも自死の案件への対応経験がないので、ガイドライン（改）の公表以降、高専機構の学生参事らが現場の会議に参加して、対応について確認し助言を行うようになったことは意義があると高専機構としては考えている。

担当の学生参事らが現場を去った後も、報告書で高専より報告を受け、対応の状況を確認し、助言などを続ける。高専機構本部としては、第一報は当日、その後1週間は毎日報告してほしいと考えており、フローにもそのように記載しているが、実際には、高専機構本部から問い合わせをしないと第二報がこない、2週間後に第二報がくるということもある。そのような場合は、担当者が学校に問い合わせをし、きちんと対応・報告を行うように指導をしている。

各事案に対応する学生支援チームには、学生総括参事は必ず入り、主担当となる学生参事、専門職含めて毎週の定例会議を行っている。そこで各事案の対応の進捗状況などを確認し、報告が遅いと判断した場合には高専に確認を行う。

高専による基本調査・詳細調査では十分に背景が明らかになっていない、適切な対応策をとることができないというような場合には、第三者を含む、また

は第三者による調査委員会の設置が必要となる。しかし、もともとこうした第三者委員会の設置は各高専がやってきたので、高専機構は設置を促す立場だった。その理由は、学校の運営は学校がやる、というのが基本としてある考え方なので、その範疇として第三者委員会の設置も学校が行うもの、という理解があった。しかしながら、本件では、遺族の強い要望があったため、初めて高専機構による第三者委員会設置となった。高専機構の坪田理事（役職は当時のもの）が、最終的には委員会の設置を判断した。同様に、事案発生や調査結果公表に伴う記者会見も、基本的には各高専が行うものと高専機構は考えている。過去に記者会見を行ったのは大島商船高専のいじめ事案の一件のみだが、その際も大島商船高専が調査を行い学校として記者会見を行った。高専機構の学生総括参事は記者会見に同席はしたが、あくまでも記者会見を実施した主体は高専と考えている。高専機構が設置した第三者委員会が調査結果を公表する場合であれば、高専機構が記者会見を行う可能性もある。

（ウ）機構として行う各高専の運営への指導・条件整備

各事案の背景調査等を進めていった上で、判明した各高専の運営上の問題点について、高専機構としてどのように指導の変更や条件整備を行っていくかについては、高専機構としての権限は限定的である。例えば、カウンセラーを各高専に配置する、という対策を高専機構が主導して行うといった措置をとることはなく、基本的には各高専が自ら手を挙げないと、高専機構は対応できない。必要性を各高専に申請してもらう形式となっている。

教職員の人的条件整備の面でも、高専機構として各高専の全教員の給料はすべて確保しており費用負担は高専機構が行うが、雇用主（人事）は各高専（校長）であり、高専機構が人事に細かく踏み込むのは難しい。教職員の個別的なあるいは組織的な不適切対応があったとき、各校長のところに高専機構が指導に行くといったことはあるが、不適切な教職員に対し、担任を外す・研修を受けさせるといったことも決めるのは校長で、高専機構は指導助言までしか行えない。

文部科学省などが生徒指導等について新たな方針・政策を出していることについて、各高専にそれを伝え指導していくことが高専機構としての役割と考えている。しかし、文部科学省の高等教育局からの知らせはあったが、初等中等教育局からの知らせは最近になるまでなかったため情報のキャッチアップは個人に委ねられている部分が多かった。例えば、高専ではいじめ・合理的配慮等は努力義務になっている部分が多く、なかなか各高専でこれらの新しい政策を自分事として受け止めるに至っていない。いじめに関しては、第三者委員会の報告書がメディアで大きく取り上げられたことで、ガイドラインを作ろうという方向に大きく変わった。上記報告書を受けて、高専機構本部の組織的な危機意識が生まれた。各高専でもある程度そうした危機意識が生まれていると思うが、高専の運営は各校長に委ねられている部分が多い。そのため、他の高専で起きたことや文部科学省の政策の変化を自分事と思っている学校は少ないと思うので、そこを促すのが高専機構の役目であると考えている。

2 学校及び高専機構の組織上の問題について

(1) 学生と教員の関係

文部科学省は、生徒指導提要进行を 2022 年 12 月に改訂している。そこでは、教員による不適切指導について言及されており、以下のようにその例が挙げられている（105 頁）。

〔不適切な指導と考えられ得る例〕

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪

感を与える指導を行う。

- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

本件の高専教員 A によるハラスメント問題や、自死直前に高専教員 A の指導の下行われた監査委員による監査、そして学生 F を介して野村陽向に会長降任を促す介入は、上の例の 2、3、4、5、6、7 つ目、つまりほとんどすべてに当てはまる。不適切な指導の典型と呼ぶべきものであったと言える。

高専機構が作成した「コンプライアンス・マニュアル」(2012 年 3 月)にも、「本人が自覚しないまま加害者となる場合もあります。指導や激励のつもりであっても、多数の面前での叱責や、感情に任せた言動が、受け手の心を深く傷つけることもあります。」(4 頁)とされており、人権保障の観点から、これを固く禁じている。

さらに、今回の高専教員 A による一連の行為は、高専教員 A 本人にとっては普段と変わらぬ指導のつもりだったことに問題の重大性がある。すなわち、文部科学省で近年教員によるわいせつ等生徒に対する不適切な行為が問題されてきているが、教員が結果的に懲戒処分となるような事例では、教員と児童生徒間に SNS などに使った私的なやり取りが行われていたことや、執務環境において密室状況が生まれやすかったことがあった。このことから、文部科学省は 2021 年 4 月、通知により、教師が児童生徒と SNS などによる私的なやりとりや、執務環境の見直しによる密室状態を回避することなどを教育委員会が指導するよう促している(文部科学省初等中等教育局長通知「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」2021 年 4 月 9 日)。以上の文部科学省の通知はわいせつ行為などに関わるものであるが、生徒・学生と教師の関係性を考える上でも意味があるだろう。野村陽向を始め、複数人の学生と、SNS を用いて気軽に連絡をとれる間柄を形成していた高専教員 A は、その気軽さゆえにいつの間にか学生に対する教員としての立場を忘れ、感情的

な、あるいは思慮に欠けた発言をしやすくなっていたのではないだろうか。

（２）学生の自治と教職員の関係

本事案の舞台の一つとなった高専の学生会は、15 歳から 20 歳という年代の学生たちにより構成されるものであって、15 歳から 18 歳の生徒たちで構成される高等学校の生徒会とは異なる点もあろう。しかし、同年代の青少年が行う活動である以上、学校教職員が会とどのように関わるか、会に対してどのような指導を行っていくべきかを考える上で、高等学校の生徒会をめぐる理論の蓄積に学ぶことは意味があるはずだ。

高等学校学習指導要領（2020 年 3 月告示）における「第 5 章 特別活動」は、目標として以下のことを掲げている。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- （１） 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- （２） 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- （３） 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

キーワードとして「集団」「協働」「合意形成」というような言葉があるように、他者との関わりに比重を置いた活動として、生徒会活動のほか、学校行事、ホームルーム活動などが位置付けられている。しかしながら、その活動を通じ

て、「自主的」、「課題」の「解決」、「自己実現」という言葉が示す、生徒一人ひとりの精神的・認知的成長を図るものとされている。そして、それを個人の内的な成長・変化にとどめるのではなく、「実践」「行動」していくような外的な変化が意図されているのである。

その中で、生徒会活動は特に、以下のような内容を提起している。

〔生徒会活動〕

1 目 標

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内 容

1の資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見いだし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。

(2) 学校行事への協力 学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。

(3) ボランティア活動などの社会参画 地域や社会の課題を見いだし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。

生徒同士の「自主的」「主体的」な取り組みが重視される一方で、「協力」「参画」というかたちで学校行事や地域・社会との関わりも求められている。しかしそこにおいては学校行事や地域・社会との関わりにおいて、生徒会が「主体

的」な立ち位置ではなく、従属的な立ち位置におかれやすいことも問題として認識されてきた。例えば、近年でも「〔集団や社会の一員としての〕自覚を、『自主的、実践的な態度』のもとで育てる」ということについてはやや不備な点がある」という指摘がある（冨田晴生「生徒会活動の指導」中谷彪ほか編『特別活動のフロンティア』晃洋書房、2008年、〔〕内引用者）。また、「学校の強化された管理体制の傘の中で、奉仕的、協力的な活動を強制されている場合が少なくな」く「自治の内実を失っ」ていると、かなり前から指摘されている（山本洋幸・淡路克浩「自治的活動と生徒集団」『講座現代の高校教育 4 生活指導』草土文化、1978年）。

これに対し、東京高専における学生会は、「学生会は、学校の指導のもとに、学生会の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し本校の教育目的の達成に資することを目的とする」（「東京工業高等専門学校学生準則」19条）と規定されるとともに、ヒアリングによれば、「学生会の自治」「学生の自主性尊重」ということを教員も学生も深く意識していたのが対照的である。大学生にも相当する年齢の学生たちが所属していることもあり、高専教育の中でも特に学生会についてはその自主性・自治の下で学校の指導が〈抑制的〉であるべきだという方針が共有されていたのだと想像できる。

しかしながら、本事案発生の経過では、この〈抑制性〉がいき過ぎ、学校教職員による適切な指導や介入がなされず、学校としての責任を果たすことを、放棄することに繋がったと言わざるを得ない。ヒアリングでは、学生の側からも教員の介入を求める声が複数あった。

例えば、2019年度のくぬぎだ祭では車を傷つけてしまったことについての謝罪と修理費用の支払いで、高校2年生にあたる少年たちを矢面に立たせ、学校としての指導責任をとることがなかった。また2020年度のくぬぎだ祭開催の可否については最終的に学校が判断するのが当然であるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症という正体不明の社会的混乱が起こっている中で、高校3年生にあたる少年たちにその開催の是非を議論させ、あたかも学生会に判断

権限を委ねているかのように誤認させてしまった。これにより、学生会と文実との間に一時的であれ対立が生じ、これがのちの新会計使用法導入における不満につながり、文実の側に「会長おろし」の動きが起こったことを考えれば、野村陽向の感じた孤立感が生じた契機としてくぬぎだ祭開催をめぐる学校側の無責任さは重要と考えられる。

そもそも、学生会の会計規模は単年度でも 660 万円と巨大である。それだけの巨額の会費が、年により決算や予算の形式すら決まっておらず、ほんの一握りの執行委員に委ねられていた。その決算や予算が残っている年でも、その費目は大きくくりで、理由は不明だが年により激しく増減し、年によっては収入と支出が完全一致しており、残金 0 となっている。しかし、執行の透明性を担保する仕組みはない（下図参照）。

図：2016 年度、2017 年度、2019 年度の学生会会計

	2016 年度 収入	2016 年度 支出	2017 年度 予算案	2019 年度 収入	2019 年度 支出
学 生 会 (執行部)	900,000	856,975	1,000,000	5,235,060	5,235,060
文化祭実 行委員会	1,610,000	1,125,117	2,150,000	2,869,312	2,869,312
部長会	1,700,000	1,441,565	1,594,000	2,558,399	2,558,399
体育局	-	-	540,000	-	-
その他	540,000	310,927	1,316,000	312,022	0
総額	4,750,000	3,734,584	6,600,000	10,973,793	10,661,771

*残っている総会資料から作成したため、2017 年度決算や 2018 年度分の情報が欠損している。なお、これ以上に詳しい情報は残っていない。

新会計使用法そのものは野村陽向が学生 U とともに考案した仕組みであるが、それ以前に、野村陽向らには何の責任もない数百万に及ぶ不明金の扱いや説明を野村陽向らに委ねてしまった学校側の無策が問題である。2020 年度春に

オンラインで開催された学生会総会では、「第 1 号議案」として平成 29 年度～平成 30 年度における損失金の処理について」と題し、「学生会で発生したことが発覚した損失金の処理方法に関する議事です。平成 30 年度の担当者は学生課の再三の呼び出しに応じず卒業されたため今年度の会計決算にて処理します」と説明されている。先の会計決算の異常さからもわかるとおり、上学年が学生会会長を務めた年ですら、その会計は適正なものとは言えなかった上、学生会費の状況が学生委員会議事にも登場する事態に至っても、教員・校長は不作為を貫き通した（2020 年 4 月 28 日、第 1 回学生委員会において、「③学生会の機能回復・学生会の業務、主に学生会費の運用状況が悪く収支決算も遅れているため、立て直しの指導。」が共有されている。

この学生会会計について、学校、特に校長の介入は内規において規定されており（東京高専学生準則 19 条の 2 3 項では「学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について校長の承認を受け、又事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする」とある。）、学生会会計の使途不明金がここまで重大な状況となった責任は校長にもある。本事案発生後、東京高専は学生会費を扱う職員を別に雇用している。それだけの事務執行を未成年で構成される学生会に委ねていたことが異常であったことは言うまでもなく、ましてや不明金が出た際も学校の予算から補填するなどの対応をとることなく、漫然と学生会に委ね続け、新会計使用法の実行が無謀と思いつつも適切な介入をしなかったことで、責任感の強い野村陽向が精神的に追い込まれていくことは目に見えていた。学生会会長が会計の収支を合わせるために自腹を切っている状況を学校として把握していなかったとしても、そのような状況に追い込んだのは学校として不介入を貫いたことに原因があろう。

以上の学校の対応の問題はすでに本報告書で述べてきたことであるが、これらの事例から「学生会の自治」や「学生の自主性尊重」の精神から学校の不介入を正当化することはできないことはわかる。

第一に、くぬぎだ祭は「学生会主催」（東京高専ホームページ）であるとして

も、「学校行事の1つ」（東京高専ホームページ）である。何らかのトラブルなどが起こった場合にはその法的責任を引き受けるのは学校である。仮に学校の管理下で損害を負わせてしまった場合、またコロナ禍でくぬぎだ祭を開催し対策虚しく集団感染が発生してしまった場合も、安全配慮義務違反や業務上過失となりうる。その責任を学校として引き受けつつも、指導の一環として学生たち自身が果たすべき責任を自覚させていくことが求められていくだろう。このことは、くぬぎだ祭以外の一連の学生会活動全般に言えることである。

第二に、学生会費は学校として徴収しているものなので、学生会にその使途の決定権を委ねつつも、徴収・執行などの事務手続きについては学校が担うべきものである。実際に、他の公立学校においても、予算などは生徒会などが総会を通じて決定するが、実際の現金の扱いは当然に学校の教職員が行っている。決定権と事務執行を分離することで、「学生会の自治」を尊重しつつも、多額に上る費用を適切に学校が処理していくことができる。実際に、本事案発生後、東京高専は学生会費を扱う職員を別に雇用し、学生への現金渡しに上限を設けていることから、そのような体制をもっと早くとっていれば、本事案は生じなかったと考えられる。

（3）東京高専における学生対応の問題

東京高専には、5学科が存在し、入学希望者は希望する学科を受験し、合格したら入学することになる。1年生では学科を問わない40人学級が5学級編成され、2年生から学科別の40人1学級にクラス替えが行われる。これ自体は工業・農業などの専門高校と同じであるが、実際には高専での学業・生活は高校ではなく大学と同じ仕組みで成り立っている。単位修得には60点以上の得点が課され、課題も多く、寮の学生以外は特に教職員からのフォローアップ体制が乏しい。希望する学科に入れたものの、思っていた学びと違う、というようなミスマッチやずれが生じうる可能性はだれしもありうる。さらにマッチはしていても学びのスピードが想定と違い、ついていけなくなるかもしれないというようなこの年代に共通する不安や迷いも誰にでもありうる。5か年の教育課

程であり高等教育機関である高専ではこうした迷いもより深刻となりうる。

さらには、中学を卒業したばかりの新入生が、突然大学生のような扱いをされることもリスクがある。学業を自律的に行うことを求められるだけではなく、人間関係や学生会活動等においても「大人」扱いをされ、自由と同時に責任を負わされる。遊び、アルバイト、旅行等の大学生並みの上級生の文化が、高校生年齢の下級生にも当然のように引き下ろされてくることにもリスクが伴う。先日まで中学生だった子どもたちが、夜間の交遊や校則に抵触するアルバイトを当たり前に行うこと、気軽に友達と旅行に行くことなども「自由」という雰囲気の中で、「大人」としてのふるまいを急に求められる。すぐに順応する学生も多いだろうが、中には校則への抵触を超えて、法令で禁止される飲酒喫煙などに抵触する行為にいつの間にか踏み込んでしまう学生もいるだろう。アルバイトや旅行などの大人の文化の中で金銭感覚がくるってしまうこともあり得る。

さらにいうならば、高校生の自殺が増えていることからわかるように、この年代は何らかの不安や迷いを行動として表出する年代でもある。しかしながら、高専の教員の側に、学生側の学業や生活面に及ぶ不安や戸惑いに耳を傾け、時に助言し、切迫した状況の場合には何らかの手立てをとるような学生指導・学生対応の専門性がどれだけ備わっているだろうか。それぞれの教員、特にクラス担任が、こうした教職の専門性をどれだけ身につけ、自覚的に学生と接するかは、まさにそれぞれの教員次第となっているのではないだろうか。残念なことに、高専において教鞭をとることにおいて、教員免許は必須ではなく、そうした専門性を誰もが有しているとは到底言えない。高校生と同年代の学生たちが、大学生並みの自由と責任を有している環境に置かれていることを考えれば、こうした視点での教員（クラス担任）の専門性は高校教員以上に必要ともいえる。

また、こうした個々の教員（クラス担任）や学生個人が困ったときに相談に乗る体制というものが、まだまだ東京高専では十分ではなかった。まず、通常の学校では「職員会議」が、教職員が一堂に会し、情報共有をし、今必要なこ

とは何か意見を出し合い、組織的な対応をしていく要となるが、東京高専にはそれにあたる会議体が存在しておらず、また、月 1 回開催される教育研究会は、そのような機能を果たしていない。校長・副校長などの管理職で構成される校務執行会議が学校全体の意思決定を行う場であるが、そこには多くの一般教職員は出席しない。個人として心配に思うことや対応に苦慮することがあっても、議題としてそこに上がるには大きなハードルが存在することは想像に難くない。

学生対応をめぐっては、学生主事を務める副校長を筆頭とする学生委員会があり、学生会やくぬぎだ祭などそれぞれ主事補が担当するという構成がとられていた。しかしながら、実際にはそれぞれの主事補と学生組織との連携が必ずしもうまくいかず、担当の主事補よりも個人的な信頼関係のある教員を学生も頼りがちであり、頼られた教員自身も本来の担当者に情報を共有したり指示を仰いだりするような組織的対応をとらなかったことが、本件の学生会をめぐる様々な出来事の背景にある。校務分掌が形骸化していたものと言えよう。

2020 年に学生相談室が改組されてウェルネスセンターとなっているが、そことの連携や、学生に対する周知は十分ではなかったのものであろうことも指摘できる。

さらに、東京高専では個々の教員が教員室をもっており、日常的に情報共有をするような場がなかった、という物理的な要因もある。学生が教員に何らかの相談をしようとした場合も、教員室を訪問するか、メールや LMS・SNS を利用して連絡を取るか、ということになり、教員と学生の関係が周囲とは隔離されたものになりやすい条件となっている。本事案が起こるまでの出来事も、多くが LINE・Teams やメールなどのオンライン上で起こっており、対面の場合も、教員の教員室、寮や第 1 棟のロビー、体育館などであった。教員同士が学生会会計のポイント問題について情報共有したのも、学生課の前での立ち話である。日常的な情報共有・相談がしにくいことが、組織的な対応の阻害要件となっていることは明らかである。

このように見てくると、大学生になることを急に求められた高校生年代の学

生の不安や悩みに寄り添い、その発達を助けるという難題に挑むには、あまりにも学生のサポート・フォローアップの組織的・物理的な体制・仕組みが脆弱であると言わざるを得ない。本事案のような最悪の事態には至らずとも、不安や悩みを抱えた学生は多くいるだろうし、そうした学生の存在を認知したとしてもうまくサポートする方法が分からないでいる教職員もいるかもしれない。一人一人の学生相談・学生指導の専門性の向上はもちろんであるが、そうした組織的体制の確立も急務であろう。その点、本事案発生後の学生委員会にて、学生会活動について、新たに「顧問」（学生委員会委員や学生課職員）を立て、顧問と主事補の複数体制で活動を見守ること、事務手続きや会計のフォローに学生支援係も対応する方向性が提起されたことは、評価できる。

学生を孤独にしない、教職員個人に任せない、そうした組織・体制を確立することが急務である。

（４）自死発生後の対応の問題

自死（本件）発生後の東京高専における事案対応については、問題が多数指摘できる。本報告書においては、「遺族への対応」「学生・保護者への周知・ケア」「ハイリスクの学生への対応」「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針〔改訂版〕に則った組織的対応」の４つの項目に分けて東京高専の事案対応について記している。

第１に遺族への対応については、細かではあるが重要な問題がいくつもあった。例えば、事案発生直後に遺書の存在を知り、内容について知らされたにもかかわらず、その遺書を受け取ることをしなかった。１０月７日の弔問時に遺書の存在を校長を含む複数の教員で確認し、調査をすると宣言したのにもかかわらず、翌日に遺書提出の申し出を結果的に断っている。また、１０月１２日に行われた通夜においては、遺族の前に当事者であるとされる高専教員Ａを残し、管理職がその場を辞している。さらに、遺族からの謝罪要望を受けて謝罪文書を準備していたにもかかわらず、その場で遺族に求められなかったため、謝罪をしないという受け身な対応が見られた。その謝罪文は遺族の氏名が誤ってい

るという基本的なミスを犯しており、謝罪文書が丁寧に作られたものではないという疑いを向けられても仕方がないものだった。遺族が10月16日の要望事項の中で伝えた、野村陽向によるハラスメント申立書の開示に応じず、高専機構、文部科学省に遺族が問い合わせたことを受けてようやく開示に応じた。高専機構や文部科学省に遺族が問い合わせるまで、迅速に行うべき学校としての基本調査を報告することを行わず、この遺族の問い合わせをきっかけに「急ぎ取りまとめる」という後手の対応をとり続けた。再三の調査報告要望、保護者会や記者会見開催要望を受けながら、それについて誠実に対応してこなかった。

事案発生後の数か月だけでも、遺族への配慮を怠り、その要望を最優先で叶えるための努力が行われなかったことは明白だ。さらには、自死発生時の校長がその役職を辞する際も、遺族への挨拶は行った方が良いというすすめを高専機構から受けながら、校長は挨拶をすることなく東京高専を去った。このことは、単に校長個人だけではなく、東京高専全体としての遺族軽視や遺族への不誠実さを象徴するものといえる。

第2に学生・保護者への周知・ケアについて、コロナ禍での制限があったとはいえ、学生への周知を校内放送で実施するにとどめ、さらに、2回の放送予定の1回を中止したのち、中止した1回分の周知は、担任がホームルームで校長メッセージを代読するという方法で行うにとどめた。そのメッセージの中で、学生への「心のケア」を行っていくことについてはウェルネスセンターと一緒に強調したものの、噂を先行させないための事案の説明ということは行われなかった。10月11日に実施された保護者会でも、「何のための保護者会か」「香典の扱いは」という質問が寄せられるなど、参加者にとってその目的が不明な会であったことが推測される。特に「中間報告は行うか」という質問は、保護者（学生）として正確な情報が知りたいという要望と読み取れるにもかかわらず、その後正確な情報提供を行わなかった。その結果、学生や保護者の間では野村陽向の自死の背景について家庭の問題があるとする流言が流れ、その発信元が一部の教職員だとされる噂が流れるというあるまじきことが起こった。組

組織的に情報提供を行っていたら、このようなあるまじきことは起こり得なかった。

第3にハイリスクの学生への対応については、確かに、野村陽向との関わりがあったり、事案へのかかわりがあったりするなど、複数のハイリスクと思われる学生の存在を東京高専は確認している。その学生の存在は臨時調査会や校務執行会議などで共有され、ケアが行われた痕跡はある。しかし、より大きな問題は、事案発生当日の深夜、当事者である高専教員Aの部屋で学生Fが3時間にわたって滞在していたことである。事案発生当日のことでありながら、連絡を受けた東京高専はその日は対応をほとんどすることなく、教職員への聞き取りを始めるでもなく、いわば教職員の自由に任せている間に、最もハイリスクな学生と事案に深くかかわる教員が当事者同士で長時間二人きりでいられる状況を生んだものだ。結果的に、何も起こらなかったが、通夜の後の高専教員Aと遺族の二人きりの時間と同様に、かなりハイリスクな状況に学生、遺族、教員をさらしたことは大きな問題といえる。また、こうした個人と個人との関係に委ねて組織的な対応を抑制するという姿勢は本事案の前後でかなり見られ、そしてそのことが本事案を招いたことへの気づきが、東京高専には欠けている。

第4に子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針〔改訂版〕に則った組織的対応については、全体として調査があまりに遅れたことを指摘せざるを得ない。基本調査を開始したのは、事案発生から10日以上も経過した10月16日であった。迅速に行うべき学校としての基本調査の結果報告書は、事案発生からおおよそ3か月を経過したのちの12月28日ようやく遺族に説明された。事案発生時に適用されていた、高専機構発行の「学生に係る事件・事故等の報告について（通知）」（2017年4月）に照らしても、この調査の遅れは明確であった。そして、この調査の遅れが遺族対応の軽視、学生・保護者への情報提供やケアの不十分さの背景となっている。高専機構が示していたガイドラインはほとんど遵守されることなく、その結果、遺族や関係した学生へのケアを十分に果たせなかった。それどころか、真実を知りたい、そして高専として謝罪をし、

二度とこのようなことを起こさないための高専としての対応を示してほしいという遺族の切なる願いに真摯に向き合うことを避け続けた。そのことが、遺族をさらに傷つけるものであったということを、深く自覚すべきである。

なお、事案発生後、学生会室の学生利用が禁止され、第三者調査委員会としては学生会室の利用を禁止してはいないにもかかわらず、禁止の理由が第三者調査の調査実施のためであると学生らに東京高専が説明したことは大変遺憾である。また同様に、学生や保護者らへの事案についての説明を、「調査が終わっていない」ことを理由に先延ばしするなど、自らの責任を調査委員会に帰することが多かった。この点についても、基本調査と第三者調査の関係性についての理解が浅く、事案に対する責任感のなさから生じている。

（５）高専機構と各高専との関係

本事案発生後の経緯をみると、高専機構はガイドライン（前）に沿って東京高専に対して事案対応について強く指導を行っている一方、東京高専の判断の内容については尊重する、という構図が多くみられる。すなわち、ガイドライン（前）で示されている各高専のなすべき遺族に寄り添った対応や学生に対するケア、迅速な調査などについて、高専機構の側は度々東京高専の関係者に対し、対面やメール、電話などで指導を行っているが、例えば２回目の保護者会の開催、記者会見の実施、関係者の異動に際する遺族への挨拶などについては東京高専の判断により実現していない。しかし、こうした東京高専の判断については、「判断は東京高専が行う。高専機構が行うべきではない」ということで、尊重する、というスタンスがある。

そのことと裏返しの問題として、現行のガイドライン（改）においても、各高専のなすべきことは詳細かつ丁寧に示されているものの、高専機構側のなすべきことはほとんど触れられていないということがある。すなわち、本件のような事案が発生した場合には、高専機構のなすべきことは各高専にガイドライン（改）を遵守させることのみとなっている。その結果、高専機構は各高専の対応の悪さを指摘することができるが、高専機構の対応の悪さということは基

準（ガイドライン）がないため、指摘がなされにくい状況になってしまっている。

高専ではなく公立学校で本件と同様の事案が起こった場合の対応の在り方については、文部科学省の児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議による「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（2014年7月1日）にて規定されている。例えばここでは、背景調査の目的は、「①今後の自殺防止に活かすため ②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため ③子どもと保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため」の3点が挙げられている。そして、「学校及び学校の設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会、〔略〕）が主体的に行う必要がある」とされ、背景調査の実施主体は学校に限られていない。さらには、基本調査の場合は、主体は学校と想定されているが、詳細調査の場合、「公立学校における調査の主体は、特別な事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする」とされている。このことからすれば、各高専での基本調査により事態が十分に解明されていない、再発防止策が十分に提起されていない、遺族が希望しているような状況では、第三者調査委員会による詳細調査は、各高専が主体となっていくのではなく、高専機構が行うことを基本とすべきではないか。

特に、本件事案については監査という形で上級生によるいじめが行われていた可能性も否定できないことから、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態とみなすこともありえる。「いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法により対応が義務付けられており、組織を設けての調査（詳細調査）は必ず行わなければならない（調査組織に係る調整の難航等があったとしても、それにより、いじめ防止対策推進法上の義務を免れることにはならず、調査主体の責任において、調査を実施することが必要である）」と上記指針ではされていることから、遺族からの申し立てがあった時点で、即刻詳細調査に移行する判断をすることも考えられた。

この点で、学校事故・事件学研究者である住友剛教授（京都精華大学）は、

『新しい学校事故・事件学』（子どもの風出版会、2017年）の中で、「〈「事実経過の調査・検証をふまえ、再発防止策の実施を求めたい」と願う人々のつながりの構築〉を実現するような調査・検証のあり方」を提起している（113頁）。そこでは、上記指針において「この調査は、民事・刑事上の責任追及やそのほかの争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者として、上記目的を踏まえて事実に向き合うものである」と述べられていることが引用されている。つまり、学校だけではなく、設置者も再発防止策の実施を願う主体として、事実に向き合う調査・検証を行っていく責務がある。

同様に、各高専で起こった問題については校長が判断すべきものという考え方が高専機構では根強く、例えば不適切な指導があった際に、高専機構は該当教員に直接指導や処分を行うことはできず、校長に対して指導を行うにとどまる。この点も、公立学校の事例であれば、校長の具申や情報提供により教育委員会が指導や処分を該当教員に行うことができることを考えると、あまりにも高専機構の権限は弱く見積もられ過ぎではないか。「高専の自治」そのものは大事だが、人権侵害が行われている状況が明白になった場合、あるいは人権侵害を防ぐために、高専機構はより強い指導や介入の権限を適切に行使していくことが必要ではないか。

高専という学校種は高等教育機関であって、以上で説明したような主に小・中・高等学校を対象とする法令や指針が適応されるかについてはこれまで曖昧であったが、高専機構においてもそうした初等中等教育局マターの法令や政策も適切にフォローアップし、高専教育で踏まえていく必要を認識していたことから、今後、こうした法令や指針等について高専機構、及び各高専が学んでいくことを強く求めたい。そして、高等専門学校を〈聖域〉とすることなく、学生の人権を保障する学校として、人権制約、侵害、人格否定状況などが発生した場合には、高専機構として指導助言にとどまらず、各高専に対する必要な条件整備・是正勧告を行っていくことが求められる。

この点で、高専機構の学生指導・学生対応の部門に携わる学生参事の人数が、この間増やされてきたことには意義がある。しかし、高専の元教員であるということ以外に、特に学生指導・学生対応の専門性を有するわけではない点に限界があるだろう。カウンセラーなどと連携をしているというが、KOSEN 健康相談室の充実と並行して、そうした心理・保健・教育学・法務などの専門職を常時おき、全国の高専における学生指導・学生対応をめぐる相談を受け付けるための専門性を確立し権限を確保していく必要があるだろう。

これと同時に、本件であったような、教職員による学生への「不適切指導」「ハラスメント」についての体系的・強制的な研修の実施が必要である。いじめについてはここ数年でかなり研修が強化されてきた経緯があるが、人間関係が個別化され見えにくくなる教職員・学生間での不適切な関わりが、発覚する以前に、予防していく視点が重要だ。また、研修や高専内での体制整備にもかかわらず、不適切な指導・ハラスメントなどが発覚した場合は、当事者である教職員に対する直接的な指導や処分の権限をつくることも必要だろう。

本来は、各高専の中で、いじめ、不適切指導、学業不振、異性関係、将来への悲観、家庭の問題、個人的な悩み……どんな理由であっても、「死ぬ子を生まない」「心が壊れる子を生まない」という体制づくりが行われていく必要がある。しかし、そこが十分ではない場合に、今度は高専機構が適切にそうした各高専の体制を指導し組み替えていく専門性と権限の確立が求められる。各高専と高専機構が、「学生が死んでしまう」事態を食い止める、ただそのために必要なあらゆる手立てをとり、体制を確立していくことが求められる。

第8 提言

1 東京高専に関する提言

(1) 高専ギャップに対するフォロー

- 高専ギャップを踏まえた上での適切な教育相談（進路相談を含む。）、学習相談、メンタルケアを含む学生生活相談の体制を整えること

高等専門学校は、義務教育を修了した高校生世代の子どもを学生として受け入れる5年間の教育課程の高等教育機関である。早期に専門教育を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的にするものであるが、他方で、この時期の子どもが、人の成長において大切な思春期にいたることには十分留意する必要がある。思春期の子どもは、体の成長と心の成長のバランスが崩れることがあり、大人として背伸びをしようとする一方で、心がついていかないこともしばしばみられるところである。こうしたギャップを「高専ギャップ」と呼ぶとすると、システムとして大人であることを前提として専門教育の習得を促す高専において、こうしたギャップを見過ごし、これに対応する配慮に欠ける場合、特に、成人年齢前の子どもにおいて、メンタル面で大きな負荷をかけるリスクが生じることになる。以上のことを踏まえ、改善が必要な点は次の3点である。

まず、教育相談（進路相談）である。高専において、高度の専門性が要求され、かつ2年次に進級する時を除き、4年間クラス替えがないといった高専の特殊性を踏まえて、高専の専門性は確保しつつ、高専に合わないまたは選択した学科が合わない学生が柔軟に進路選択をできるしくみを整える必要がある。そうした中に、普通高校への編入学を希望する学生もいることが想定されることから、高専の進級要件と、一般高校の単位取得要件が異なることも踏まえ、学生には、高校への編入学、大学入学資格の有無をあらかじめ明示すべきである。その上で、場合によっては、普通教育への変更を含めたその学生にとって最善の選択を支援するコンシェルジュのような学生教育相談の体制を整えるべ

きである。また、高専中退における単位取得証明、3年次修了証明書の取得手続の明確化も必要であり、希望する学生には、中退時における不利益を軽減する上でも、高認試験や大学・専門学校への編入、就職活動における履歴書の書き方などにも丁寧に応じる必要がある。

次に、学習相談である。義務教育を経てきた学生は、その評価において教科教育と並んで、生徒会活動を含む特別活動を重要なものと理解しているのに対して、高専においては、かかる活動は、もっぱら自主的に行われるものであり、教育課程において評価されることがなくなる。このことは、かかる活動を自己評価の重要な要素と考えてきた学生にとって支えを失うことを意味し、かかる転換点に学生がいることの意識は重要である。その上で、学生の自主性を尊重しつつ、学生の自己評価の支えを失わないよう、適切な学習相談体制を整える必要がある。

さらに、メンタルケアを含む学生生活相談である。高専ギャップは、身体的不調を来すと同時に、メンタル面においての不調を来すことがある。大人を志向する学生としては、こうした不調に対しては、もっぱら自分の問題と考え、他に相談しようとせず、結果として抱え込み、回復困難なまでの状況に陥ることもみられる。その意味では、専門職を配置した早期の発見と対応が必要である。その際、学生が自ら相談することは稀であることを踏まえ、相談窓口をおくだけではなく、教職員がそうした学生を促し、相談機関に繋ぐ取組が必要である。また相談窓口も、待つだけではなく、学生の集まるところに足を運び学生とコミュニケーションをとることで、相談のハードルを下げる取組もまた必要である。そして、適切な助言をするほか、適切な資源に繋いで学生が抱えている課題の軽減、解決を図る必要がある。東京高専では、ウェルネスセンターを設置しているが、そうした活動をこうした観点から検証すべきである。

(2) 学生と教員の関係性の確認

- 学生の地位と権利、教員の役割と義務を確認し、教員はこれを理解した上で、学生との良好な関係を築くべきである。

本件においては、学生が本来決定すべき所に教員が深く関わり、これを是としない学生と対立をし、教員の強い立場を前に、ハラスメントとして問題を提起せざるを得なくなるという出来事があった。また、責任の観点から、本来学校が判断すべき文化祭の中止を学生の決定組織を使って判断せざるを得なくなり、学生間の対立の原因となったり、または学生と学校の対立になったりしている。さらに、学生会費の使用について、経年にわたって放置されてきた問題を学校が正してこなかったことから、学生がこれに手をつけざるを得なくなり、結果として学生が過大な負担を負ったということもあった。さらに、確かに、適正さに疑義を欠くかのように見えながらも、規則としてルールがなかった学生会費の使用方法に関して、それを摘発するかのように、監査委員を動かすことはあってはならないことであった。すなわち、学生内の監査委員のしくみは、学生会内部のしくみであり、ある意味学校からの介入を防ぐために自治的に行われるもので、それをあろうことか学校側に当たる教員が、処分権限も背景として利用したというものである。

これらいずれをとっても、教員が学生の地位や権利を理解していないところから生じているものであるが、それすら気づいていないところに深刻な問題がある。改めて、学生の地位や権利は何か、学校の役割や義務は何か、どこまで学生に関わるべきかを確認し、適切な学生と教員の関係、学生と学校の間を築くべきである。また、そうした関係においても、権利侵害事例は起こりうるので、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどのハラスメントについて相談窓口と規定を整えるとともに、教職員に研修を行うとともに、学生が安心してこ

れを相談し、申し立てることのできるしくみを整えるべきである。

(3) 学生の自治との関係

- 学生会の自治的な活動は常に尊重されるべきである。
- そのためには、学校の役割と権限、義務の範囲を明確にすべきである。
また、教員が権限を濫用することがないように、学生と教員間の関係については周知するとともに、研修の機会を設けるべきである。

本件発生後、学校は、学生会活動の場となっている学生会室の使用等について禁止するなど、管理を強めているとの意見が寄せられている。

確かに、本件において、学生が独自に鍵を設けるなどの行為も見られたが、本件の問題は、そうした学生会室の使用にあったのではなく、学校（または教員）が、その権限を越えて学生会活動に関与したり、果たすべき責任を果たさず、学生がそれを負うことになったり、学校の対応・不対応が学生を追い詰め、学生が自殺に至ったというものである。そうであるとする、見直されるべきは、学生の学生会活動へ参加のあり方ではなく、学校の役割と権限、義務の範囲である。

高等専門学校に在籍する学生は、すでに述べたように、心身の成長にアンバランスを来す可能性のある学生らであり、これを踏まえた対応が必要であると同時に、思春期の時期を越えて大人として自立し、自立していこうとする層の学生らであることから、学生の日常の重要な局面である学校生活においても自治性、自立性が認められなければならない。

幸いにして、本件学生のみならず、その他の学生においても、自らの自立性、自治性に誇りを持ち、これを「東京高専の校風」と捉え自信を持っている学生が多数見られた。本件は、確かに痛ましい事件であるが、これを理由に学校の役割と権限、義務の範囲を越えて、学生の自由、自治に介入するようなことが

あつてはならない。

そして、本件が、すでに述べたとおり、学校（または教員）が、その権限を越えて学生会活動に関与したり、果たすべき責任を果たさず、学生がそれを負うことになったり、学校の対応・不対応が学生を追い詰め、学生が自殺に至ったことを踏まえ、学校の役割と権限、義務の範囲を学生の自治との関係で抑制的に整理、確認する必要がある。そして、本件が、権限を有する一教員が、あたかも学校を代表するかのよう振る舞った結果であることを踏まえると、こうした学校の役割と権限、義務の範囲を教職員に周知するとともに、適切な機会に研修を行う必要がある。

（４）組織的対応のための体制整備

- 高等専門学校は、大学等と同等の高等教育機関であると同時に、思春期の高校生世代が在籍する教育機関であることを踏まえ、教育機関としての規定、組織の整備を図るべきである。

本委員会は、本件について、当初より、学校の対応の問題として申し立てられていたことから、いじめ重大事態と捉えた審議は行っていないが、本件は、見方によっては、いじめ重大事態とみることもできる。いずれにせよ、在学する学生が、高校生世代の学生を含むことを踏まえると、いじめ防止対策推進法に準じた法令遵守、体制の整備に努めるべきである。

本件において、事件が発生した後の遺族等への対応、関係学生への周知、関係学生ではない学生への周知、公表、関係学生へのメンタルケアなど、いずれも十分なものではなく、その都度、遺族からの指摘を受けて対応する一方で、自ら判断して計画的に行ったものでないことから消極的な対応に終始したことが認められる。例えば、ホームページでの公表は、遺族が望まないのであればともかく、公表に同意している場合には、これから進学を予定し

ている生徒や保護者等も関係者としてはっきり位置づけ、的確な情報を、適時に公表する必要があったといえるであろう。様々な憶測、流言を防止する意味でも不可欠であったといえる。いずれにせよ、後期中等教育機関が遵守すべきガイドライン等を十分に踏まえ、責任ある体制を整える必要がある。

また、そのためには、校長をはじめとした管理職の責任ある判断、行動が重要であることは言うまでもない。本件において、残念であったのは、学生委員会の教職員が対応する一方で、管理責任を負う校長の当事者意識が薄く、相応の責任感を持ち得ていないことであった。高専の校長は、外部の教育行政等での実績を踏まえた者が任じられるのが慣例になっているようであるが、高専の教職員が信頼感をおく、帰属意識の高く、責任を持った運営をすることのできる者を任命すべきである。

2 高専機構に対する提言

(1) 高度な専門性に基づく指導助言機能

- 高専機構は多くの高等専門学校を設置者の立場であるにもかかわらず、体制が脆弱である。とりわけ、各高専で生じた事件、人権侵害事案への設置者としての対応、学生への教育指導やメンタルケアを含めた学生指導への設置者としての対応が的確に行われるよう体制を強化すべきである。

公立学校においては、後期中等教育を含めた中等教育について、指導主事を配置してより専門的な立場から有効な指導・助言のしくみを整えている。これらは、言うまでもなく指揮・監督とは性格を異にする専門性のある指導・助言行政の一環であり、各学校が当事者となりその機能を発揮することが困難になったときはもちろんのこと、日常的な予防等においても重要な役割を果たしている。

ところが、高専機構は、どちらかと言えば、各高専との関係において研究と経営の分離の観点から、経営上の環境整備を図るものとのみ位置づけられていたと思われる。しかしながら、各高専で日々生起する問題として、学問研究上の問題の他、学生間あるいは学生と教職員間で発生するいじめやハラスメントを含む人権侵害事案があり、これに対して、指導・助言を本質とする設置者の役割と責任が十分位置づけられていない。

こうした問題への対応は、第一義的には、各高専が行うべきものであるが、これに的確な指導・助言をする機能は重要であり、高専の学生には、高校生世代の学生が含まれることを考えるとこうした機能は不可欠ある。こうした指導・助言に当たる機構の職員には専門性（保健衛生、精神衛生、労務管理等）を求める必要があり、全国の高専において、学生が命を絶つような事件が繰り返し生じている現状に鑑みれば、たとえば、高専機構がかかる指導助言をきちんと果たせるだけの専門的能力をもっているものを参事として採用する等の具体的取組が必要である。

そのための予算の裏付けが必要であることはいうまでもなく、国は人や予算の多くをこうした高専機構の体制整備を含めた高専の学生支援に充てる必要があり、具体的な体制の整備の中で、専門家の雇用を行い、または連携を図ることが必要であろう。いずれにせよ、機構が各高専をバックアップする仕組みをつくることは急務である。

（２）高専機構の重大事態への対応体制の整備

- 高専機構は、自死・自死未遂事件などの重大事態に対応する体制を整備すべきである。

いじめ防止対策推進法では、設置者の役割も重要なものと考えられており、特に、重大事態が発生した場合の調査義務は設置者にも課されているところで

ある。もちろん、高専の場合、いじめ防止対策推進法の適用を越えた部分がある一方で、在籍する学生の年齢からするとこれに準じた対応を必要とする場合があり、また、原因がいじめであるかどうかにかかわらず、自殺や心身への被害が生じる場合があり、設置者としての対応が不可欠となる場合がある。こうした場合に、これを専門的に適時的確な判断をする体制が必要であるが、それが十分整えられていない現状がある。早急に人員を確保し整えられるべきである。

また、人権侵害事案の多くは、当該学校で十分な対応がなされていないことを原因として起こるものである。各高専において、人権侵害事案に対応するしくみを整えることは重要なことである一方で、人権侵害事案のこうした背景を考えると、学生等から直接相談を受け、人権侵害の有無を判断し、各高専への指導・助言を含めてこれに対応するしくみを設けることは重要であり、その手続の整備、各高専との関係の整理を含めてなされるべきである。

（３）調査研究及び研修等の重要性

- 重大事態の要因や背景についての調査研究をおこない、その知見を蓄積すべきである。
- 自殺、いじめ、ハラスメント、不適切指導、異性関係・性的関係を含む人間関係について、研修制度を設けるべきである。

自死、自死未遂事案は発生の頻度が高くなく、また対応の困難度も高いため、各高専で対応するのは難しい。そのため、高専機構として組織全体として、自殺対応等に関する体制の整備を進めるとともに、学生及び教員の自死、自死未遂事案について、要因や背景に関する調査研究を行い、高専機構としてその知見を蓄積する必要がある。

また、こうした知見をもとに、問題が起きたときのリスク管理及び対処のあ

り方を明確にし、自死、自死未遂事案への対応ガイドラインを整える必要がある。ガイドラインは、実際の事案の問題点を踏まえて、これを定期的に更新することが重要である。また、各高専にこれを周知、徹底し、各高専を訪問して、具体的事例をもとに意見交換をする等しながら、各高専の体制のブラッシュアップを図るべきである。チェックリストに基づく各高専からの報告を促すことも有効な手段である。

また、こうした成果に基づく高専機構内での研修、各高専に向けた研修も積極的に実施し、人権侵害を防止し、人権侵害を早期に発見し、人権侵害に迅速に対応し、人権侵害が起こらず、起こったとしてもこれを原因として人の命を奪うことのない高専づくりを行うべきである。